

玉野市 子ども・若者計画

すべての子ども・若者が 希望をもって
安心して住み続けられるまち たまの



ごあいさつ

近年、我が国では少子高齢化が加速し、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進行や地域コミュニティが希薄化する中、児童虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困など、解決すべき課題は多様化、複雑化しています。

このような中、国においては、令和5年に「こども基本法」が施行され、こども施策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が本格的に始動しました。本市においても「こどもまんなか社会」の主旨に賛同する観点から、令和6年7月に「こどもまんなか宣言」を行うとともに、令和7年3月に「第3期 玉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる玉野市を目指して「こども家庭センター」の設置や「産前・産後支援事業」の拡充等、様々な子育て支援施策を推進しております。

この度「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として、これまで推進してきた「第3期 玉野市子ども・子育て支援事業計画」を包含するとともに、少子化対策、子どもの貧困対策やヤングケアラー対策など、子ども施策全般に関する統一的な新たな計画として、令和8年度から令和11年度までを計画期間とする「玉野市子ども・若者計画」を策定いたしました。

本計画では、対象を青年期の若者まで拡大するとともに、子どもの視点に立った施策を総合的に推進するため、「すべての子ども・若者が 希望をもって 安心して住み続けられるまち たまの」を基本理念に掲げ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。

今後も引き続き行政、学校、地域、企業、そして市民の皆様と手を取り合い、子ども・若者がどこにいても見守られ、誰一人取り残さず、健やかな成長を地域全体で支え、安心して住み続けられる玉野市を目指して、様々な支援施策を全力で進めてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やグループインタビュー、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

玉野市長 柴田義朗



～ 目 次 ～

| | |
|---|----|
| 第1章 計画の概要----- | 1 |
| 【1】計画策定の社会的背景----- | 1 |
| 【2】計画の枠組みについて----- | 3 |
| 【3】計画策定の趣旨と視点----- | 4 |
| 【4】計画の概要----- | 7 |
| 【5】計画の策定方法----- | 8 |
| 第2章 子ども・若者施策を取り巻く本市の現状----- | 10 |
| 【1】人口の状況----- | 10 |
| 【2】出生等の状況----- | 14 |
| 【3】世帯の状況----- | 16 |
| 【4】就業の状況----- | 17 |
| 【5】教育支援の状況----- | 21 |
| 【6】生活支援の状況----- | 22 |
| 第3章 アンケート調査結果等から読み取れる現状と課題----- | 26 |
| 【1】アンケート調査結果から読み取れる現状----- | 26 |
| 【2】グループインタビュー調査結果から読み取れる現状----- | 45 |
| 【3】現状分析から読み取れる本市の課題----- | 47 |
| 第4章 子ども・若者施策の推進に関する基本的な方針----- | 50 |
| 【1】基本理念----- | 50 |
| 【2】施策体系----- | 51 |
| 第5章 子ども・若者支援施策の展開----- | 52 |
| 【基本目標1】子ども・若者の未来をひらく基盤づくり----- | 52 |
| 【基本目標2】安心して子育てできる環境づくり----- | 55 |
| 【基本目標3】心豊かな成長を支える学びの場づくり----- | 61 |
| 【基本目標4】全ての子ども・若者にやさしい生活環境づくり----- | 65 |
| 【基本目標5】子ども・若者の貧困と格差を解消する環境づくり （「玉野市こどもの貧困対策推進計画」）----- | 70 |
| 【基本目標6】子ども・若者の活躍を支えるまちづくり----- | 73 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 第6章 サービスの見込み量と確保方策----- | 77 |
| 【1】教育・保育提供区域の設定----- | 77 |
| 【2】玉野市幼保一体化等将来計画----- | 78 |
| 【3】幼児期の学校教育・保育の見込量と提供体制----- | 79 |
| 【4】地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制----- | 82 |
| 第7章 計画の推進体制----- | 92 |
| 【1】庁内推進体制----- | 92 |
| 【2】市民の参画や地域との連携----- | 92 |
| 【3】玉野市子ども・子育て会議----- | 92 |
| 【4】計画の進行管理----- | 93 |
| 資料編----- | 94 |
| 【1】玉野市子ども・子育て会議設置要綱----- | 94 |
| 【2】玉野市子ども・子育て会議委員名簿----- | 96 |
| 【3】策定経過----- | 97 |

【1】計画策定の社会的背景

1 社会的背景

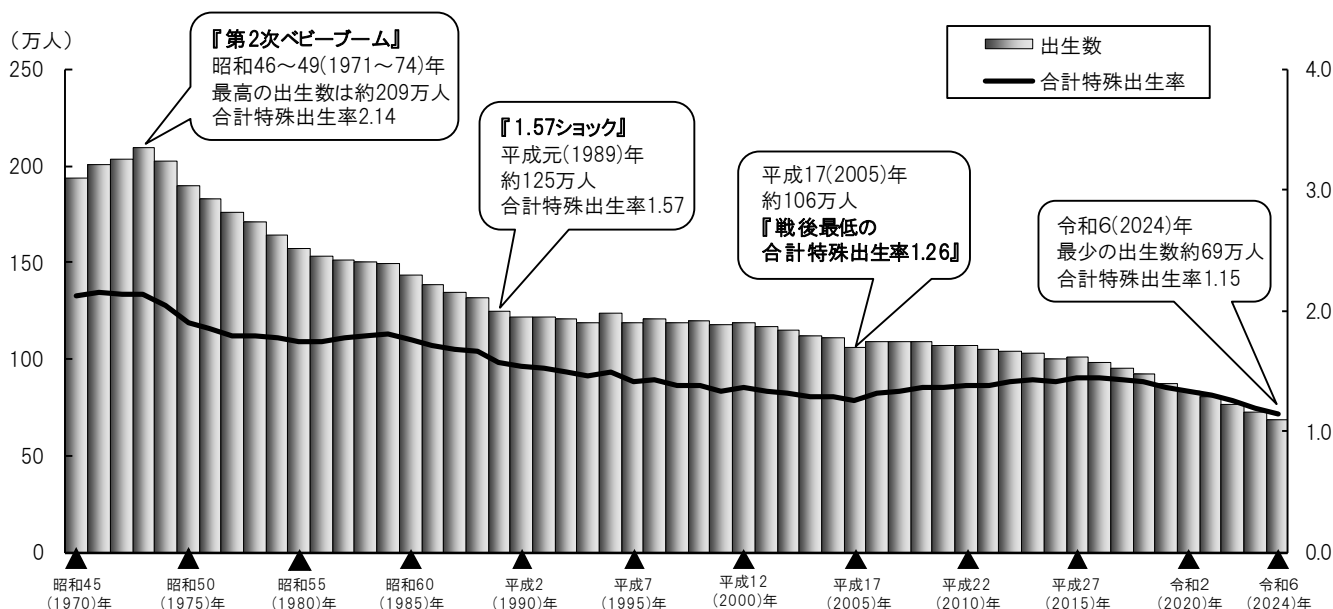
近年、我が国においては、総人口の減少をはじめ、少子高齢化や世帯人員の減少傾向、就労環境の変化等を背景に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

令和6（2024）年の出生数は約69万人と過去最低を記録し、一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.15と、長期的に減少を続けています。また、子どもの貧困問題やヤングケアラー問題^{※1}、子どもへの虐待問題など、様々な社会的課題の解決に向けて、子どもの生活を地域社会全体で支援していくことが重要となっています。

一方、国においては、令和3（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会^{※2}」の実現を目指す取組が進められることになりました。令和5（2023）年には、子ども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを目的に「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、子ども政策を総合的かつ強力に推進することとしています。

「こども基本法」は、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、また、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律で「玉野市こども・若者計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

【合計特殊出生率の推移（全国平均）】



資料：人口動態統計

※1 子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められる場合の様々な問題のこと。

※2 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

注：本書では「子供」「子ども」「こども」の表記については、固有名詞や図表等の引用を除き「子ども」に統一しています。

2 こども基本法について

「こども基本法」は、子ども政策を社会全体で総合的に推進することを目的とした法律で「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」の精神を踏まえ、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができること、そして子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとしています。

※ 平成6（1994）年4月22日に批准

3 こども未来戦略

国においては、令和5（2023）年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。

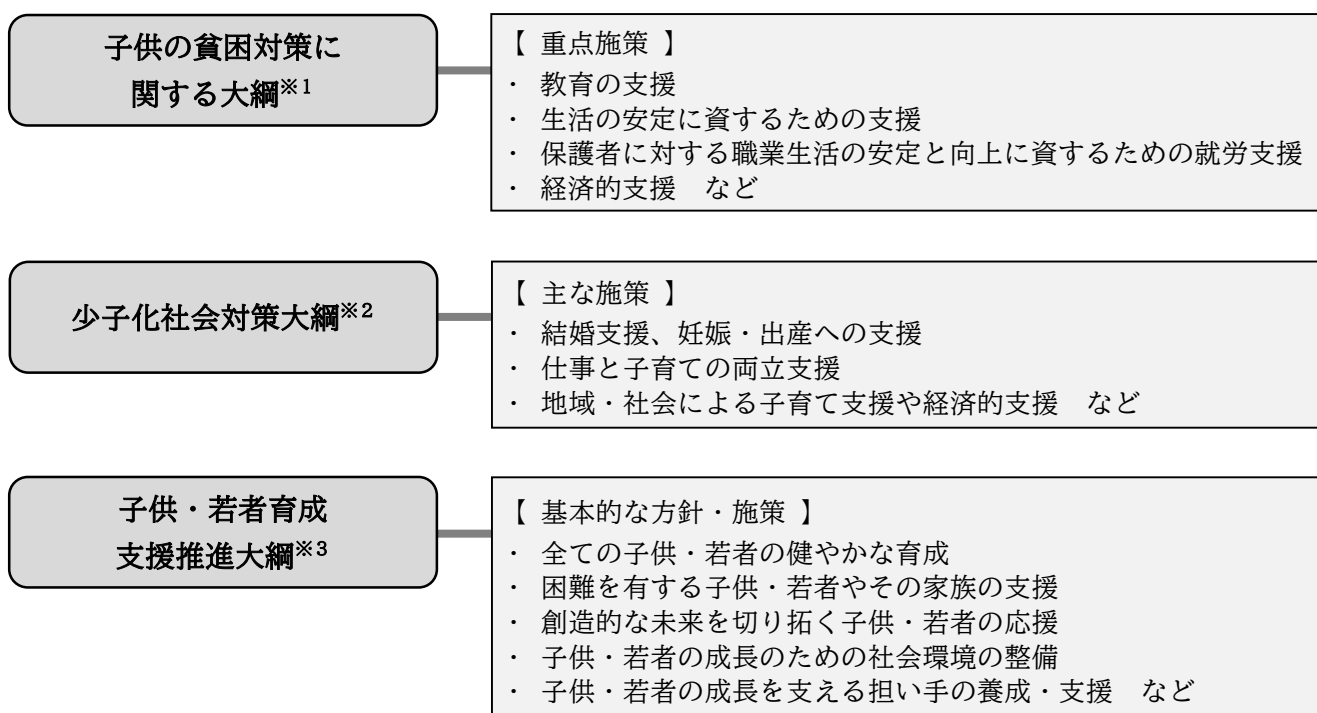
この戦略では「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念を掲げるとともに、少子化対策に集中的に取り組むため、令和8（2026）年度までの3年間を集中取組期間として「経済的支援の強化」（児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減等）、「すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」創設、伴走型相談支援、貧困・虐待防止・障害児・医療的ケア児等の多様な支援ニーズへの対応等）、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進等）、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」に取り組むこととしています。

令和7（2025）年度からは「妊婦のための支援給付」「妊娠期から寄り添う伴走型支援」「産後ケア事業」「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」「出生後休業支援給付」「所定外労働の制限」などの実施により、更なる充実が図られています。

【2】計画の枠組みについて

「こども大綱」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」「少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）」及び「子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）」の規定に基づく 3 つの大綱を融合し、これまで個別に推進されてきた子ども施策を一元化し、総合的に推進することとしています。

【 「こども大綱」に関連する 3 つの大綱の概要 】



※1 令和元（2019）年 11 月 29 日閣議決定

※2 令和 2（2020）年 5 月 29 日閣議決定

※3 令和 3（2021）年 4 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定

「こども基本法」第 10 条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。本計画には「こども大綱」と、それに関連する 3 つの大綱を踏まえ、子どもの健やかな成長に対する支援等をはじめ、若者や子育て家庭に関連する施策を策定します。

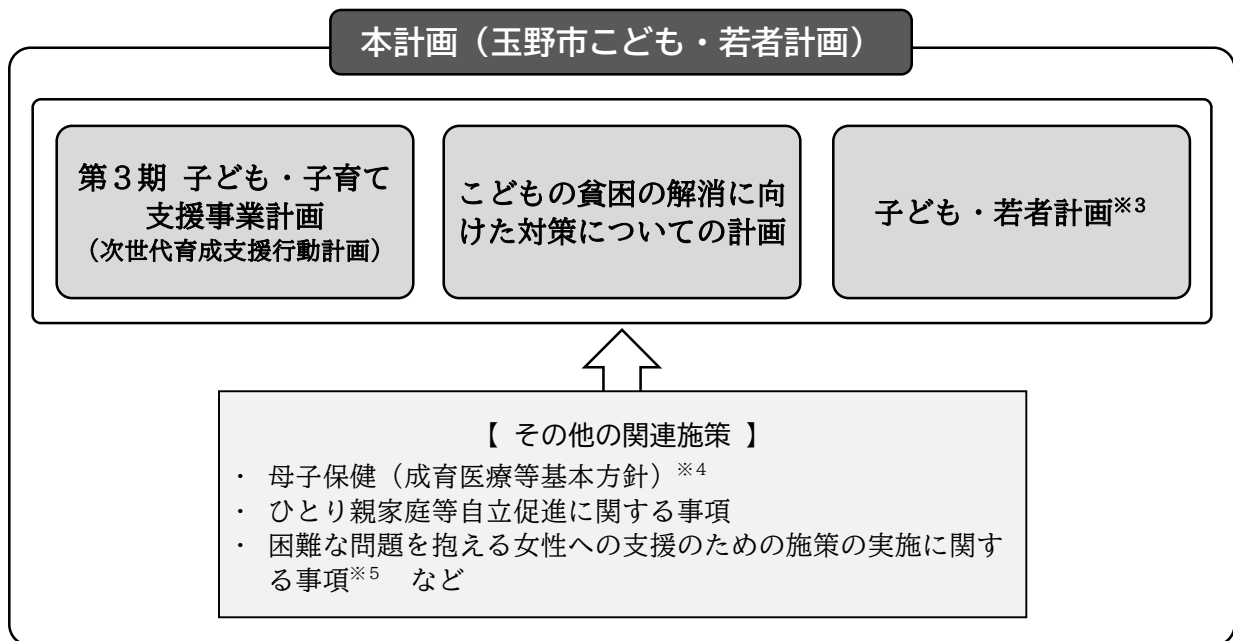
【3】計画策定の趣旨と視点

1 策定の趣旨

本市では、令和7（2025）年3月に「第3期 玉野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）を、国の指針^{※1}等に基づき策定し「安心して産み、育てられるまち 子どもたちが、のびのび育つまち 子育てを、みんなで支えあうまち」を基本理念に掲げ、誰一人取り残さず、健やかな子どもの成長を地域全体で支え、安心して子育てができる玉野市を目指して、様々な子育て支援施策を推進しています。

「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{※2}」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令等で定める子ども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 少子化社会対策に関する施策を含む。

※4 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」

※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

2 基本的な視点

本計画においては、国の「こども大綱」に基づき、子ども・子育て支援、そして若者への支援をまちづくりの中心に据えて、次の6つの基本的な視点を定め、様々な施策に取り組みます。

施策の展開に当たっては、本市の子育てを取り巻く現状や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、本市の実情に即した効果的な取組を推進します。

【 こども大綱における基本的な視点 】

| | |
|------------------------|---|
| 1 子ども・若者の最善の利益を図る | ○ 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る |
| 2 当事者と対話しながらともに推進する | ○ 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく |
| 3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する | ○ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する |
| 4 貧困と格差の解消を図る | ○ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする |
| 5 結婚・子育てに関する希望の形成 | ○ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む |
| 6 関係機関との連携を重視する | ○ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する |

3 「岡山県こども計画」との整合

岡山県では、令和7（2025）年3月に「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」が策定されました。本計画は、この計画との整合を図りながら策定する必要があります。「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」は、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども、若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担う全ての子ども、若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として位置付けられています。

【参考：「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」の施策について】

| 基本理念 | |
|---|--|
| すべての子ども・若者が「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、笑顔で暮らせる未来に向けて | |
| 施策体系 | |
| I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備 | |
| 1 若者のライフデザイン構築支援 | |
| 2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備 | |
| 3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進 | |
| II 乳幼児期における教育・保育の充実 | |
| 1 社会全体で子育てをする気運の醸成 | |
| 2 乳幼児期の教育・保育の充実等 | |
| 3 地域ぐるみの子育て支援の推進 | |
| III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実 | |
| 1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上 | |
| 2 子ども・若者の社会性向上 | |
| 3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 | |
| 4 子ども・若者の居場所づくり | |
| 5 地域・世代間交流の促進等 | |
| IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援 | |
| 1 社会的養育体制の充実 | |
| 2 子ども虐待防止対策の充実 | |
| 3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実 | |
| 4 ひとり親家庭等の自立支援 | |
| 5 子どもの貧困対策の推進 | |
| V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進 | |
| 1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス） | |
| 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保 | |
| 3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制 | |
| 4 安全・安心な子育て環境の整備 | |
| VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映 | |
| 1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映 | |

【4】計画の概要

1 本市における計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「玉野市総合計画（2023）」及び「たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画として「地域共生社会」の実現を目指す「玉野市地域福祉活動推進計画」、そして関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

【上位計画】

- 玉野市総合計画（基本構想：令和5（2023）年度～令和22（2040）年度）
- たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略



地域共生社会の実現

【高齢者】

- 玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画

【障害のある人】

- 玉野市障害者基本計画
- 玉野市障害福祉計画・障害児福祉計画

【子ども・若者】 (本計画)

- 玉野市子ども・若者計画（子ども・子育て支援事業計画等を含む。）

【全市民】

- 玉野市地域福祉計画
- 健康たまの21計画
- 玉野市食育推進計画
- 玉野市自殺対策基本計画
- たまの男女共同参画プラン

2 計画の期間

本計画の推進期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【5】計画の策定方法

1 玉野市子ども・子育て会議における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「玉野市子ども・子育て会議」における協議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

2 アンケート調査の実施

本市在住の小・中学生及びその保護者、若者における生活の実態や暮らしやすいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

なお、小・中学生とその保護者については、両者の回答をひも付けして相関性を分析しました。

| 対象区分 | 小・中学生 | 小・中学生の保護者 | 若者 | |
|------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|
| 調査名称 | 玉野市 小学生・中学生の生活アンケート | 子どもの生活実態に関する調査 | 玉野市 若者の意識と生活に関するアンケート調査 | |
| 調査対象 | 小学5年生 中学2年生 | 左記小・中学生の保護者 | 17歳～39歳の市民 | |
| 調査方法 | 学校を通じた配布～インターネットによる回答 | 学校を通じた配布～インターネットによる回答 又は郵送回収 | 郵送配布～郵送回収及びインターネットによる回答 | |
| 調査期間 | 令和7（2025）年7月 | | | |
| 回収状況 | 配布数 | 小学生 384人 中学生 353人 合計 737人 | 小学生 384人 中学生 353人 合計 737人 | 2,360人 |
| | 有効回収数 | 小学生 190人 中学生 176人 合計 366人 | 小学生 146人 中学生 114人 合計 260人 | 335人 |
| | 有効回収率 | 小学生 49.5% 中学生 49.9% 合計 49.7% | 小学生 38.0% 中学生 32.3% 合計 35.3% | 14.2% |

3 グループインタビュー調査の実施

高校生、大学生（専門学校生）を含む若い年齢層を対象に、ふだんの生活状況や意見、要望等について生の声を聴き、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、グループインタビュー調査を実施しました。

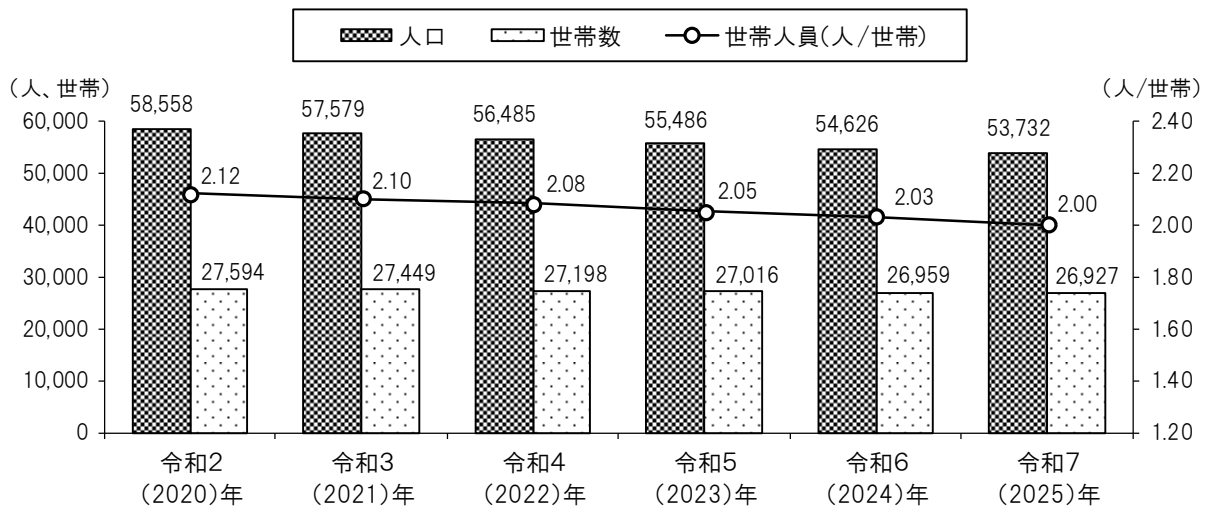
| グループ名 | 対象 | 開催日時 | 開催場所 |
|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 高校生グループ | 玉野市内に在住している高校生（7名） | 令和7（2025）年 8月8日（金）10:00～ | 玉野市役所 庁舎 |
| 大学生グループ （専門学校生） | 玉野市内に在住している大学生 （専門学校生）（6名） | 令和7（2025）年 8月6日（水）13:00～ | 玉野市総合 医療専門学校 |
| 若者グループ | 市内在住の18歳～39歳の若年層 （大学生を除く。）（6名） | 令和7（2025）年 8月6日（水）18:30～ | 玉野市役所 庁舎 |

【1】人口の状況

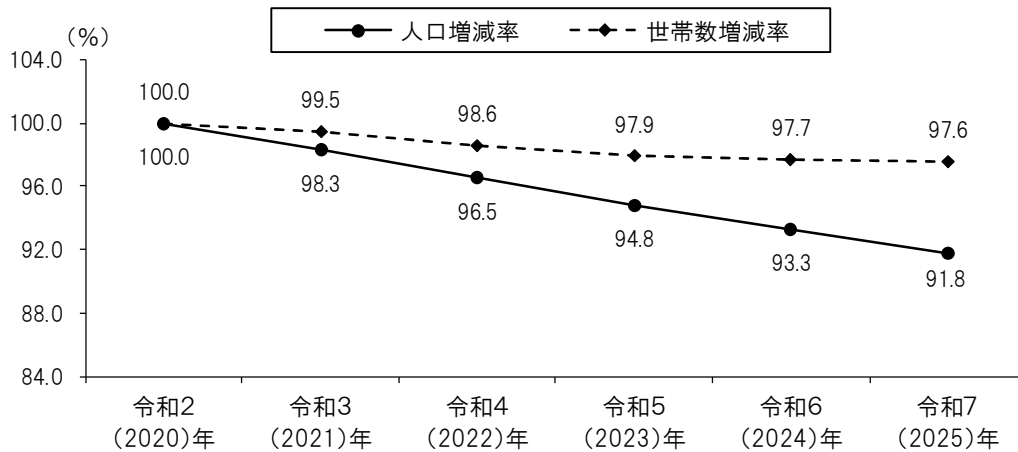
1 人口・世帯数

本市の人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年3月現在 53,732 人となっています。世帯数も緩やかに減少しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和2（2020）年の 2.12 人から令和7（2025）年で 2.00 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



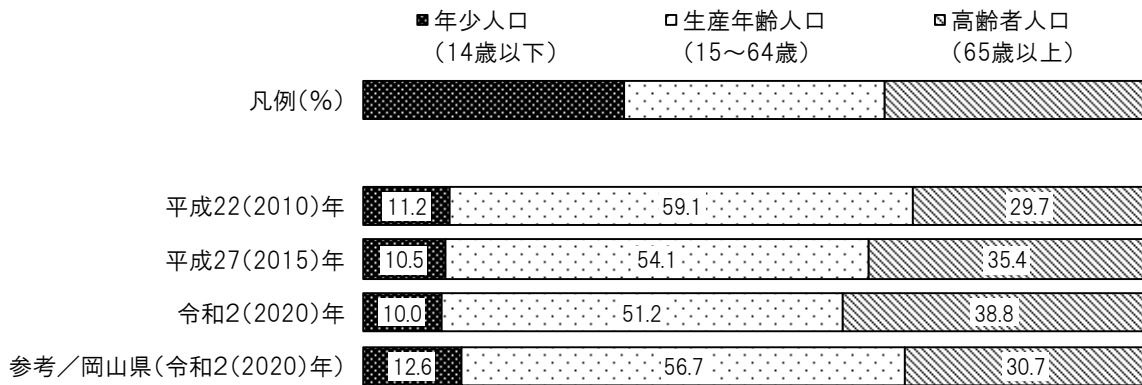
注：増減率は、令和2（2020）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和2（2020）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が10.0%、「生産年齢人口（15～64歳）」が51.2%、「高齢者人口（65歳以上）」が38.8%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、岡山県の平均を上回っています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

【 年齢3区分別人口構成比 】



資料：国勢調査

3 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和5（2023）年度では、合計838人の人口減少となっています。

【 人口動態 】

(単位：人)

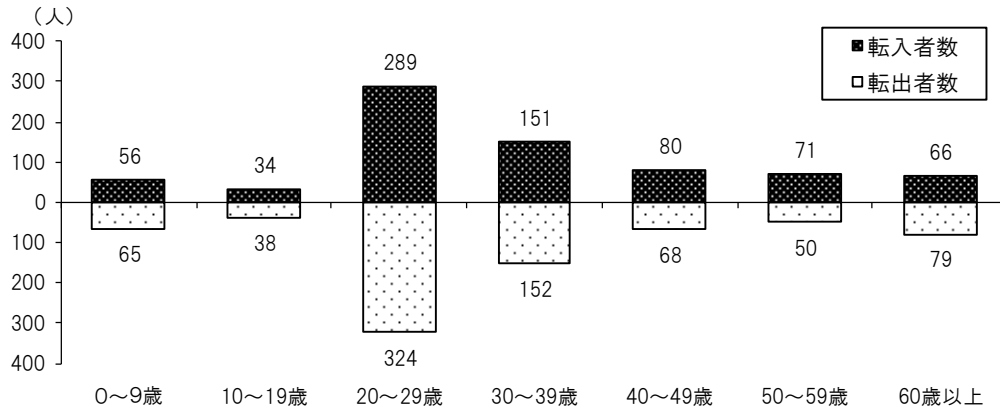
| | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 人口動態 (g) |
|-------------|------------|-------------|------|-------|-------|------|-------------|
| | 出生数 (a) | 死亡者数 (b) | (c) | 転入(d) | 転出(e) | (f) | |
| 令和2(2020)年度 | 259 | 831 | -572 | 1,252 | 1,649 | -397 | -969 |
| 令和3(2021)年度 | 269 | 922 | -653 | 1,217 | 1,625 | -408 | -1,061 |
| 令和4(2022)年度 | 250 | 1,006 | -756 | 1,548 | 1,745 | -197 | -953 |
| 令和5(2023)年度 | 218 | 935 | -717 | 1,489 | 1,610 | -121 | -838 |

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

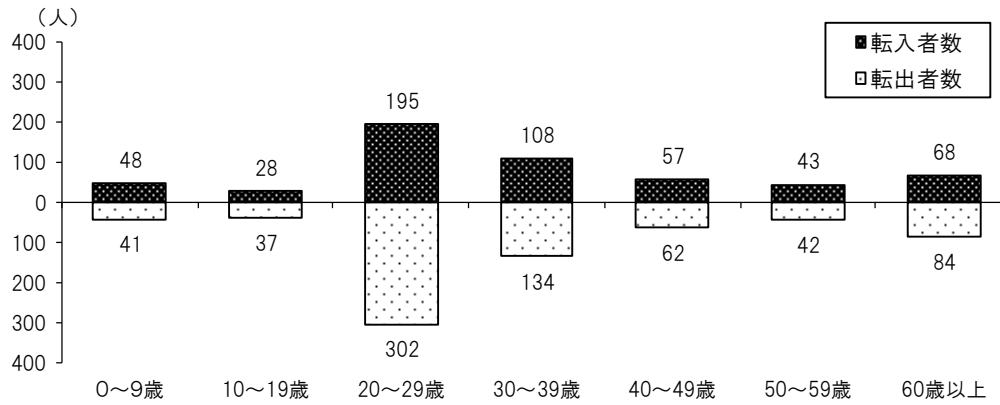
資料：住民基本台帳（各年度3月末日現在）

年齢別に社会増減数をみると、男女共に 20 代で転出者数が多く、男性の 40～50 代で転入者数が多くなっています。

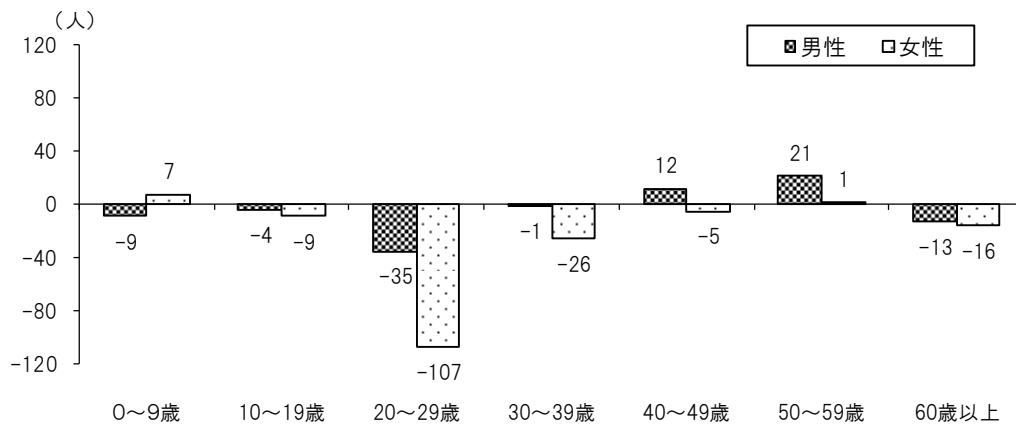
【 年齢別転入・転出者数（男性） 】



【 年齢別転入・転出者数（女性） 】



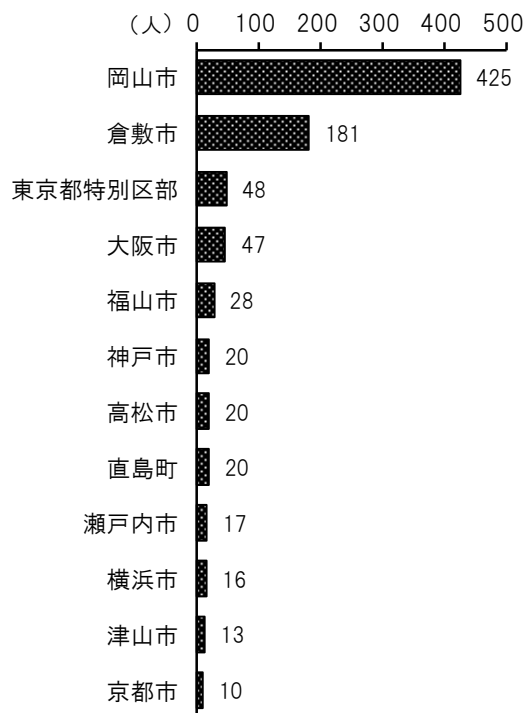
【 年齢別社会増減数（転入者数－転出者数） 】



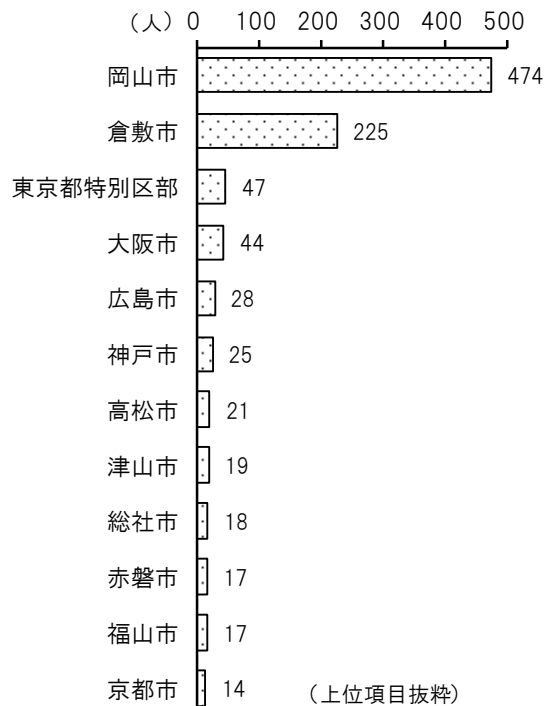
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6（2024）年）

本市への年間当たり転入者は、「岡山市」からが最も多く、次いで「倉敷市」「東京都特別区部」「大阪市」となっています。一方、本市からの転出先も「岡山市」「倉敷市」が多く、人口交流関係が強い傾向がうかがえます。また、「岡山市」「倉敷市」は転出者数が転入者数を上回る転出超過の状態となっています。

【 玉野市への転入元地 】



【 玉野市からの転出先 】



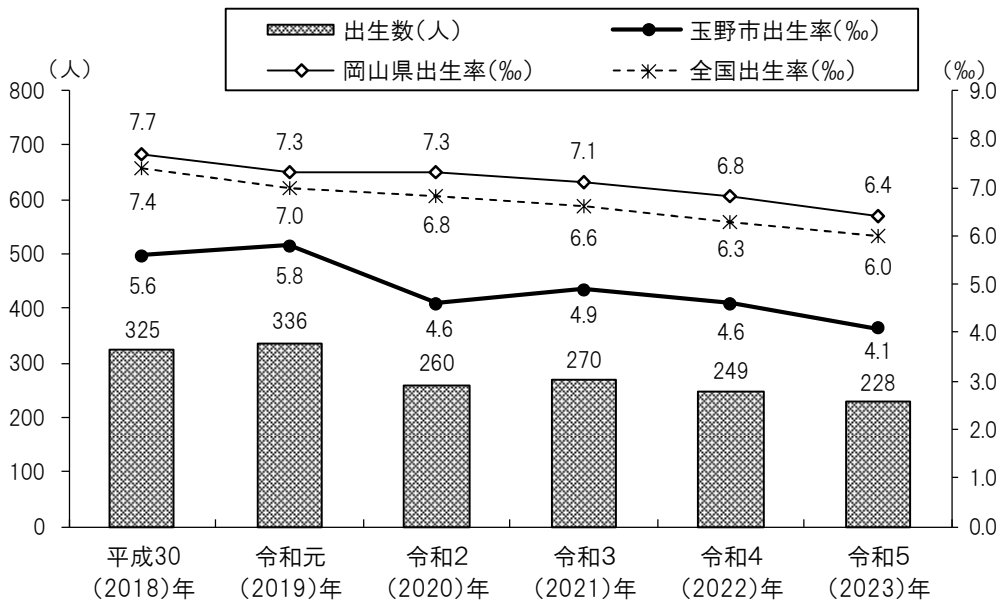
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6（2024）年）

【2】出生等の状況

1 出生数・出生率

本市の出生数は、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年は228人となっています。また、本市の出生率^{※1}は、全国や岡山県の平均を下回って推移しています。

【出生数・出生率の推移】

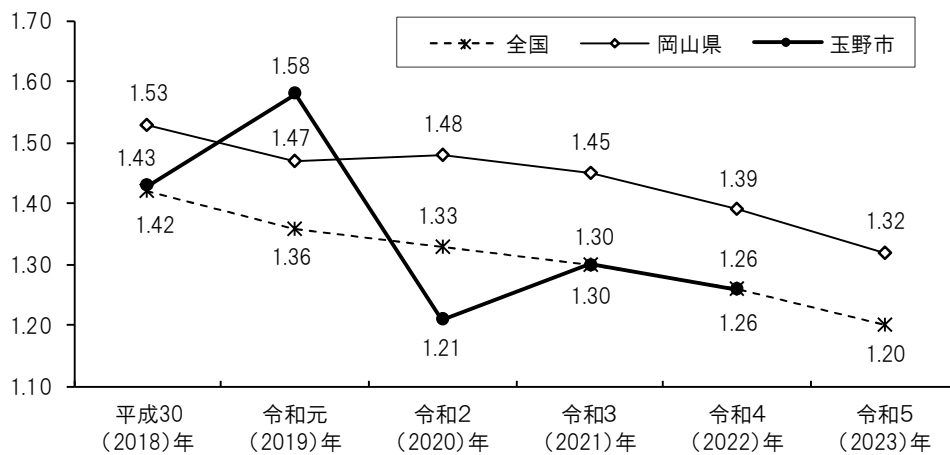


※1 人口1,000人当たりにおける出生数の割合(‰パーミル)
資料：岡山県衛生統計年報

2 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率^{※2}は、令和4（2022）年は1.26人となっており、岡山県の平均を下回り、全国平均と同程度となっています。

【合計特殊出生率の推移】



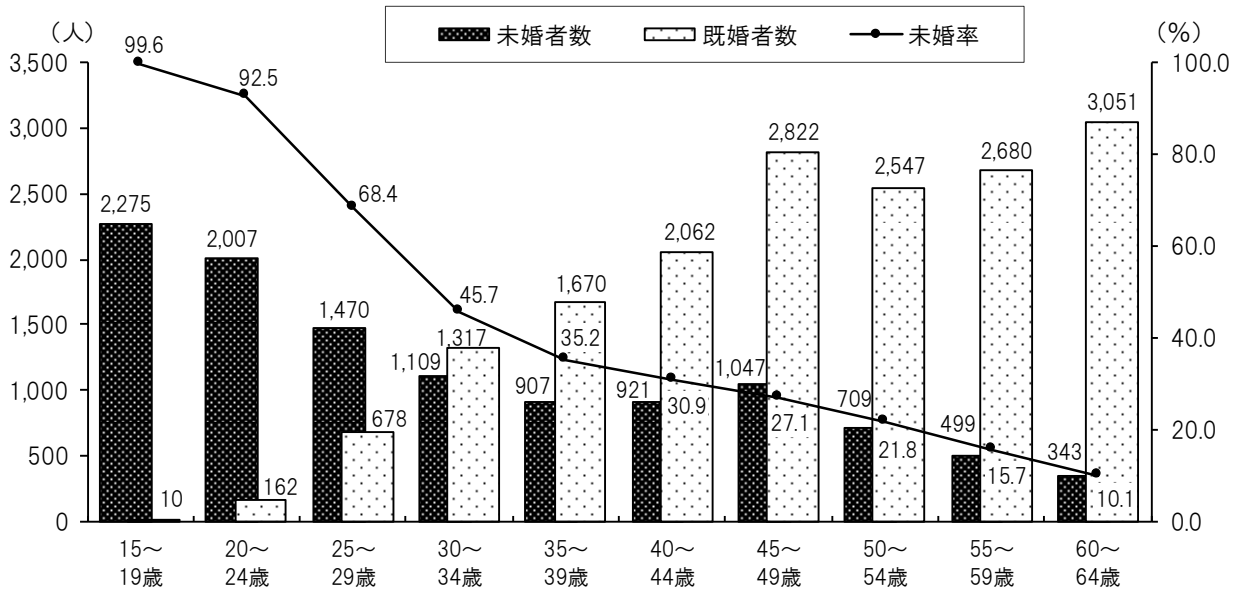
※2 一人の女性が生涯に生む子どもの人数
資料：岡山県衛生統計年報（玉野市の令和5（2023）年の数値は現時点では未公表）

3 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代前半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。

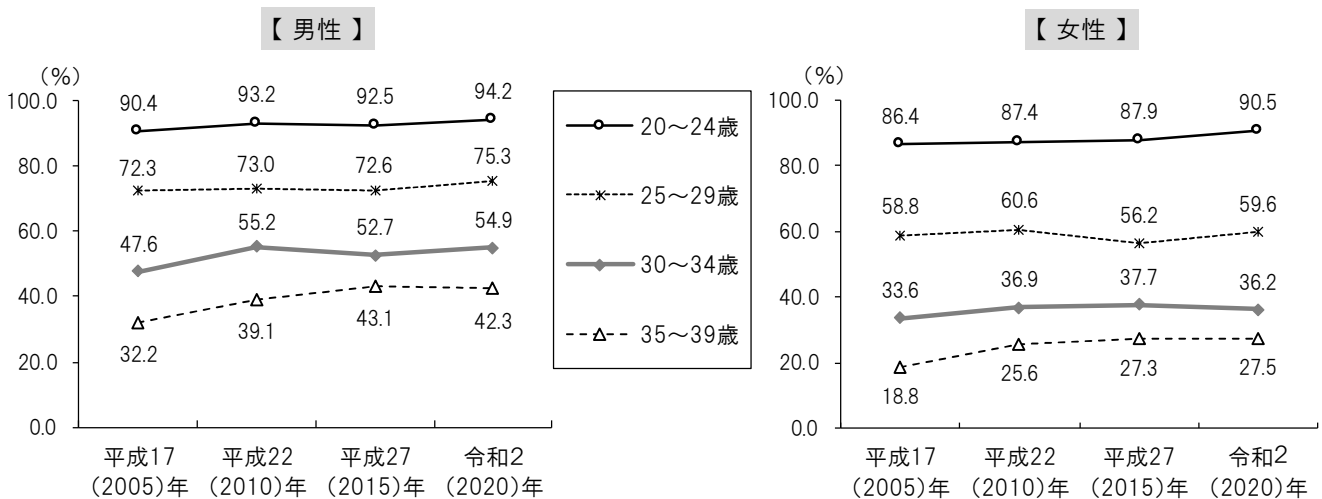
年齢別に未婚率の推移をみると、平成27（2015）年に比べ、男女共に20代の未婚率が増加しています。また、平成17（2005）年に比べ、男女共に35～39歳の未婚率が大きく増加しています。

【 年齢別未既婚者数と未婚率 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

【 年齢別未婚率の推移 】



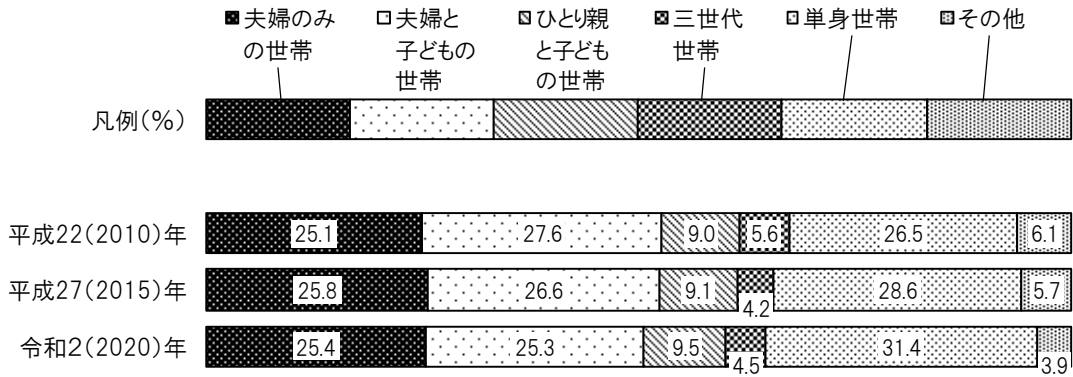
資料：国勢調査

【3】世帯の状況

1 世帯構成

世帯構成について、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあります、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

2 ひとり親家庭の状況 (20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2 (2020) 年では 325 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

| | 平成 22(2010)年 | 平成 27(2015)年 | 令和2(2020)年 |
|------------|--------------|--------------|------------|
| ひとり親家庭(合計) | 474 | 395 | 325 |
| 母子世帯数 | 414(87.3%) | 343(86.8%) | 275(84.6%) |
| 父子世帯数 | 60(12.7%) | 52(13.2%) | 50(15.4%) |

資料：国勢調査

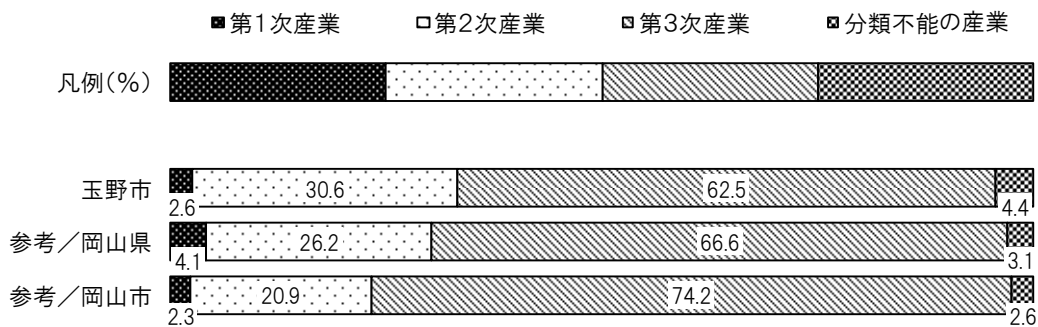
【4】 就業の状況

1 就業構造

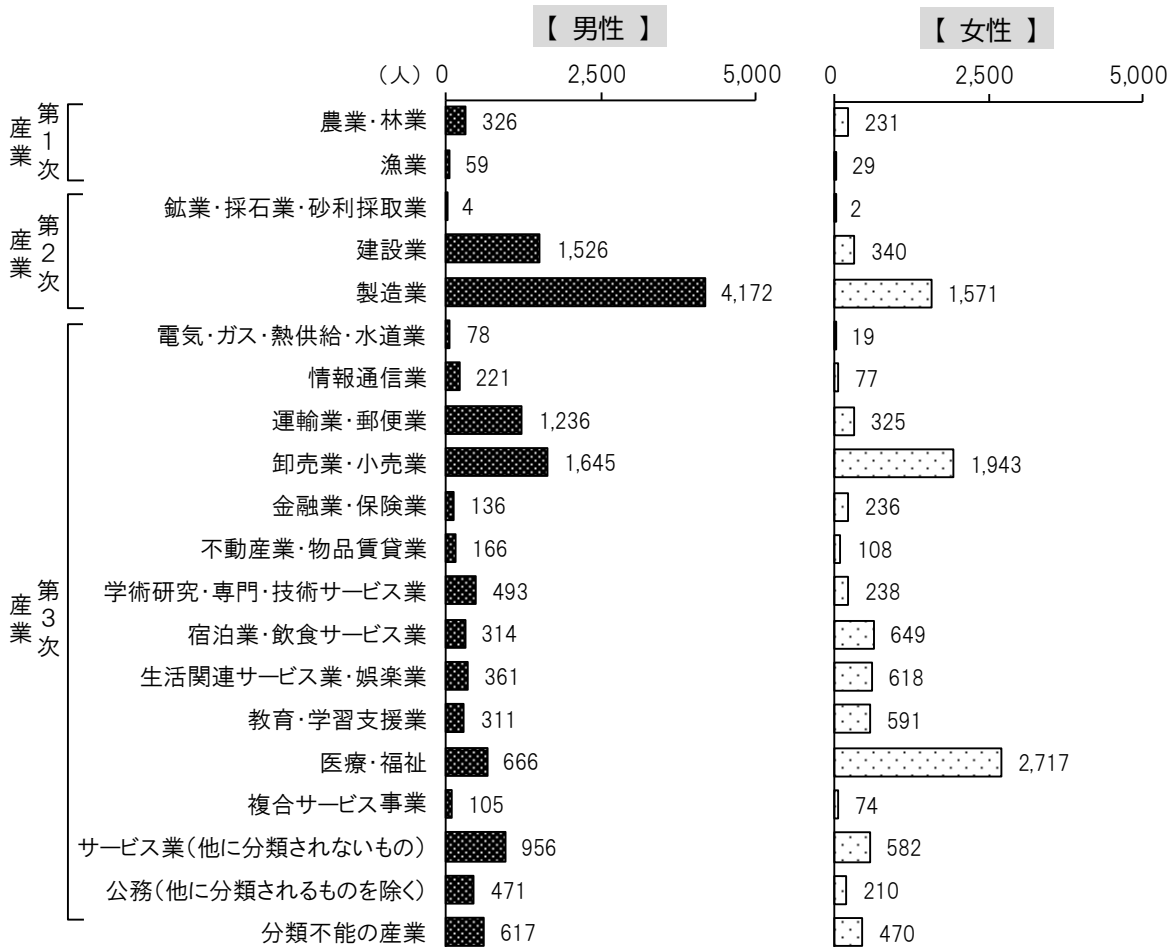
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が2.6%、第2次産業が30.6%、第3次産業が62.5%となっています。岡山県全体と比べ、第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

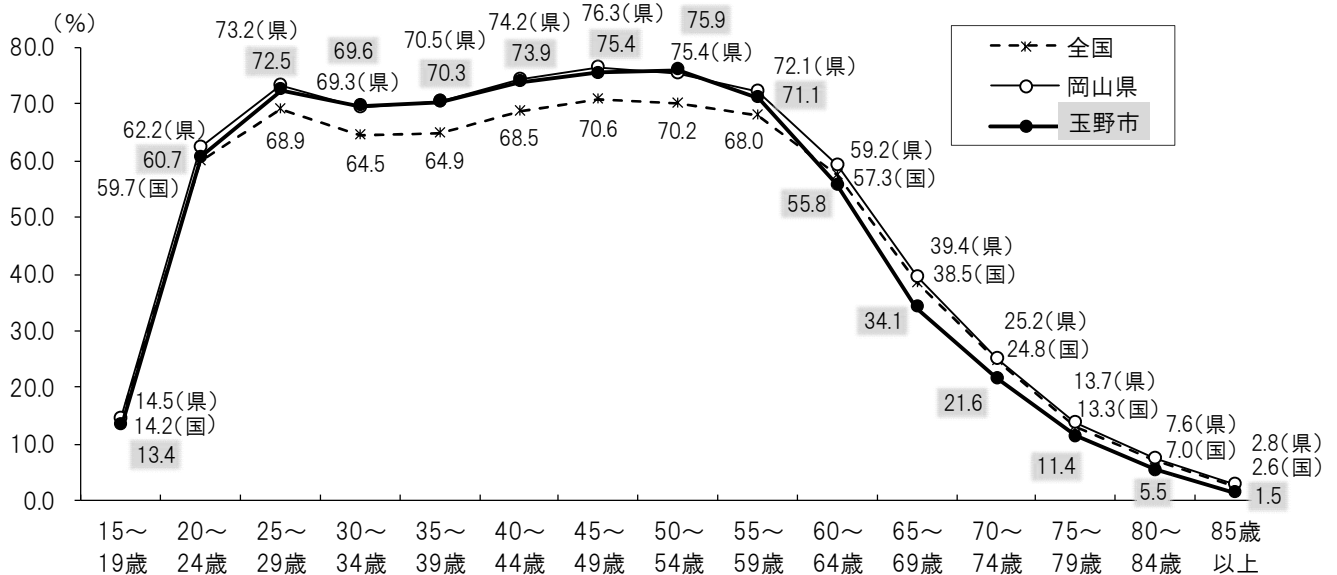


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

2 女性の年齢別就業率

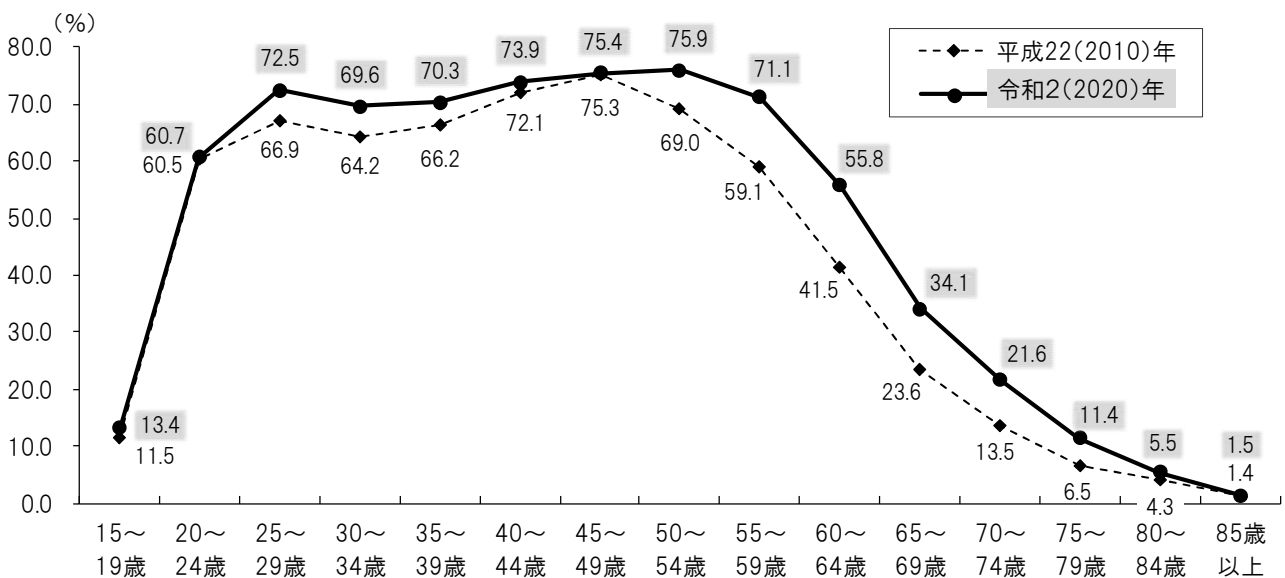
60歳未満における本市の女性の就業率をみると、全国の平均を上回り、岡山県の平均と同程度となっています。また、平成22(2010)年に比べ全体的に増加しており、平成22(2010)年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、令和2(2020)年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

【女性の就業率（国・県比較）】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

【女性の就業率（経年比較）】



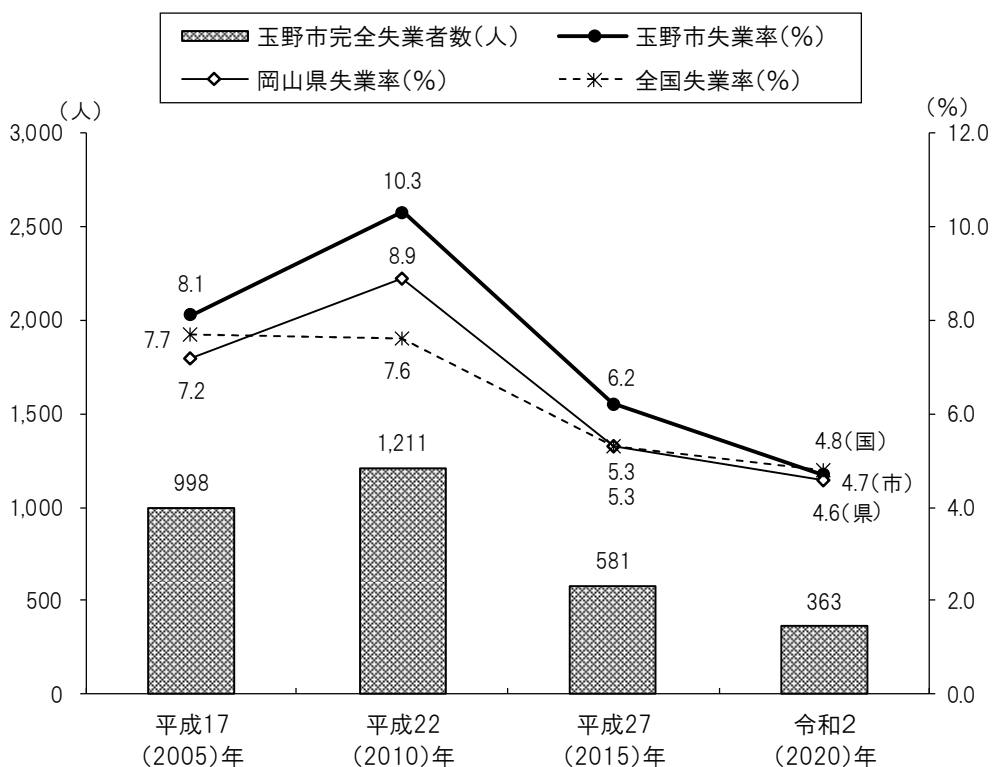
資料：国勢調査

※ 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

3 若者の失業率

本市における若者（15～39歳）の完全失業者^{※1}数、失業率^{※2}は減少傾向にあります。本市の若者の失業率は、全国や岡山県の平均を上回って推移していましたが、令和2（2020）年では全国や岡山県の失業率とほぼ同程度となっています。

【若者（15～39歳）の失業率の推移】



※1 15歳以上の働く意欲のある人のうち、仕事を探しても仕事に就くことのできない人

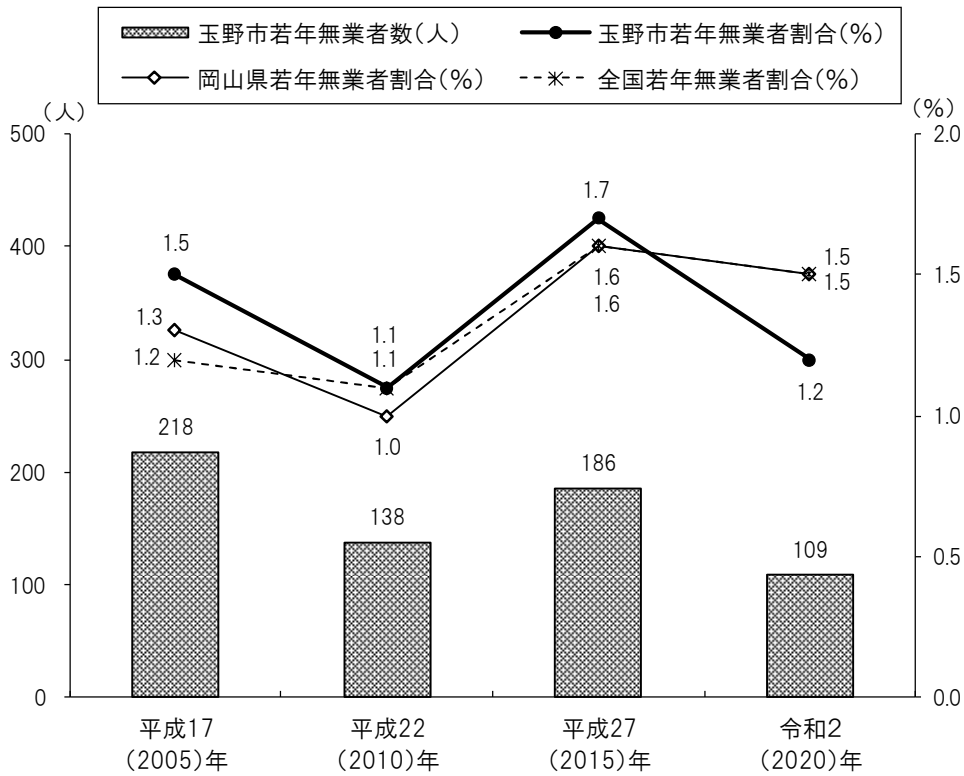
※2 労働力人口（15～39歳）に占める完全失業者の割合

資料：国勢調査

4 若年無業者（ニート）の状況

本市の若年無業者※¹数は、増減を繰り返しながら推移しており、長期的には減少傾向にあります。本市の若年無業者の割合※²は、全国や岡山県の平均をやや上回って推移していましたが、令和2（2020）年では全国や岡山県を下回っています。

【 若年無業者の割合の推移 】



※1 15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人
 ※2 15～34歳の人口に占める割合
 資料：国勢調査

【5】教育支援の状況

1 不登校に関する状況

本市における不登校の児童・生徒の割合は、小・中学校共に増加傾向にあります。

【不登校の児童・生徒の割合の推移】

(単位：%)

| | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 | 令和6 (2024)年度 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 小学校 | 1.02 | 2.21 | 2.25 | 3.07 | 3.43 |
| 中学校 | 5.58 | 5.85 | 7.53 | 8.51 | 9.11 |

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（各年度3月末日現在）

2 中学生の進路状況

中学生の卒業後の進路については、大半が高等学校へ進学しています。

【中学生の進路状況】

| | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 | 令和6 (2024)年度 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 卒業生徒数 全数(人) | 393 | 423 | 402 | 396 | 387 |
| うち高等学校進学者(人) | 385 | 420 | 394 | 391 | 381 |
| 高等学校進学率(%) | 98.0 | 99.3 | 98.0 | 98.7 | 98.4 |
| うち高専入学者(人) | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| うち特別支援(人) | 6 | 8 | 5 | 3 | 5 |
| うちその他(人) | 20 | 20 | 12 | 14 | 26 |

資料：「高等学校等進学状況調査表」（各年度5月1日現在）

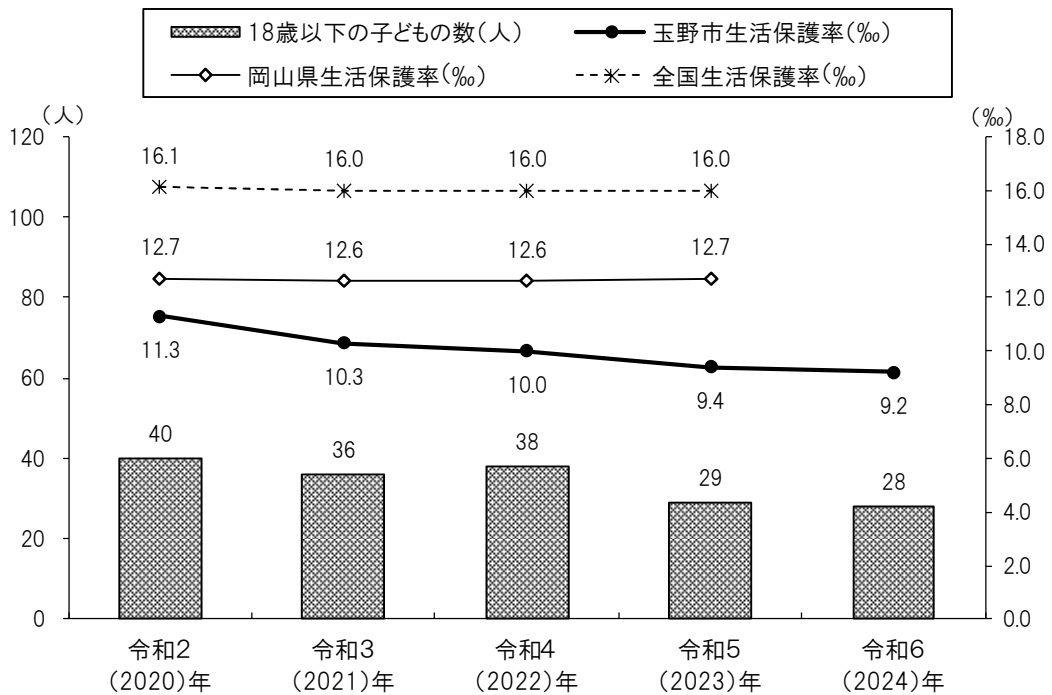
【6】生活支援の状況

1 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数は、令和6（2024）年で431世帯と緩やかな減少傾向にあり、そのうち18歳以下の子ども数も令和6（2024）年で28人と減少傾向にあります。

本市の生活保護率も緩やかに減少しており、全国や岡山県の平均を下回って推移しています。

【生活保護世帯とその子どもの数の推移】



| | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 | 令和6 (2024)年 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 生活保護世帯数(世帯) | 527 | 493 | 474 | 444 | 431 |
| 生活保護人員(人) | 669 | 603 | 569 | 531 | 508 |
| うち18歳以下の子どもの数(人) | 40 | 36 | 38 | 29 | 28 |
| 玉野市生活保護率(%) | 11.3 | 10.3 | 10.0 | 9.4 | 9.2 |
| 岡山県生活保護率(%) | 12.7 | 12.6 | 12.6 | 12.7 | - |
| 全国生活保護率(%) | 16.1 | 16.0 | 16.0 | 16.0 | - |

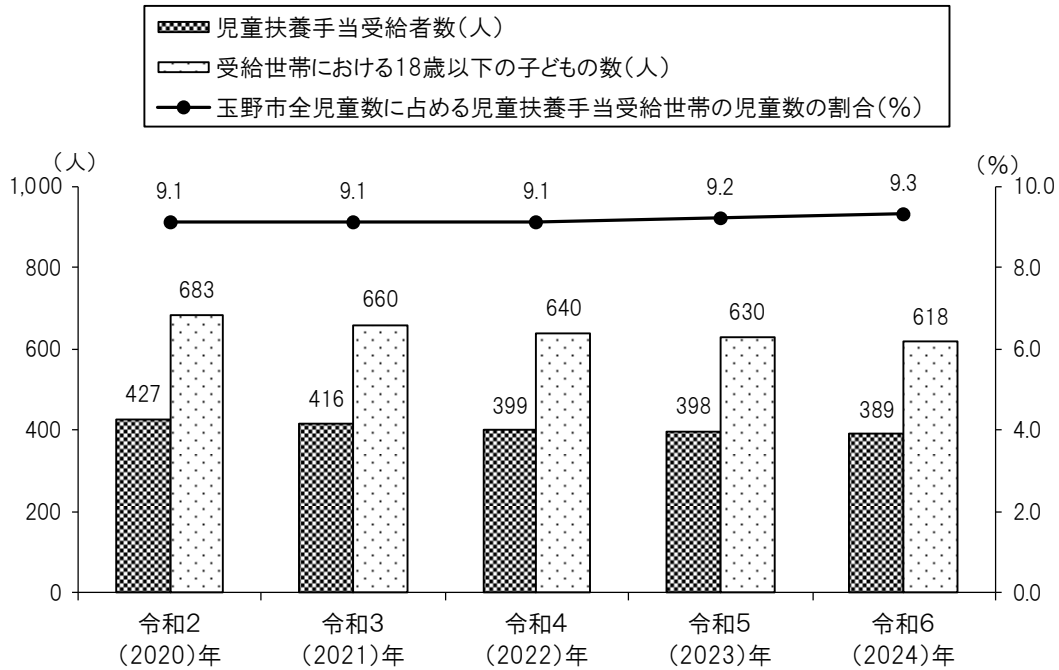
注：単位%（パーミル：千人当たり）

資料：市、県は岡山県地域福祉課（各年3月現在）、国は「厚生労働省 生活保護の被保護者調査」（1か月平均値）

2 児童扶養手当の状況

本市の児童扶養手当受給者数は、令和6（2024）年で389人、そのうち18歳以下の子ども数は618人となっており、緩やかな減少傾向にあります。本市の児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、令和6（2024）年は9.3%となっています。

【 児童扶養手当受給者数とその子どもの数の推移 】



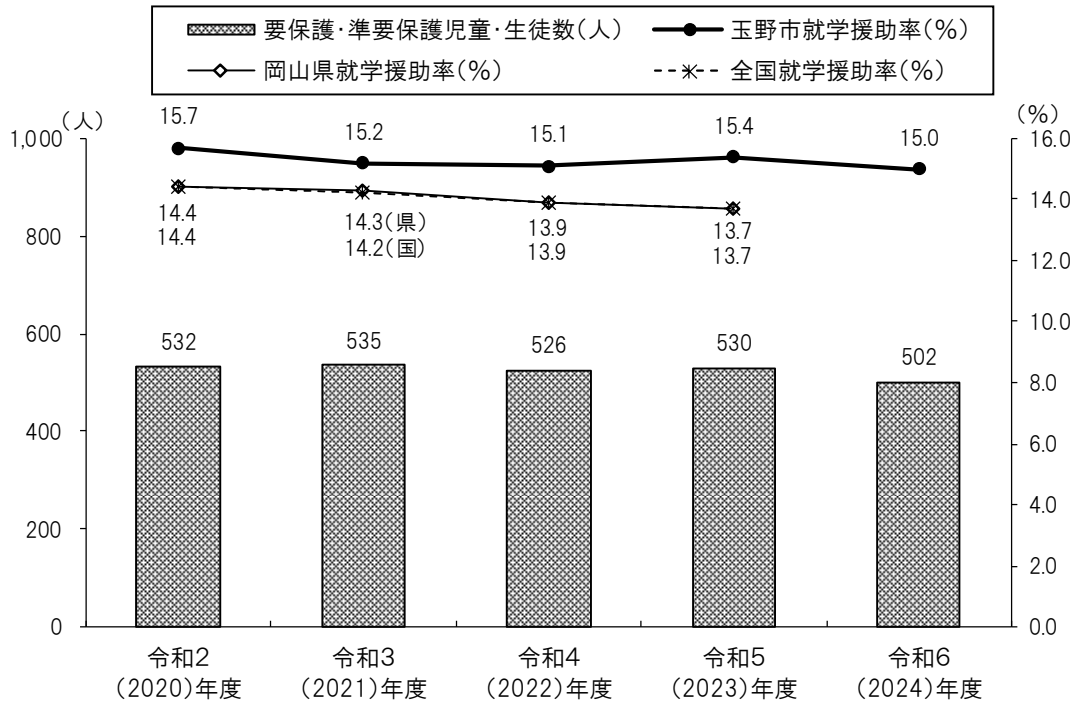
| | 令和2 (2020)年 | 令和3 (2021)年 | 令和4 (2022)年 | 令和5 (2023)年 | 令和6 (2024)年 |
|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 児童扶養手当受給者数(人) | 427 | 416 | 399 | 398 | 389 |
| 受給世帯における18歳以下の子ども数(人) | 683 | 660 | 640 | 630 | 618 |
| 玉野市全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%) | 9.1 | 9.1 | 9.1 | 9.2 | 9.3 |

資料：児童扶養手当受給者数は岡山県地域福祉課（各年12月末現在）
 受給世帯における18歳以下の子ども数は「年齢別階層別人口集計表」（各年12月末現在）
 児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は「福祉行政報告例第61表」（各年12月末現在）

3 就学援助の状況

本市の要保護・準要保護児童・生徒数は令和6（2024）年度で502人となっており、長期的には減少傾向にあります。また、本市の就学援助率は令和6（2024）年度で15.0%と、全国や岡山県の平均を上回って推移しています。

【 就学援助を受けた児童・生徒数（要保護・準要保護児童・生徒数）の推移 】



| | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 | 令和6 (2024)年度 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 要保護児童・生徒数(人) | 5 | 4 | 4 | 6 | 2 |
| 準要保護児童・生徒数(人) | 527 | 531 | 522 | 524 | 500 |
| 玉野市就学援助率(%) | 15.7 | 15.2 | 15.1 | 15.4 | 15.0 |
| 岡山県就学援助率(%) | 14.4 | 14.3 | 13.9 | 13.7 | - |
| 全国就学援助率(%) | 14.4 | 14.2 | 13.9 | 13.7 | - |

資料：市は庁内資料、県、国は「文部科学省 就学援助実施状況等調査結果」

4 生活保護世帯の子どもの進学状況等

令和6（2024）年度では、生活保護世帯の全ての子どもが高等学校に進学していますが、大学等への進学者はみられませんでした。また、生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の就職率は50.0%となっています。

【 生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率、就職率の推移 】

（単位：％）

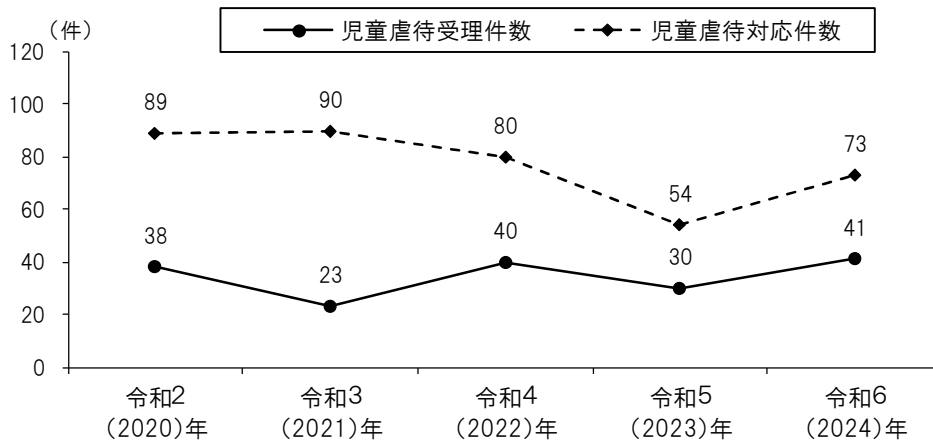
| | 令和2 (2020)年度 | 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 | 令和6 (2024)年度 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 高等学校進学率 | 80.0 | 100.0 | 100.0 | 75.0 | 100.0 |
| 大学等進学率 | 0.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 高等学校等中退率 | 16.7 | 15.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 就職率(中学校卒業後) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 25.0 | 0.0 |
| 就職率(高等学校卒業後) | 100.0 | 25.0 | 0.0 | 100.0 | 50.0 |

資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

5 児童虐待の状況

本市の児童虐待新規受理件数は令和6（2024）年で41件、児童虐待対応件数は73件となっています。児童虐待対応件数は減少傾向にありましたが、令和6（2024）年は増加しています。

【 児童虐待の状況 】



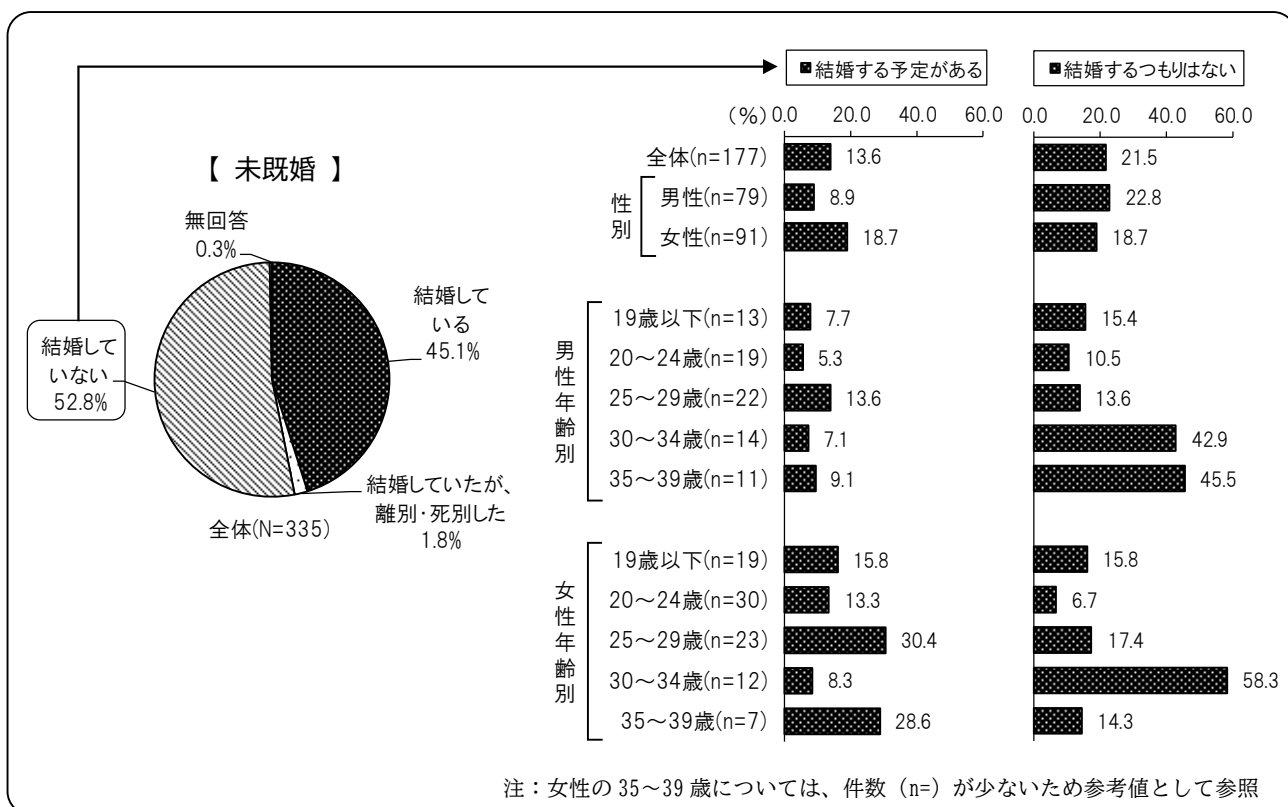
資料：福祉行政報告例（各年4月1日現在）

【1】アンケート調査結果から読み取れる現状

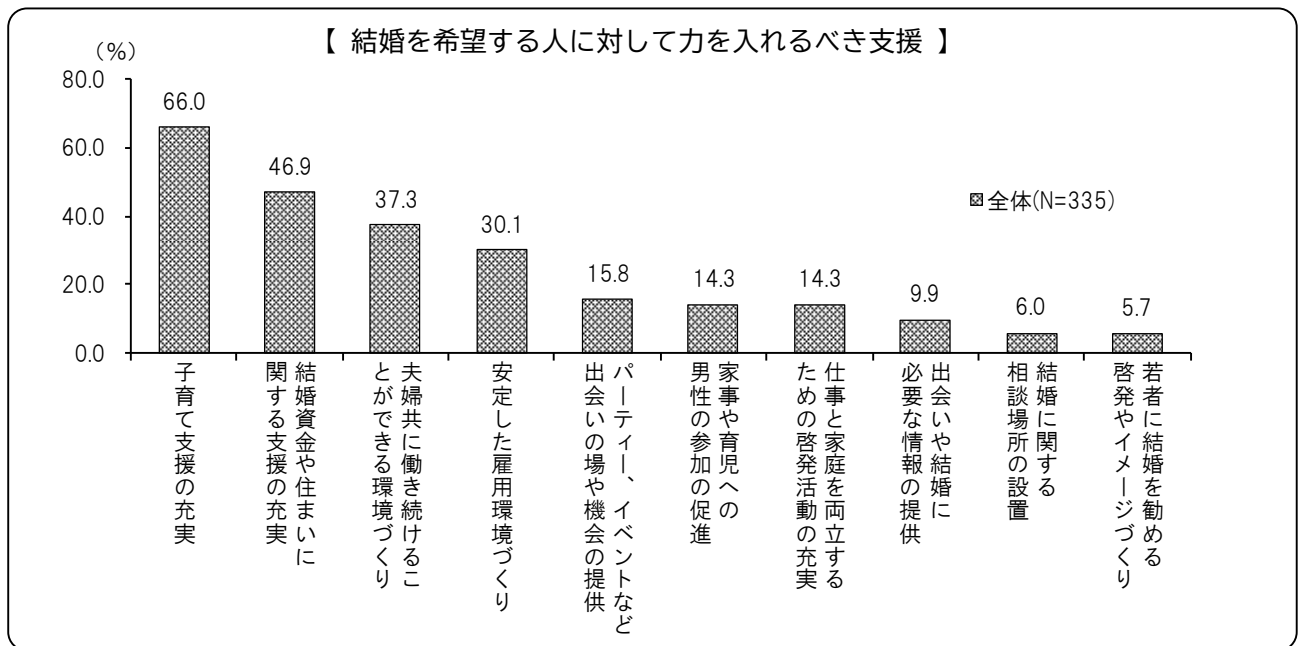
【若者の意識と生活に関するアンケート調査結果より】

1 結婚の考え方について

「結婚していない」若者において、今後「結婚する予定がある」人は女性の25～29歳で多くみられます。一方「結婚するつもりはない」と回答した人は、男女共に30歳以上で多くみられます。

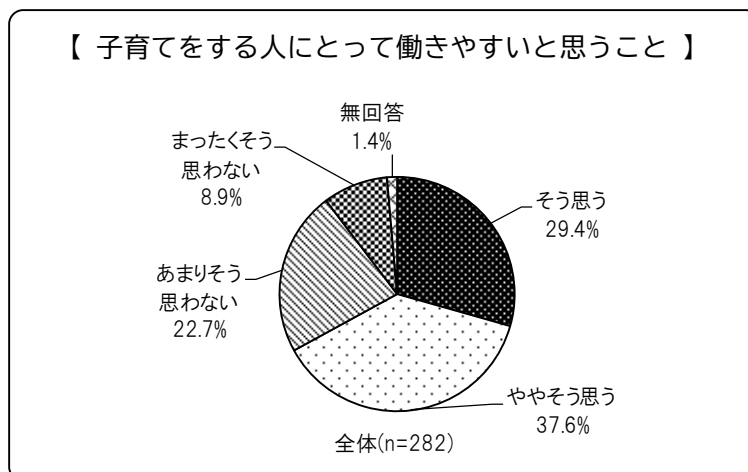


結婚を希望する人に対して行政が力を入れるべき支援については「子育て支援の充実」を筆頭に「結婚資金や住まいに関する支援の充実」「夫婦共に働き続けることができる環境づくり」などが求められています。

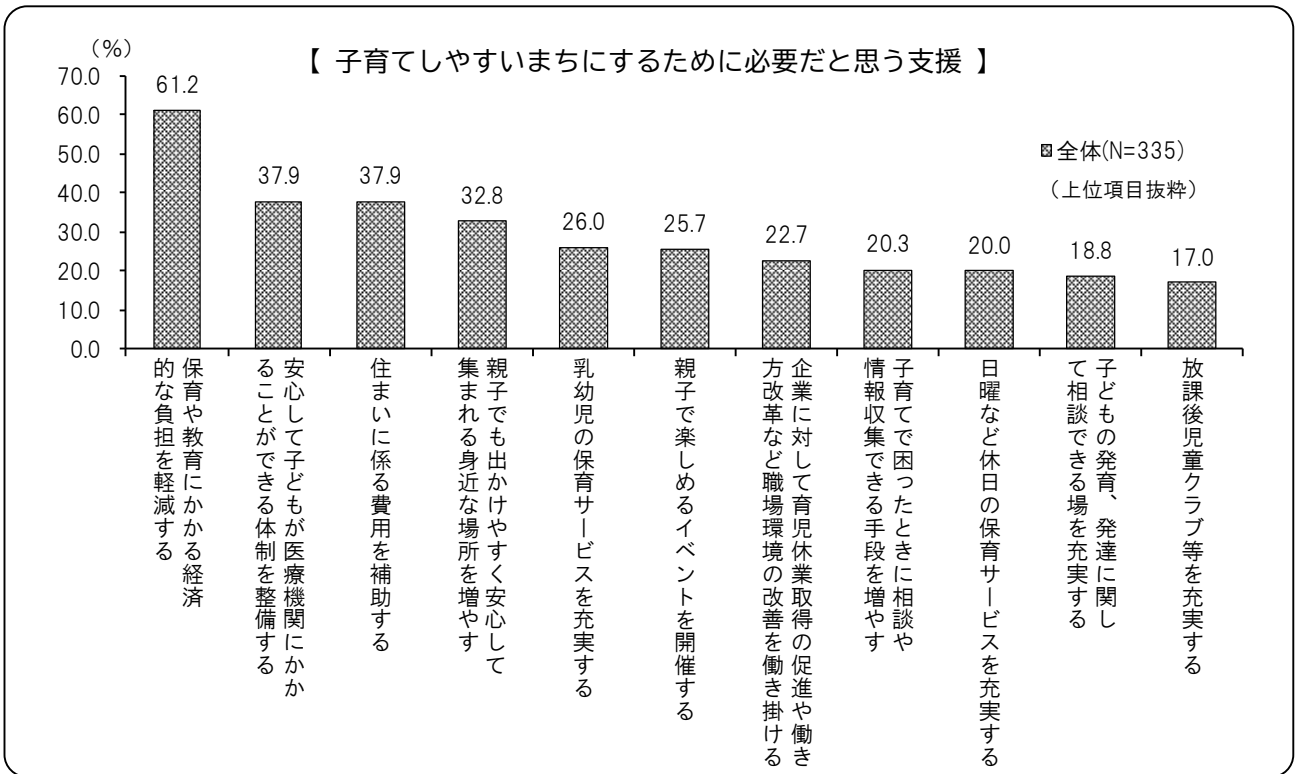


2 仕事と子育てについて

就労経験者における、子育てをする人の働きやすさについては、合計で7割近く(67.0%)が「そう思う」と回答している一方で、約3割(31.6%)が「そう思わない」と回答しています。

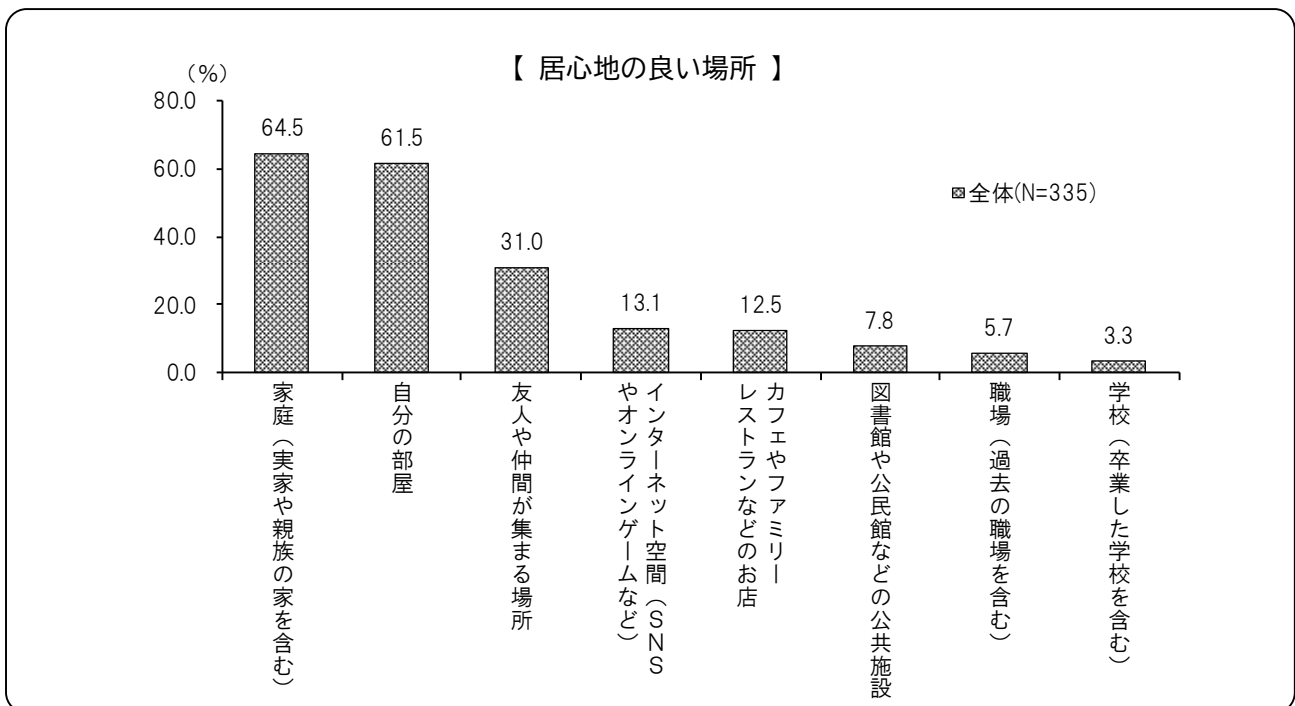


子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援については「経済的な負担の軽減」を筆頭に「子どもの医療体制の整備」「住まいに係る費用の補助」「親子で出かけやすく安心な場所」などに対するニーズが多くみられます。

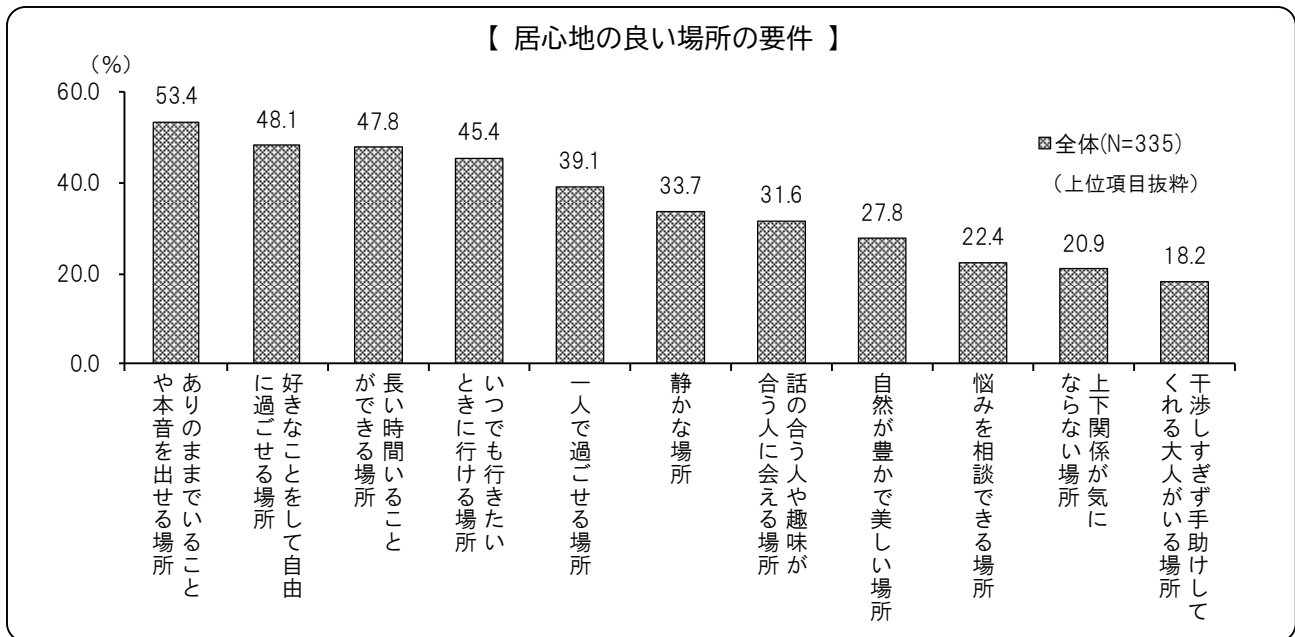


3 暮らしの状況などについて

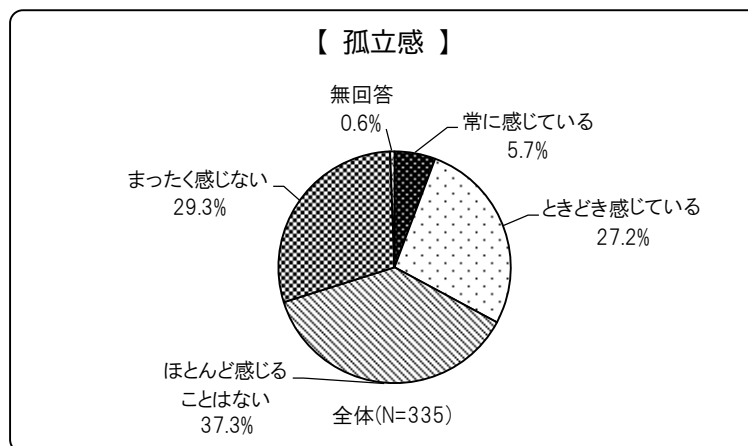
居心地の良い場所（ほっとできる場所）については「家庭」及び「自分の部屋」が最も支持されています。



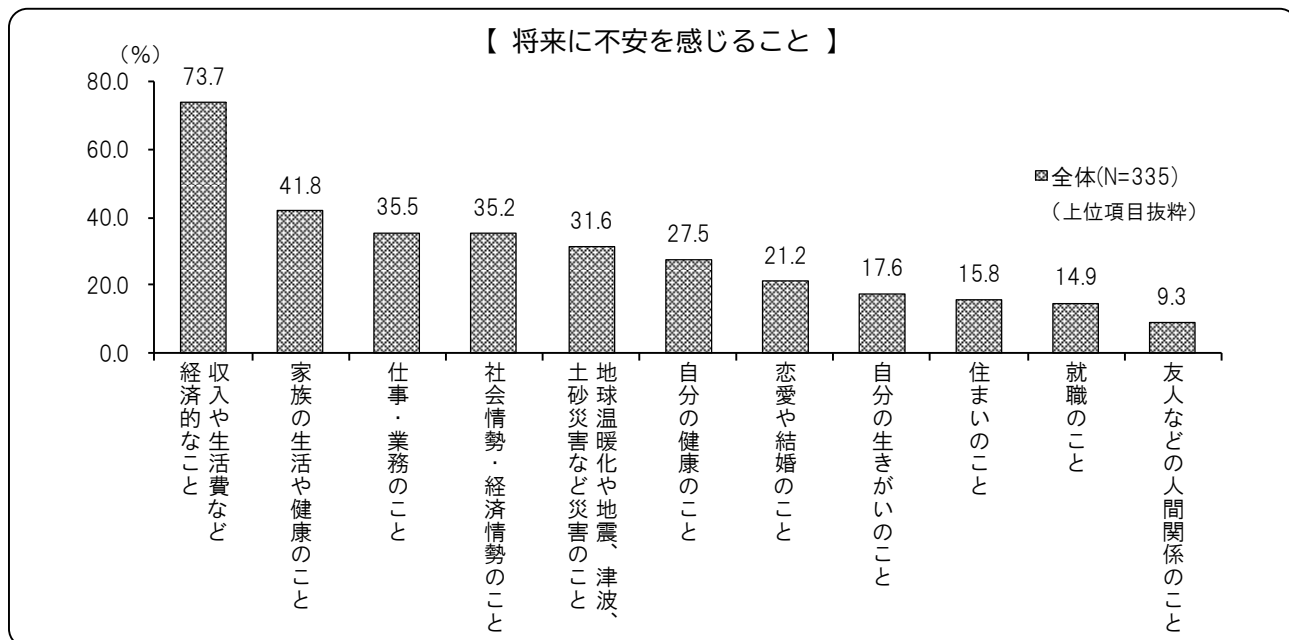
居心地の良い場所の要件については「ありのままにいることや本音を出せる場所」を筆頭に「好きなことをして自由に過ごせる場所」「長い時間いることができる場所」などが求められています。



孤立を感じている若者は、合計で約3割（32.9%）です。一方「感じない」若者は合計で7割近く（66.6%）となっています。

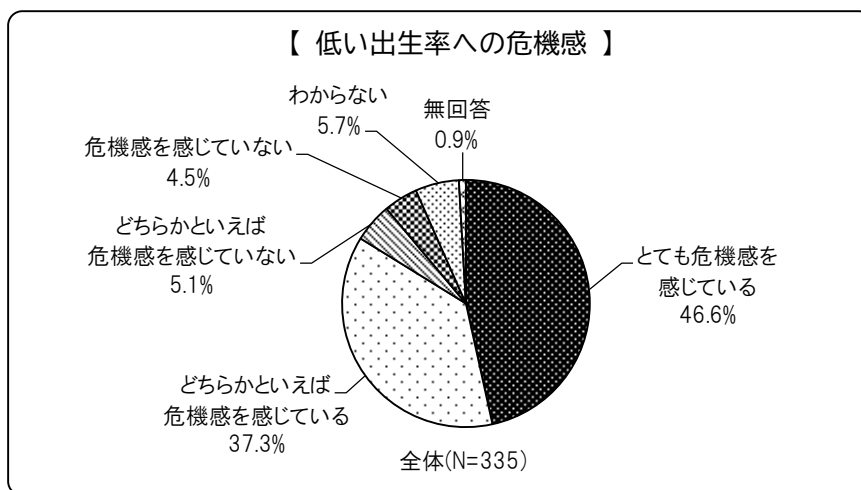


将来に不安を感じることは「収入や生活費など経済的なこと」が突出して多く、次いで「家族の生活や健康のこと」「仕事・業務のこと」などが続き、経済的な不安が重視されています。

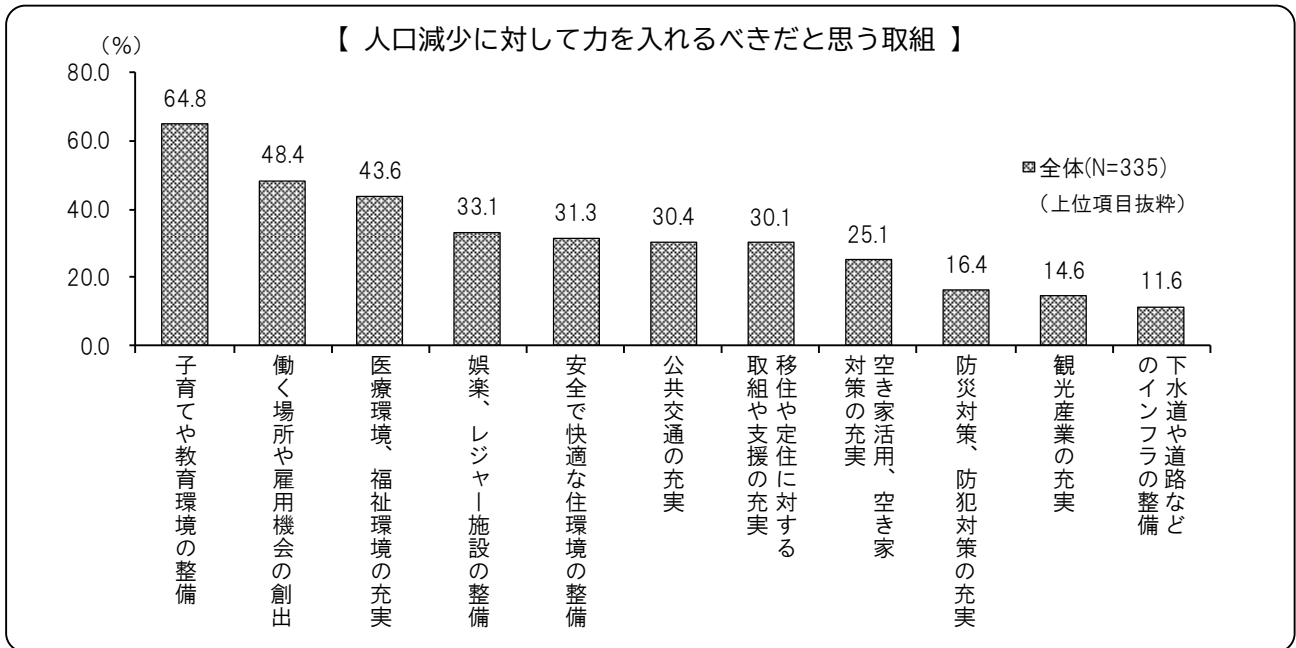


4 少子化について

低い出生率への危機感については、合計で8割以上(83.9%)の若者が「感じている」と回答し、高い危機意識がうかがえます。

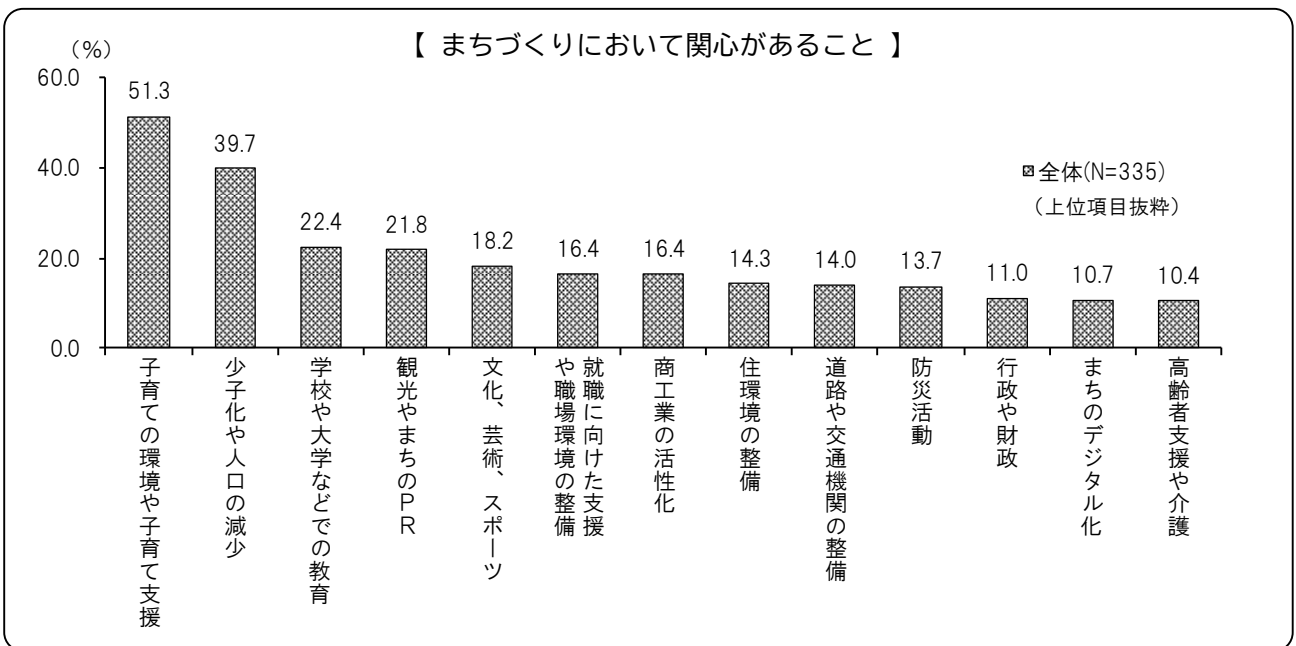


人口減少に対して玉野市が力を入れるべきだと思う取組に対しては「子育てや教育環境の整備」を筆頭に「働く場所や雇用機会の創出」「医療環境、福祉環境の充実」などが求められています。



5 行政の取組について

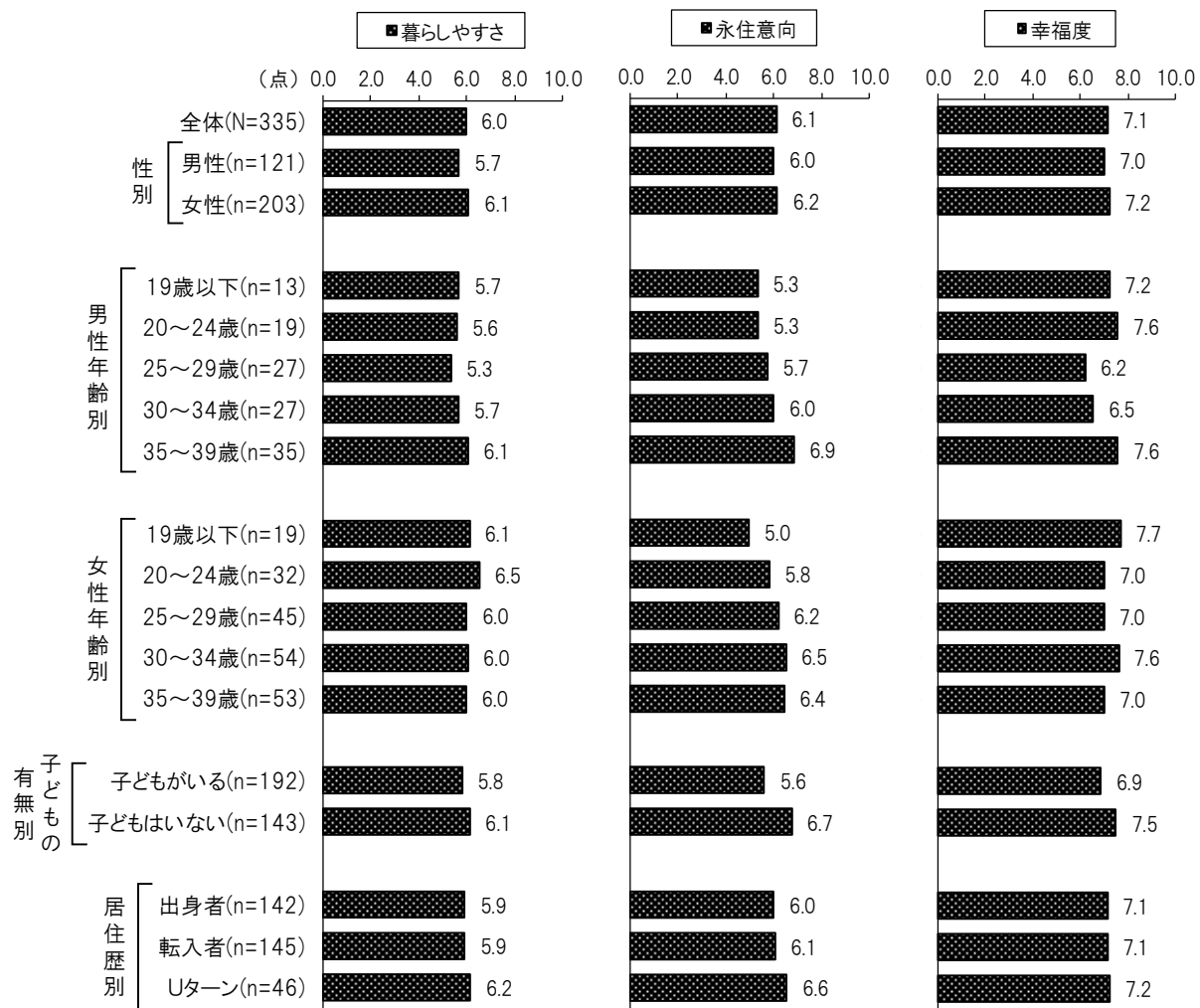
まちづくりにおいて関心があることについては「子育ての環境や子育て支援」が最も多く求められており、次いで「少子化や人口の減少」「学校や大学などでの教育」などが続きます。



玉野市の暮らしやすさについて、10点満点とした場合の平均点でみると、若者全体では6.0点、永住意向が6.1点、幸福度が7.1点と評価されました。

いずれの項目も「Uターン」の若者で比較的点数が高くなっていることが特徴的です。また、幸福度については、男女共に若い年齢層ほど高い傾向にあります。

【 暮らしやすさ・永住意向・幸福度（平均点） 】



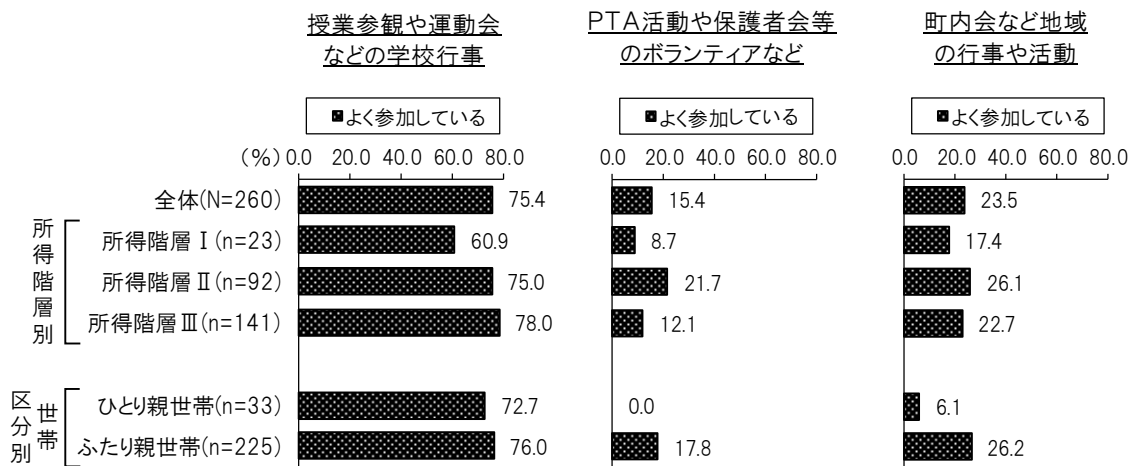
【 子どもの生活実態に関する保護者アンケート調査結果より 】

1 子どもとの関わりについて

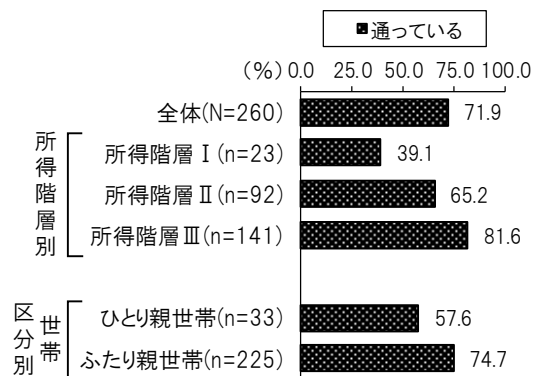
授業参観などに「よく参加している」保護者の割合は7割以上（75.4%）と大半を占めていますが、所得階層別[※]でみると所得階層Ⅰの世帯ではやや低い割合となっています。一方「PTA活動や保護者会等のボランティアなど」については1割台（15.4%）、「町内会など地域の行事や活動」は2割台（23.5%）の参加状況となっており、いずれも所得階層Ⅰ及びひとり親世帯でその割合が低くなっています。

子どもが塾や習いごとに通っている割合は約7割（71.9%）を占めていますが、所得階層が低い層ほどその割合は低下しているとともに、ひとり親世帯で低くなっています。

【 授業参観やPTA活動などへの参加状況 】



【 塾や習いごとの状況 】

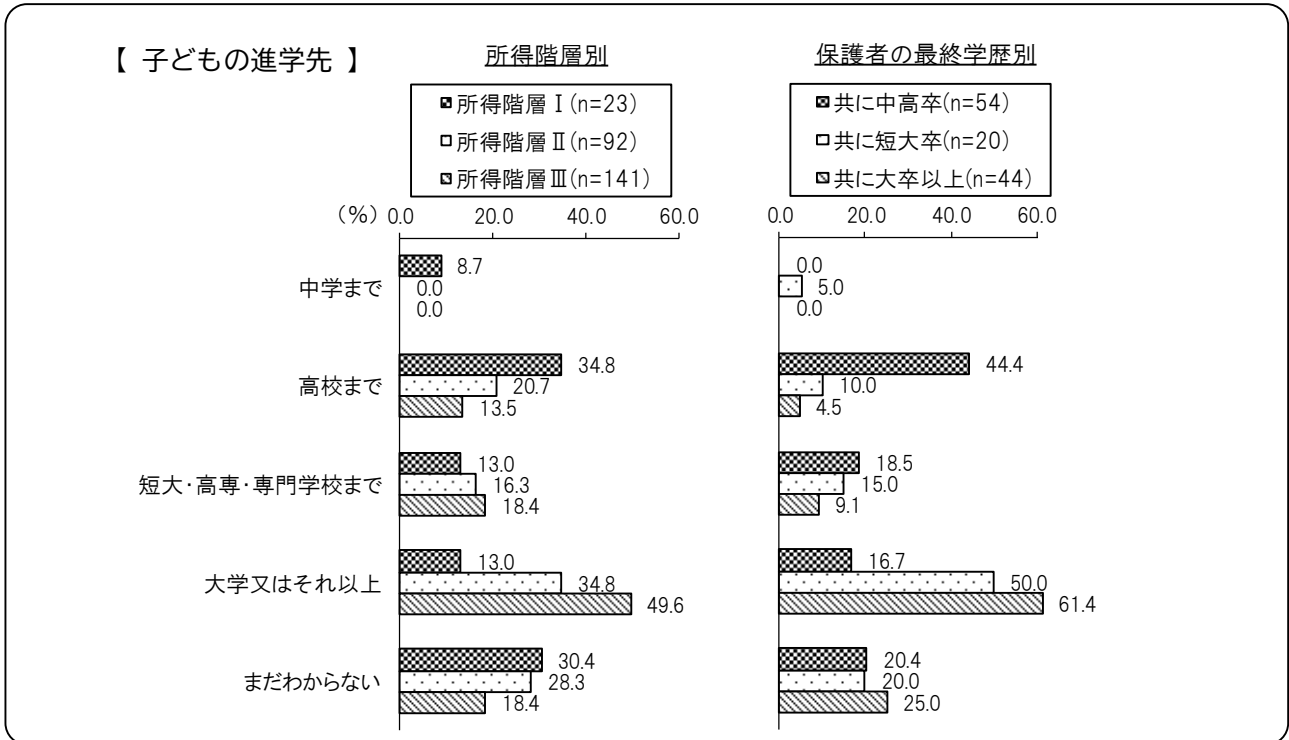


※ 「所得階層別」について

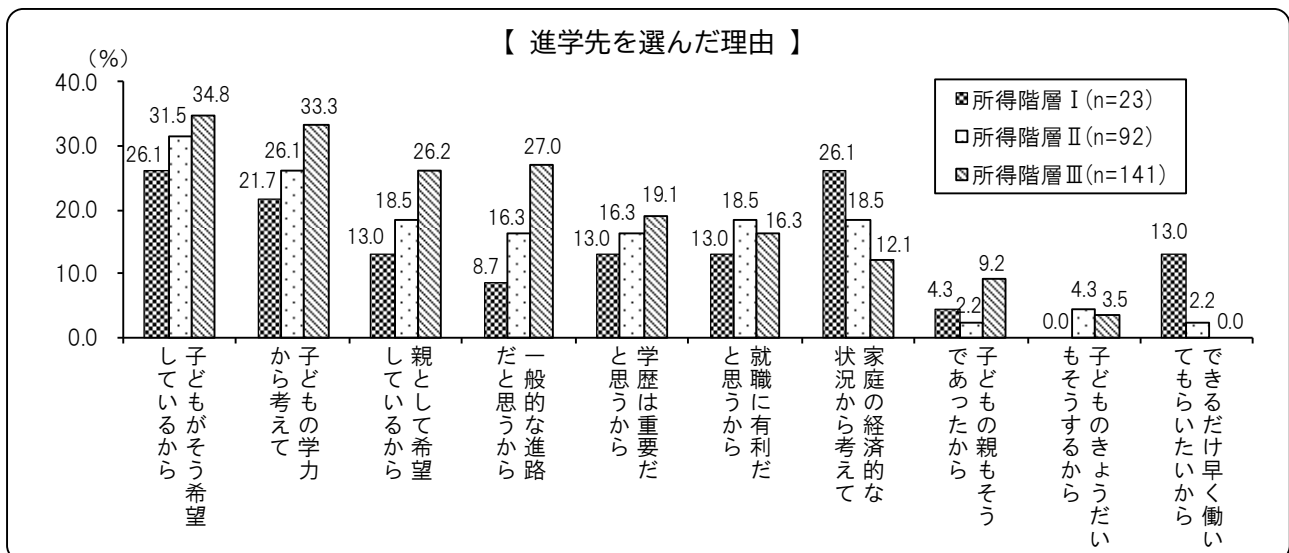
- ・ 年間収入（保護者へのアンケート項目）に関する回答に係数を乗じるなどして「等価世帯収入」の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類した分析軸です。
- ・ 所得階層Ⅰ：中央値の2分の1未満（相対的低所得層）
- ・ 所得階層Ⅱ：中央値の2分の1以上かつ中央値未満（準中所得層）
- ・ 所得階層Ⅲ：中央値以上（中～相対的高所得層）

2 子どもの進学について

保護者が考える子どもの進学先については、所得階層が低い世帯ほど「高校まで」の割合が高いのに対して、所得階層が高い世帯ほど「大学又はそれ以上」の割合が高い傾向にあります。また、保護者の最終学歴が中高卒の場合「高校まで」の割合が高いのに対して、共に大卒以上の場合は「大学又はそれ以上」の割合がほかの層を大きく上回っています。

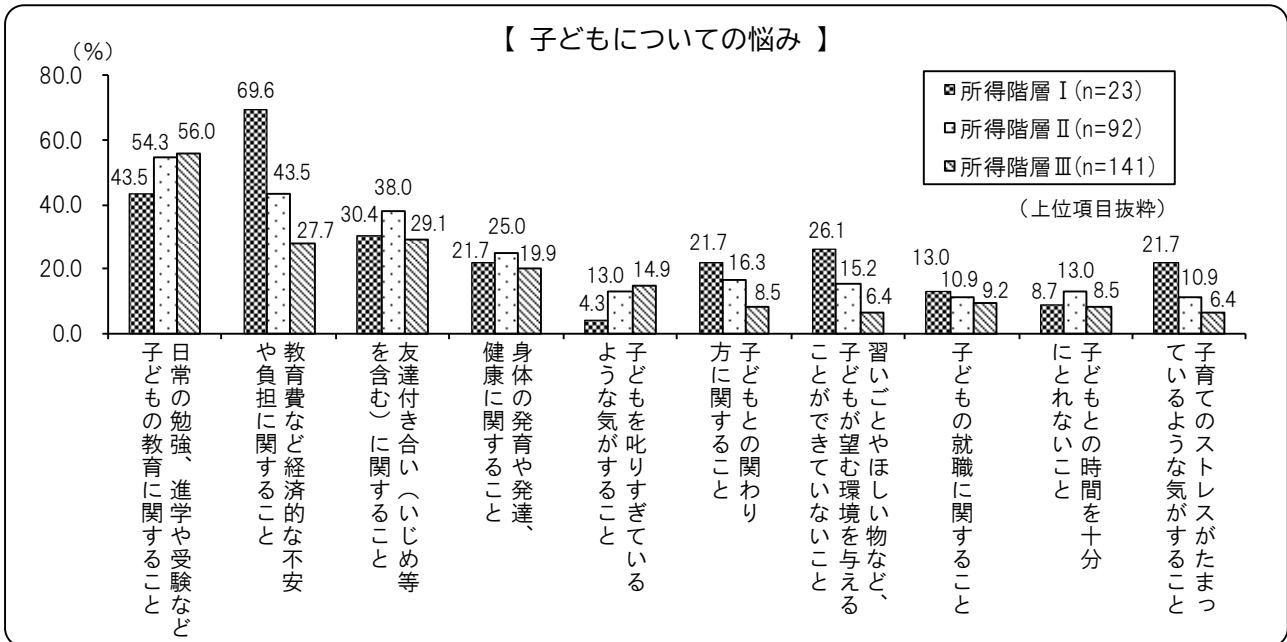


その進学先を選んだ理由については、所得階層が高い世帯ほど「子どもがそう希望しているから」「子どもの学力から考えて」「親として希望しているから」「一般的な進路だと思うから」といった回答が多い一方、所得階層が低い世帯では「家庭の経済的な状況から考えて」「できるだけ早く働いてもらいたいから」への回答が多い傾向にあり、差がみられます。

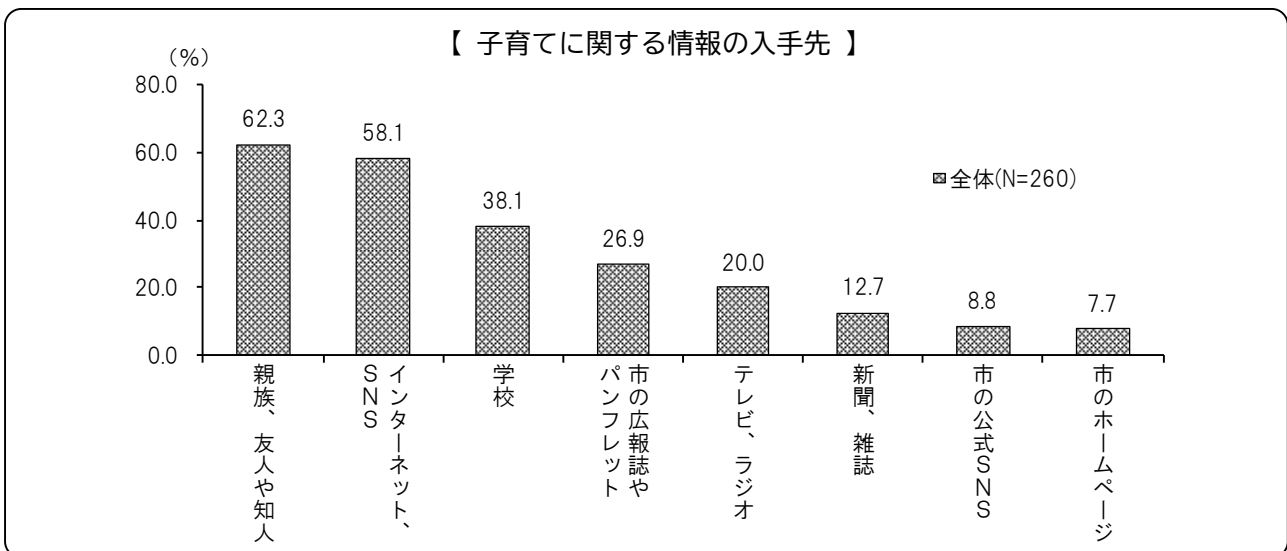


3 暮らしの状況などについて

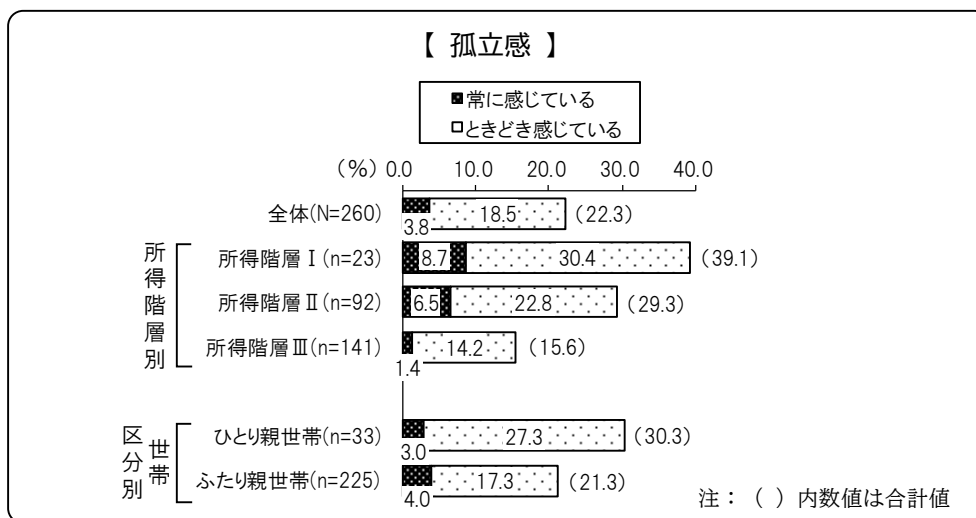
子どものことで悩んでいることについては、特に所得階層が低い世帯ほど「教育費など経済的な不安や負担に関すること」「習いごとやほしい物など、子どもが望む環境を与えることができていないこと」「子育てのストレスがたまっているような気がする」との割合が他の階層に比べて高い傾向にあります。



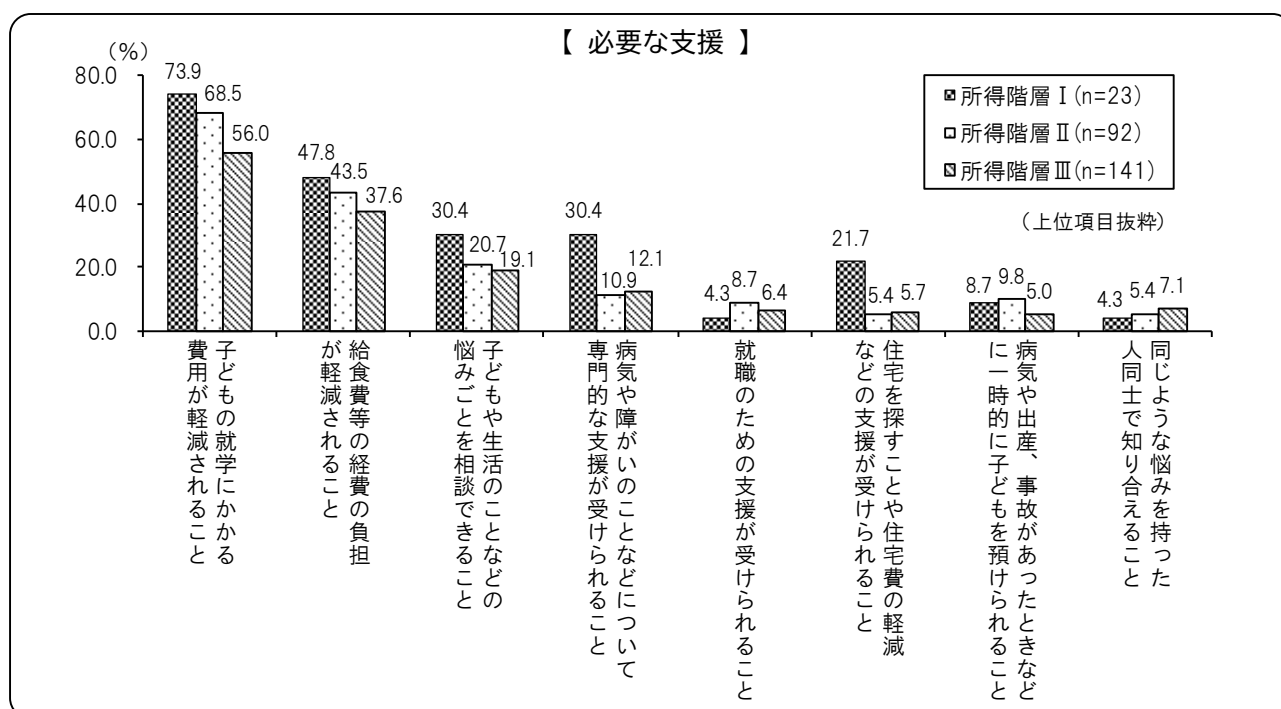
子育てに関する情報の入手先については「親族、友人や知人」と「インターネット、SNS」に次いで「学校」や「市の広報誌やパンフレット」などが続きます。



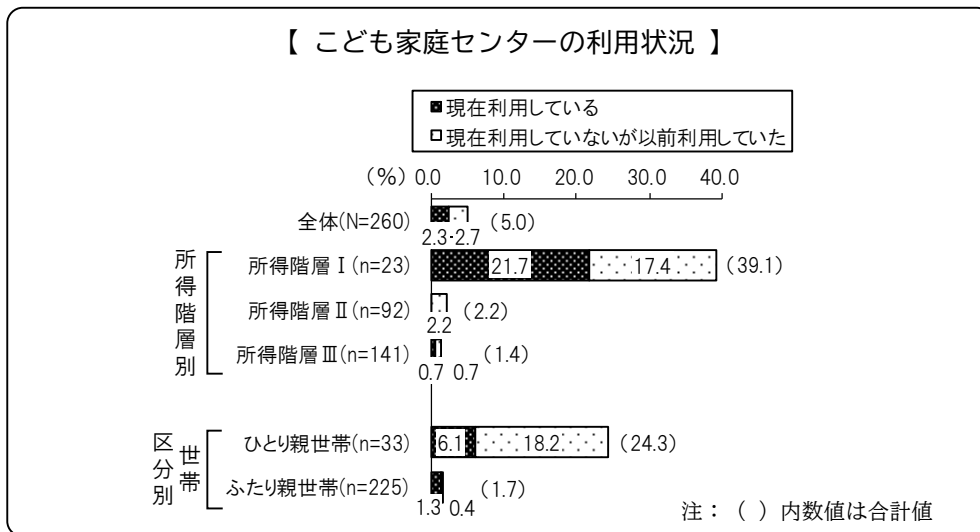
孤立を感じている保護者は、合計で約2割（22.3%）ですが、所得階層が低い世帯ほど「感じている」割合は高い傾向にあります。また、ひとり親世帯はふたり親世帯に比べて、「感じている」割合は高くなっています。



保護者が必要としている支援については、所得階層が低い世帯ほど「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」「給食費等の経費の負担が軽減されること」などの割合が他の階層に比べて高くなっています。

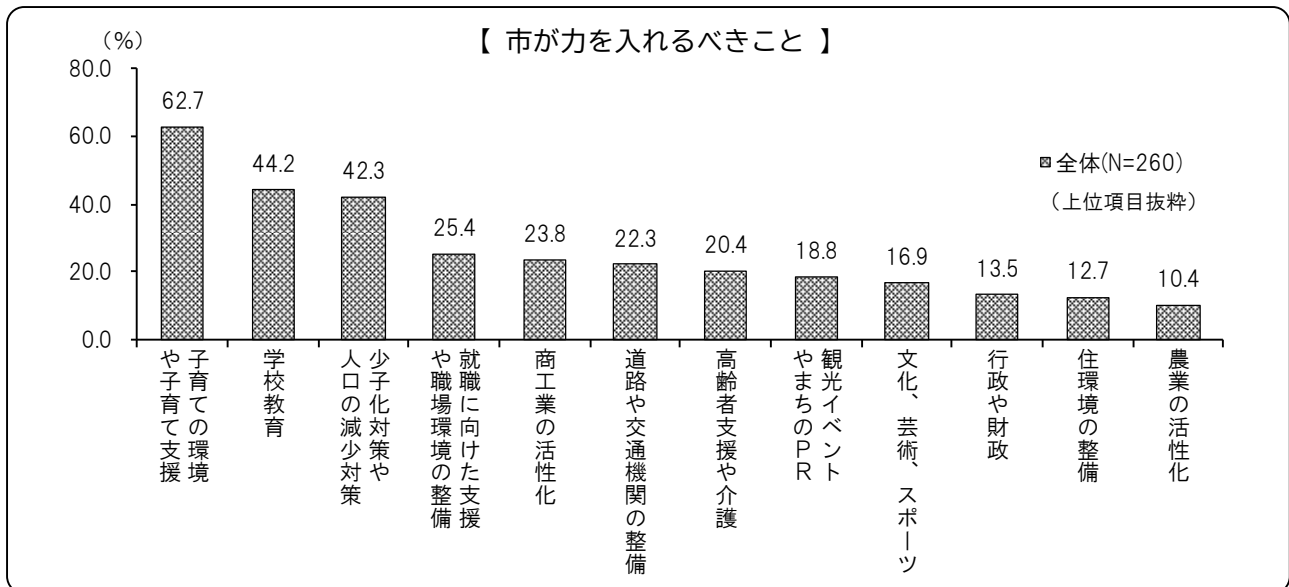


こども家庭センターを利用している保護者は5.0%と、現状少ない状況ですが、所得階層Ⅰの世帯やひとり親世帯では利用者が多くっており、特に所得階層Ⅰでは約4割(39.1%)が利用又は利用経験があると回答しています。



4 行政の取組について

玉野市が力を入れて取り組むべきことについては「子育ての環境や子育て支援」が最も多く求められており、次いで「学校教育」「少子化対策や人口の減少対策」などが続きます。

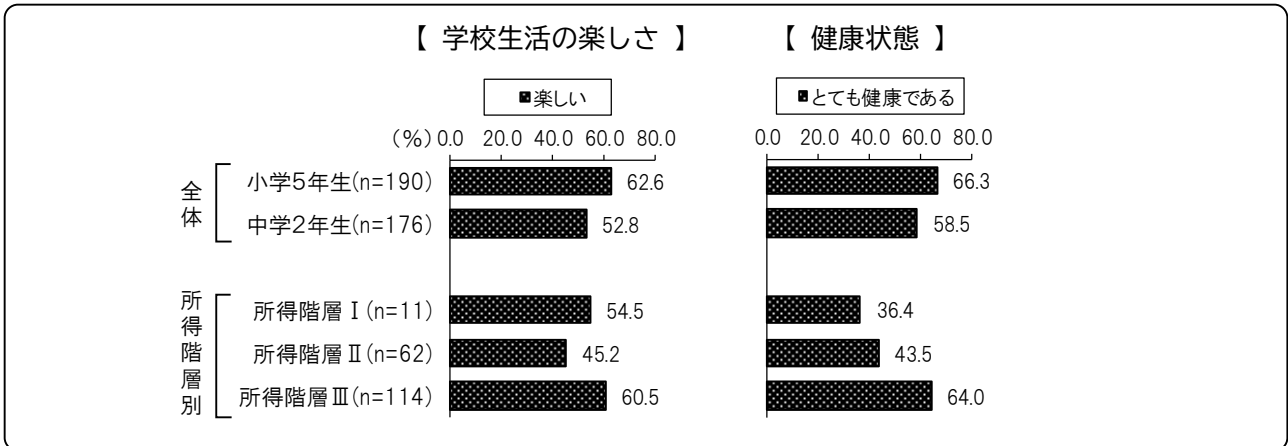


【 子どもの生活実態に関する小中学生アンケート調査結果より 】

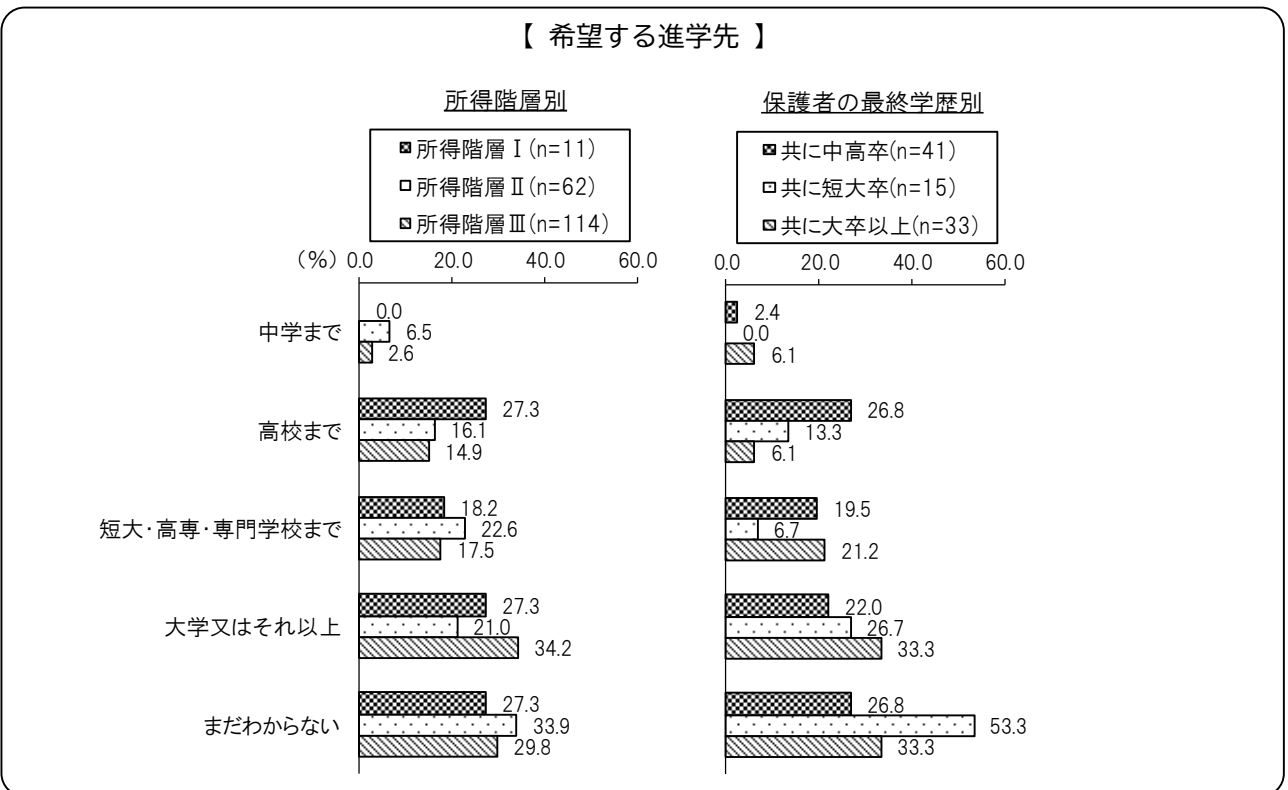
1 学校との関わりについて

学校生活を「楽しい」と回答した児童・生徒は、小学5年生で約6割（62.6%）、中学2年生で過半数（52.8%）を占めています。

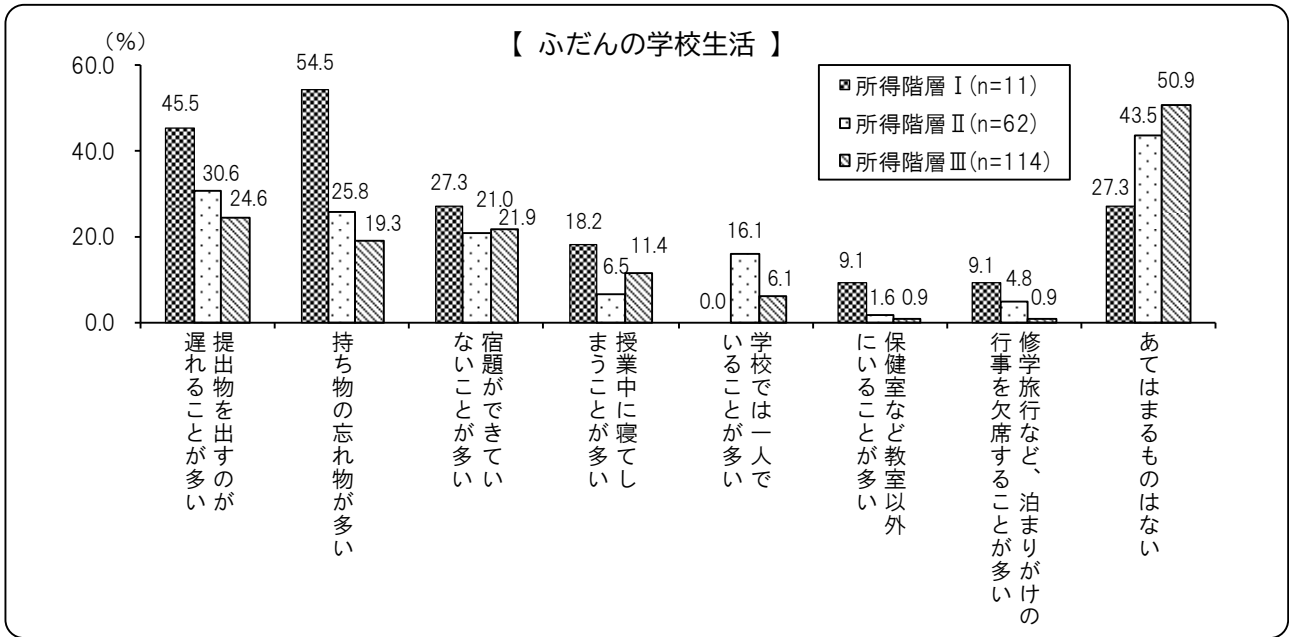
健康状態について「とても健康である」と回答した児童・生徒は、小学5年生で7割近く（66.3%）、中学2年生で6割近く（58.5%）を占めており、所得階層が高い世帯ほどその割合も高い傾向にあります。



希望する進学先については、所得階層が低い世帯ほど「高校まで」の割合が高いことが特徴的です。また、保護者の最終学歴が高卒の場合「高校まで」の割合が高いのに対して、共に大卒以上の場合は「大学又はそれ以上」の割合がほかの層を上回っています。

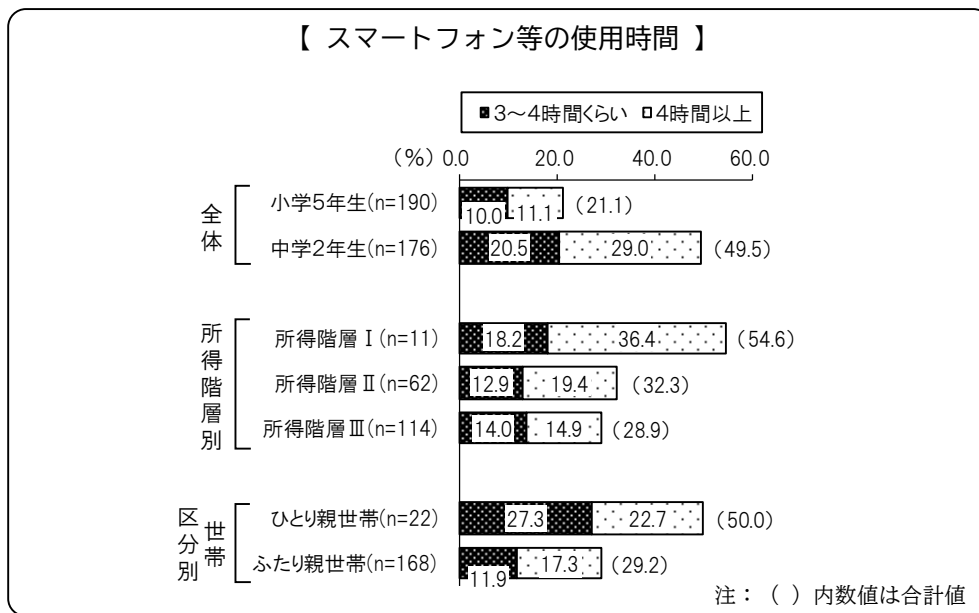


ふだんの学校生活について、所得階層が低い世帯では「提出物を出すのが遅れることが多い」「持ち物の忘れ物が多い」の割合が他の階層を大きく上回っているのに対して、所得階層が高い世帯では「あてはまるものはない」の割合が高い傾向にあります。

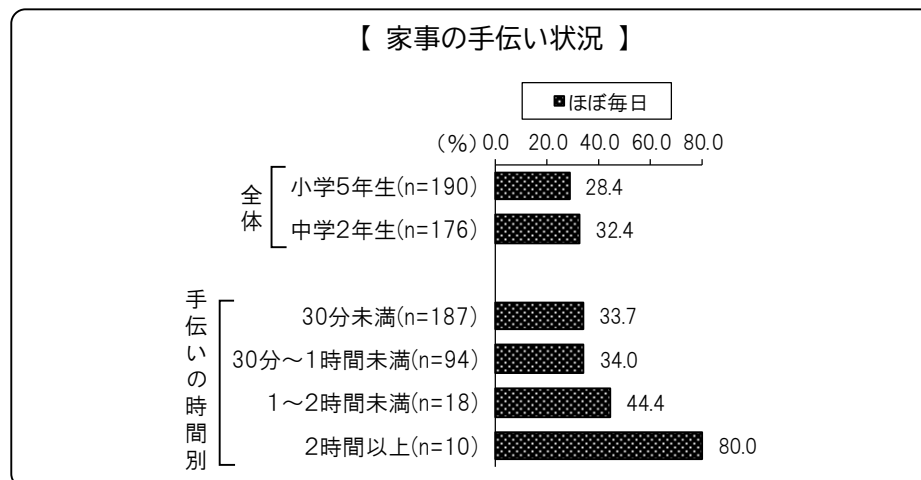


2 家庭生活について

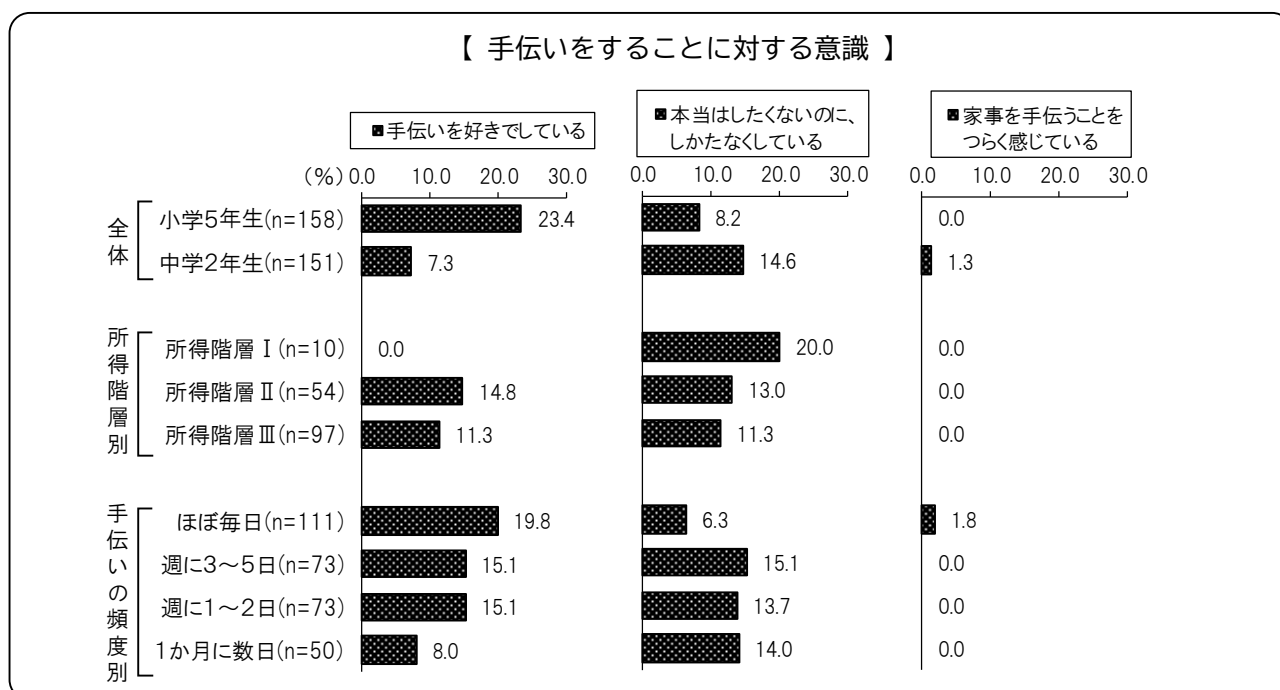
スマートフォン等の使用時間について「3時間以上」の長時間利用者に絞ってみると、中学2年生では半数近く（49.5%）を占めており、そのうち「4時間以上」が3割近く（29.0%）となっています。また、所得階層が低い世帯ほど、そして、ひとり親世帯でその割合が高くなっています。



家事の手伝いをする頻度については、小学5年生、中学2年生共に約3割が「ほぼ毎日」と回答しており、手伝いの時間が2時間以上の児童・生徒では8割（80.0%）を占めています。



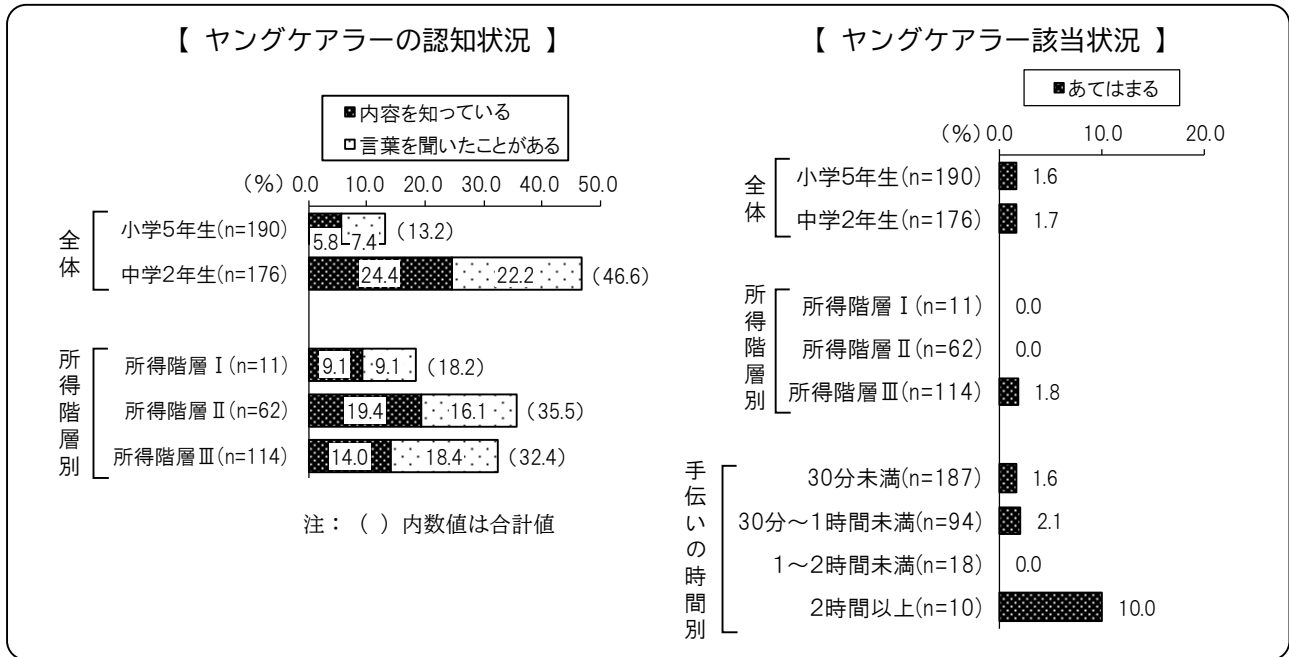
家事の手伝いを「好きでしている」割合は小学5年生や「ほぼ毎日」手伝っている児童・生徒に多くみられます。一方で「本当はしたくないのに、しかたなくしている」については、所得階層Ⅰで高いことが特徴的です。また「家事を手伝うことをつらく感じている」児童・生徒は中学2年生の1.3%、ほぼ毎日手伝っている児童・生徒で1.8%となっています。



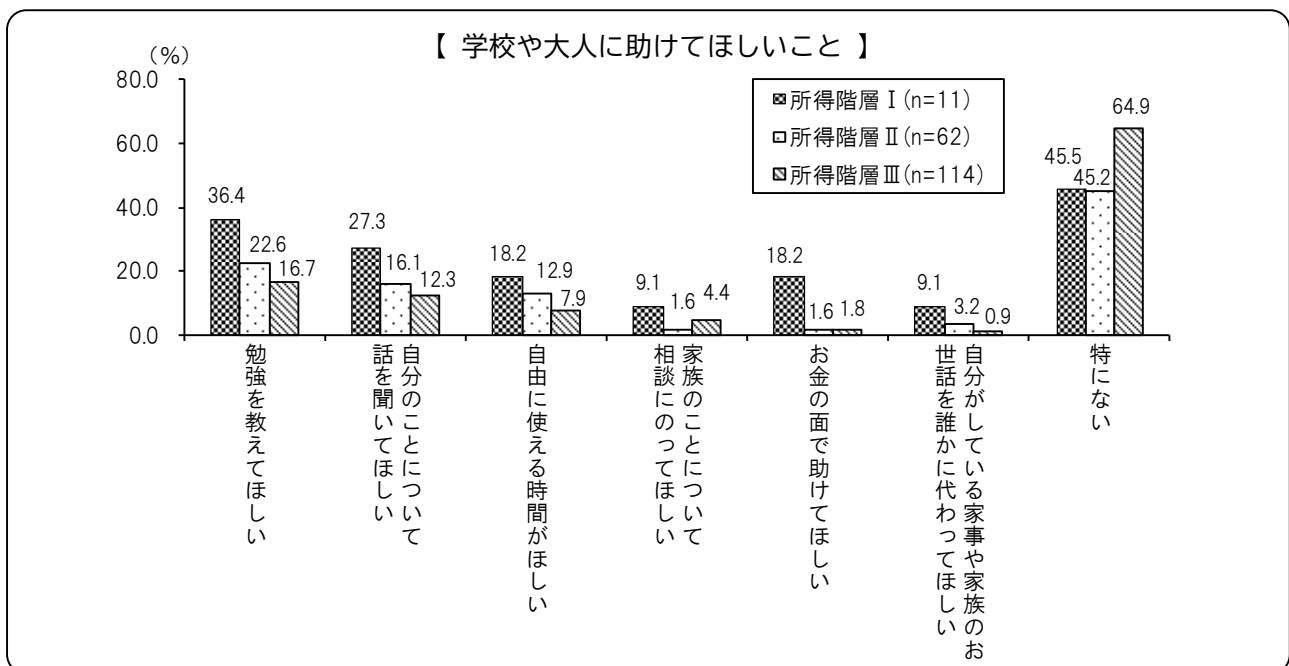
3 ヤングケアラー問題について

ヤングケアラーの認知状況について、小学5年生では1割台（13.2%）ですが、中学2年生になると半数近く（46.6%）を占めています。一方で、所得階層Ⅰの世帯でその割合は低くなっています。

自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した児童・生徒は、小学5年生で1.6%、中学2年生で1.7%、手伝いの時間が「2時間以上」で1割（10.0%）みられました。

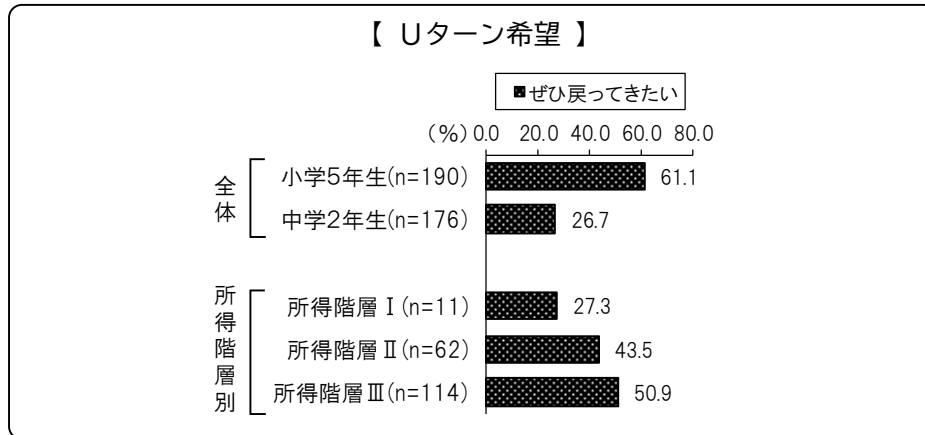


学校や大人に助けてほしいことについては、特に所得階層が低い世帯で「勉強を教えてほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」「お金の面で助けてほしい」の割合が他の階層を上回っているのに対して、所得階層が高い世帯では「特にない」の割合が高い傾向にあります。

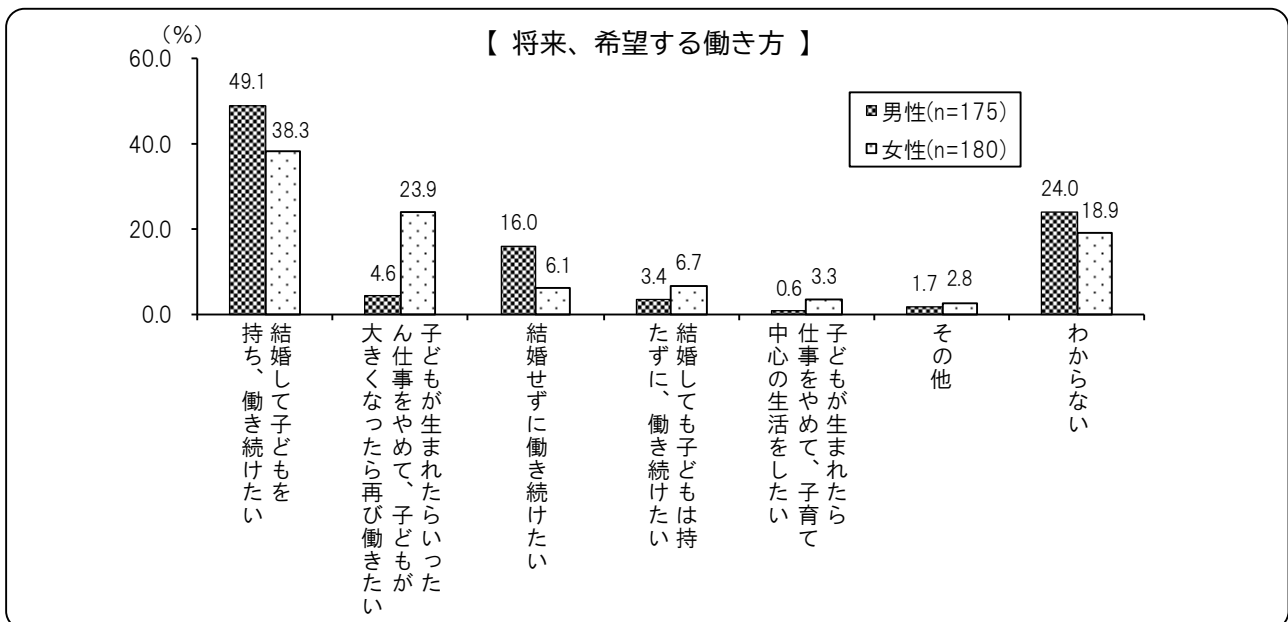


4 将来の考え方について

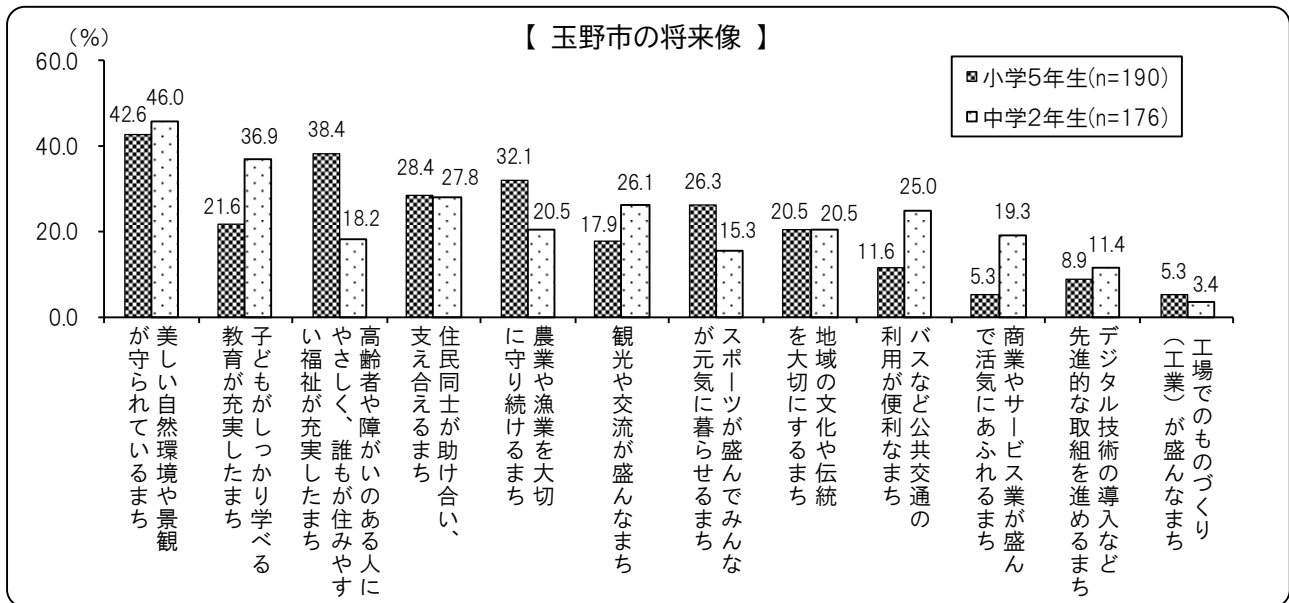
将来のUターン希望について「ぜひ戻ってきたい」と回答した児童・生徒は、小学5年生で約6割（61.1%）、中学2年生では、その割合は低下し3割未満（26.7%）となっています。また、所得階層が低い世帯ほど、その割合も低下する傾向にあります。



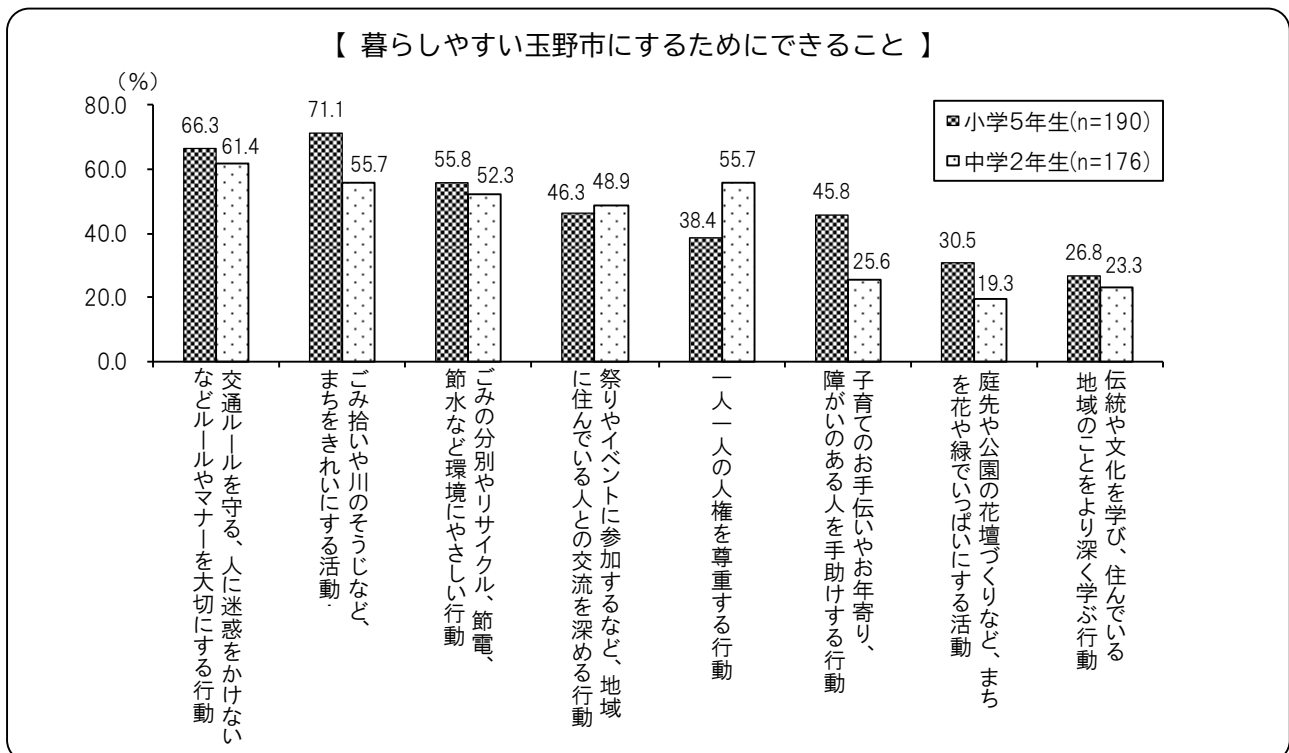
将来、希望する働き方については、男性は女性に比べて「結婚して子どもを持ち、働き続けたい」「結婚せずに働き続けたい」の割合が高く、女性は「子どもが生まれたらいったん仕事をやめて、子どもが大きくなったら再び働きたい」の割合が男性を大きく上回っています。



玉野市の将来像については、小学5年生、中学2年生共に「美しい自然環境や景観が守られているまち」への回答が最も多く、次いで小学5年生で「高齢者や障がいのある人にやさしく、誰もが住みやすい福祉が充実したまち」、中学2年生で「子どもがしっかり学べる教育が充実したまち」への回答がそれぞれ多くなっています。



暮らしやすい玉野市をつくるために自身ができることについては、小学5年生、中学2年生共に「交通ルールを守る、人に迷惑をかけるないなどルールやマナーを大切にする行動」「ごみ拾いや川のそうじなど、まちをきれいにする活動」への回答が多くなっています。



【2】グループインタビュー調査結果から読み取れる現状

この度、本計画の策定に当たって実施したグループインタビュー調査は、高校生をはじめ大学生（専門学校生）、若者を対象に、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、ふだんの生活状況や意見、要望等について生の声を聴きました。ここでは、その意見等の要旨を整理します。

【 発言の要旨 】

1 日常生活における悩みや不安について

- ・ 「玉野市に残りたいが、将来の雇用や進路といった不透明な心配がある」や「優柔不断で人に頼れないといった自分の性格が、就職や進学に影響するかもしれないという不安がある」といった悩みや不安を抱えている。
- ・ 就職や進路、生活環境、人間関係などへの不安を抱えており、安心して相談できる場の確保が課題となっている。
- ・ 人口減少に伴う地域や会社の存続に対する不安、生活利便性の低下、将来や老後への漠然とした不安が示されている。

2 居心地の良い場所（居場所イメージ）について

- ・ 「静かに落ち着ける図書館」を自身の居心地の良い場所の一つとして挙げている。このほかの施設等については「飲食や交流ができない不便さ」「時間帯による制限」「同世代とつながる場の不足」を課題と感じている。
- ・ 「自身を認めてもらえる温かさ」「自分のペースや自身が持つ世界観を保つことができる場所」「人との適度な距離感、音、他人の気配を感じる場所」など、多様な「安心できる居場所」を求め、それぞれの人権や尊厳、多様性が大切にされている。
- ・ 「自由で気兼ねなく過ごせる自宅」と「適度に他者の気配がある場所」があり、特に子育て世代は「子どもの安全と見守りができる環境」が心の余裕を生むと感じている。

3 これからの玉野市のまちづくりについて

- ・ 趣味やボランティア活動、課題研究や部活動を通して「自分の成長」「地域とのつながり」「社会貢献への喜び」「責任の重さや大変さ」などを経験し、それが人生や進路にも良い影響を与えていると感じている。
- ・ 部活動は「学校中心」から「地域主体」へと移行し、地域コミュニティの活性化や多様な交流の場として重要な役割を担っている。
- ・ 地域に学習ができるスペースや仲間と集まることができるスペースが求められているとともに、住みやすさや人的な交流、公共交通の利便性向上、観光の活性化などが求められている。

- ・ 日常の困りごとや希望を行政に気軽に伝えることができる、ネットの窓口や情報発信の工夫が求められている。
- ・ 「人とのつながりはボランティアから」「他者を思いやり、偏見をもたない」「現場での経験が実務や福祉施策に生かせる」「仕組みを支える人の存在」「時代に合った柔軟な思考や辞める勇気」「相手の話を細かく聞くことの大切さ」など、多様な価値観や視点の重要性が挙げられた。

4 玉野市へ意見を伝えやすくするために

- ・ 意見表明にアンケートやSNS、チャットの活用とともに、手段の多様化とフィードバックの充実が重要、という意見が挙げられた。

【3】現状分析から読み取れる本市の課題

公的資料等統計データの分析や第3期計画の取組内容、さらに、アンケート調査結果やグループインタビュー調査結果から読み取れる、子ども・若者施策に関する本市の課題を次の6項目に整理しました。

1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の推進

- 全ての子ども・若者を対象とする本計画の趣旨を踏まえ、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現を本市においても目指す必要があります。そのためには、子ども・若者が暮らしやすい玉野市を、市民と共につくっていく必要があることから「こども基本法」の趣旨や「子どもの権利条約」に基づき、子ども・若者が「権利の主体である」ということについて、市民の意識の醸成を図ることが課題です。また、子ども・若者の権利擁護について、全ての市民が理解を深めることができる取組の推進も課題となっています。
- 児童虐待の防止をはじめ、いじめや不登校、障害、自殺など、あらゆる社会的課題に対して、子ども・若者の人権を守る取組の充実が必要です。そのため、人権啓発事業の推進とともに、子育ての孤立を防ぎ、生活課題の解決に向けた支援の充実、心のケアなど、子ども・若者の育成環境の整備が課題となっています。
- この度実施したアンケート調査結果では、若者、保護者共に子育て環境の整備や子育て支援に対するニーズが高く、多様な広報手段を活用し、地域全体で子育てを支援する意識啓発活動の推進が課題です。

☞ 上記の内容は、51ページの基本目標1（子ども・若者の未来をひらく基盤づくり）の基本施策1～2に反映します。

2 安全に、健やかに産み、安心して子育てできる環境の整備

- 本市では第3期計画において、妊娠期から周産期、乳幼児期にかけての相談支援をはじめ、多様な支援の充実を図っています。第3期計画策定時のアンケート調査結果では、子育て中の保護者において「発達・発育に関すること」や「食事や栄養」「教育」に関する悩みが多くみられました。市の窓口や子育て支援センター等公的機関の利用率の向上はもとより、そのための相談窓口の周知をはじめ、保護者の不安や負担の軽減を図る相談支援体制の充実に努めることが課題です。
- 第3期計画では、妊産婦訪問指導における電子媒体によるアンケート回答ツールの導入や育児、離乳食相談の開催場所を地域拠点へ変更するなど、利便性の向上に取り組んでいます。また「こども家庭センター」の設置により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援と地域の社会資源との連携を進めるとともに、食育についても啓発活動の充実を図っています。子育て支援サービスの充実に向けては、一時預かりの複数登録、病児・病後児保育の利用者増加への対応、さらに保育人材の確保など、多様な子育て支援施策を推進しており、今後も継続的な支援体制の充実が課題です。

- 「若者の意識と生活に関するアンケート調査（以下「若者アンケート調査」という。）」の結果では、子育てしながら働きやすい社会環境をつくるために、勤務先の理解と協力をはじめ、残業を減らすなど働き方の改革に向けた取組の充実が求められています。性別にかかわらず誰もが育児休業等を取得しやすい環境づくりはもとより、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた継続的な取組の推進が課題です。

☞ 上記の内容は、51 ページの基本目標 2（安心して子育てできる環境づくり）の基本施策 3～6 に反映します。

3 児童・生徒の学ぶ力を育む地域特性を生かした環境づくり

- 本市では、学校において総合的な学習の時間等に、地域住民にゲストティーチャーとしてボランティアで参加してもらい、児童・生徒に地域の文化や高齢者の生活体験を伝承するなど、地域で健やかな成長を支援する学びの場の提供に努めてきました。今後も、児童・生徒一人一人の能力の向上を目指し、体験プログラムの推進や伝承活動への参加の促進など、個性を發揮できる環境づくりの充実が課題です。また、子どもの心豊かな成長を育むため、安全、安心で質の高い教育環境を整備し、子どもの健やかな成長を支援する取組の充実も課題となっています。

☞ 上記の内容は、51 ページの基本目標 3（心豊かな成長を支える学びの場づくり）の基本施策 7～8 に反映します。

4 配慮が必要な子どもへの支援の充実と安心して暮らすことができるまちづくり

- 児童虐待防止対策やひとり親家庭への支援対策、複雑なケースへの対応をはじめ、地域共生社会の考え方を踏まえた、障害の有無にかかわらず適切な教育・保育が提供できる体制づくりなど、全ての子どもが安心して暮らすことができる社会づくりの推進が課題です。
- 「子どもの生活実態に関する保護者アンケート調査（以下「保護者アンケート調査」という。）」の結果では、特に低所得世帯において「子育てのストレス」や「子どもが望む環境を与えることができていないこと」に関する悩みが多いことがうかがえます。また、孤立を感じている保護者も一定数みられ、特に低所得世帯やひとり親家庭ではその割合が相対的に高くなっています。経済的な負担の軽減や子育てに関するストレスの解消に向けた相談支援など、孤立を防ぐ施策の充実が課題です。
- 「子どもの生活実態に関する小中学生アンケート調査（以下「小中学生アンケート調査」という。）」の結果では、自身がヤングケアラーに当てはまると回答した児童・生徒は僅かながら本市にも存在しています。関係機関と連携し、誰一人取り残さないきめ細かな支援に取り組むことが課題となっています。
- 子ども・若者が本市で安全に生活できるよう、関係機関と連携し、交通安全対策をはじめ、防犯、防災対策の推進など、全ての子ども・若者を守る生活環境の継続的な整備が課題となっています。

☞ 上記の内容は、51 ページの基本目標 4（全ての子ども・若者にやさしい生活環境づくり）の基本施策 9～11 に反映します。

5 子どもの貧困と格差の解消に向けた取組の充実

- 保護者アンケート調査結果では、進学に対する意識は、所得階層が相対的に低い層では「高校まで」の割合が高く、所得階層が高い層では「大学又はそれ以上」の割合が高いなど、相関性がうかがえます。また、所得階層が低い世帯では、ほかの層に比べて「教育費など経済的な不安や負担」を感じる割合が高い傾向にあります。子どもが生活の状況等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境など、学びの支援体制を構築し、本人の意思で進学先を選択できる環境づくりが課題です。
- 経済的に困難な状況にある子育て世帯に対しては、子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援と、それらの制度の周知を図る必要があります。そのためには、広報活動の充実はもとより、誰もが福祉課題に関心を持ち、見守り活動を含む支援体制の構築をはじめ、地域住民や関係機関との連携の強化が課題です。

☞ 上記の内容は、51 ページの基本目標 5（子ども・若者の貧困と格差を解消する環境づくり）の基本施策 12～14 に反映します。

6 子ども・若者が活躍し暮らしやすいまちづくり

- 若者アンケート調査結果では、結婚を希望する人に対して行政が力を入れるべき支援として、子育て支援の充実をはじめ、経済的な支援と夫婦共に働き続けることができる環境づくりが求められています。グループインタビュー調査結果では「地元で自分に合う仕事が見つからない」「将来収入が不安」「賃貸住宅の不足や交通の不便さが障壁」といった意見があり、安定的な雇用と住まいの確保、家計における経済的負担の軽減、仕事と家庭の両立環境の整備と出会い機会の充実など、多様な支援を推進することが課題です。
- 居場所づくりについては、若者アンケート調査結果では、最も居心地が良いのは家庭、自室であり「自由に長く過ごせる安心な場」へのニーズが高く、課題となっています。また、グループインタビュー調査結果では「学校外で同世代と交流できる場が少ない」「夜間に使えるフリースペースが必要」「学外の学習、交流拠点の整備」などが求められ、課題となっています。
- 本市に暮らす若者の今後の生活の安定に向けて、定住や就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる居場所づくりの検討など、若者への多様な支援体制づくりが課題となっています。

☞ 上記の内容は、51 ページの基本目標 6（子ども・若者の活躍を支えるまちづくり）の基本施策 15～16 に反映します。

【1】基本理念

「第3期計画」は、妊娠期から就学前児童、小学生、おおむね中学生までの子どもを対象とした子育て支援施策を展開することを目的とした計画です。

本計画は、その対象を青年期の若者まで拡大し、全ての子ども・若者の権利が保障され、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

本市の最上位計画である「玉野市総合計画2023」では、その将来像を「誰もが行ってみたい、住み続けたいまち ～たまので育つ、TAMANOが育つ～」と定め、そのうち本計画の施策分野に該当する「結婚・出産・子育て」における「まちづくりの基本方針」を「希望をもって安心して子育てできるまち」と定めています。

本計画では「玉野市総合計画2023」をはじめ「こども基本法」や「こども大綱」の理念を踏まえ、子どもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、全ての子ども・若者が希望を持って心豊かに成長し、自分らしく住み続けることができるまちづくりに向けて、以下の基本理念を掲げます。

● 基本理念 ●

**すべての子ども・若者が 希望をもって
安心して住み続けられるまち たまの**

本計画は「第3期計画」において位置付けた、子ども・子育て支援施策の具体的取組※をはじめ「こどもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」及びその他法令等で定める子ども・若者政策に関する計画と一体的に策定する総合的な計画です。

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、次の施策体系に掲げる6つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。

※ 主に「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「市町村行動計画」を融合している。
なお「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に当たる、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の詳細については、第3期計画を参照すること。

【2】施策体系

【基本目標1】子ども・若者の未来をひらく基盤づくり

- 基本施策1 こどもまんなか社会を目指す取組の推進
- 基本施策2 子ども・若者の人権と権利の尊重

【基本目標2】安心して子育てできる環境づくり

- 基本施策3 健やかに産み育てられる環境づくり
- 基本施策4 多様な子育て支援サービスの充実
- 基本施策5 子育て家庭への支援とネットワークづくり
- 基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本目標3】心豊かな成長を支える学びの場づくり

- 基本施策7 学ぶ力を育む環境づくり
- 基本施策8 体験やふれあいの機会を通じた地域とのつながりづくり

【基本目標4】全ての子ども・若者にやさしい生活環境づくり

- 基本施策9 児童虐待防止対策の推進
- 基本施策10 配慮が必要な子ども・若者へのきめ細かな支援
- 基本施策11 安全・安心なまちづくり

【基本目標5】子ども・若者の貧困と格差を解消する環境づくり （「玉野市こどもの貧困対策推進計画」）

- 基本施策12 学ぶ意欲を育む教育・学習への支援
- 基本施策13 安定した暮らしに向けた生活と就労への支援
- 基本施策14 暮らしを支える経済的支援

【基本目標6】子ども・若者の活躍を支えるまちづくり

- 基本施策15 子ども・若者の生活を支える体制づくり
- 基本施策16 居場所・交流の場づくりと社会参加の促進

【基本目標1】子ども・若者の未来をひらく基盤づくり

【基本施策1】こどもまんなか社会を目指す取組の推進

「こどもまんなか社会」の実現は、本市に暮らす全ての子ども・若者が自らの希望に応じて自分らしく、その意欲と能力を発揮することで、次代を担う人材を社会全体で育み、社会、経済の持続可能性を高めることにつながります。

「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容について、子ども・若者をはじめ子育て当事者、教育・保育関係者をはじめ、市民への周知を図るとともに、社会全体で共有を図ります。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------|--|-------------------------------------|
| (1)「こどもまんなか社会」の意識啓発 (新規) | ○ 市の広報やホームページをはじめ、公式SNSやアプリなど多様な方法を活用し「こどもまんなか社会」の理念や考え方の周知を図るとともに、啓発活動を推進します。 | こどもみらい課 |
| (2)権利の主体としての意識の醸成 (新規) | ○ 「こども基本法」をはじめ「こどもの権利条約」の理念に基づき、子ども・若者の多様性を尊重し、その暮らしを応援するため、関係機関※と連携し、多様な啓発活動等を通して、子ども・若者が「権利の主体である」ということについて、市民の意識の醸成を図ります。 | こどもみらい課 |
| (3)子ども・若者の意見聴取 (新規) | ○ 本計画に定める子ども・若者施策について、子ども・若者や保護者等子育て当事者の視点を尊重するため、その意見を聞き、対話の場の確保に努めながら共に取り組んでいく体制づくりを目指します。 ○ 意見の聴取によって得られた意見は、その後の取組や事業の運営において、適切に反映を検討します。 | こどもみらい課 |
| (4)子育て意識の啓発 | ○ 市内の幼稚園や保育園、認定こども園（以下「教育・保育施設」という。）及び小・中学校において、保護者を対象とした「子育て・親育ち講座」等の開催を通して、家庭が子どもの成長の基盤であることや愛情を持って育てることの大切さを啓発します。 ○ 市の広報やホームページをはじめ、公式SNSやアプリ、主任児童委員・愛育委員の活動など、多様な方法を活用し地域全体で子育てを支援する意識の啓発を推進します。 | こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 社会教育課 |

※ 関係機関は、教育委員会、小中高校、幼稚園、保育園、庁内関係課、警察署等、取組内容によって関係機関は異なる。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------|---|-----|
| (5)男女共同参画意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「たまの男女共同参画プラン※」に基づく本市の男女共同参画の施策との連携により、固定的な性別役割分担意識の払拭に向け、男女共同参画講座の開催や啓発活動を推進します。 ○ 事業所や就業者への啓発活動を通して、性別にかかわらず育児休業や介護休業を利用しやすい環境づくりをはじめ、父親の育児への参加意識を高める取組を推進します。 | 総務課 |

※ 令和7（2025）年における現行計画は「第5次たまの男女共同参画プラン」

【基本施策2】子ども・若者の人権と権利の尊重

「第3期計画」では、児童・生徒に対して道徳の授業や人権教育の充実、体験活動等を通して、命の尊さや人権の大切さを学び、人権意識の高揚を図る取組を推進しています。

本計画では、それらの活動を踏まえるととともに、子ども・若者の権利を保障し、多様な個性や人格を尊重しながら、子ども・若者の最善の利益を図るための様々な取組を推進します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--|
| (6)人権啓発事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒に対する人権教育を通して、互いに認め合い、個人を大切にす「多様性の尊重」や「性の多様性」について、正しい理解を促進します。 ○ 「玉野市人権教育課題別研修講座」の開催や人権感覚を育むためのイベントの実施など、人権の大切さや基本的人権について、市民の理解を促進するための啓発活動を推進します。 | 学校教育課 社会教育課 |
| (7)人権相談窓口の周知と相談事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「人権なやみごと相談」など、人権問題に関する相談窓口の周知を図るとともに、人権擁護委員をはじめ、関係機関と連携し、人権問題に関する相談に対応します。 ○ 男女共同参画推進センター内に設置している「男女共同参画相談支援センター」において、配偶者やパートナーからの暴力などに関する相談支援を推進します。 | 総務課 |
| (8)自殺対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「玉野市自殺対策基本計画※」に基づき、心の健康づくり対策として、関係機関と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない玉野市の実現を目指し、生きることの包括的な支援を推進します。 ○ 学校において、心の健康や自殺予防に関する教育を行い、子どもの健康づくりを推進します。 | 健康医療課 学校教育課 |
| (9)様々な家庭環境にある子ども・若者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、貧困や虐待、いじめ、不登校、障害など様々な家庭環境や困難な状況に置かれた子ども・若者を支援するとともに、成育環境づくりを支援します。 | 福祉政策課 こどもみらい課 健康医療課 学校教育課 就学前教育課 |

※ 「健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」と一体的に策定

【基本目標2】安心して子育てできる環境づくり

【基本施策3】健やかに産み育てられる環境づくり

安全で安心な妊娠、出産のため、妊婦健診の受診を促進するとともに、関係機関と連携し、妊娠期から周産期、乳幼児期と切れ目ない相談支援と情報提供を行います。また、育児や発育に関する正しい知識の周知に努め、母親やパートナーの不安や負担の軽減に努めます。

家庭、地域、学校、行政が役割を分担し、協働して市民の健康づくりと食育活動を推進します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|---|--------------------------|
| (10) 妊娠・周産期・乳幼児期の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦一般健康診査や妊産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業や産後ケア事業等を通して、安全、安心な妊娠、周産期、乳幼児期を支援します。 ○ 産後の母体の回復や育児不安の解消を図る産後ケア事業の充実を図るとともに、市内実施事業所の確保に努めます。 | こどもみらい課 |
| (11) 乳幼児の健康管理の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関での乳児健診や1歳6か月、3歳児健診等をはじめ、歯科指導や視力検査等で子どもの成長を見守ります。 ○ 予防接種の受診を促進し、未受診者には保健師が対応します。 ○ 育児や離乳食、発達の相談や保護者の交流の場を設けるなど、育児不安の軽減を図ります。 | こどもみらい課 |
| (12) 親子の健康づくり支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛育委員協議会において、乳幼児健康診査の受診や母子保健事業への参加を促進するとともに、禁煙の啓発やがん検診の受診に向けた啓発等を通して、親子の健康づくりを推進します。 ○ 中学生の赤ちゃんふれあい体験やプレコンセプションケア※1を支援します。 ○ 「にじいろ教室」において、乳幼児期の子どもの心身の発達に対する、保護者の不安の軽減を図ります。 | 健康医療課 こどもみらい課 |
| (13) 食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「玉野市食育推進計画※2」に基づき、食に関わる関係機関との協力、連携により、食育を推進するとともに、活動人員の確保に努めます。 | 健康医療課 学校教育課 就学前教育課 |

※1 性別にかかわらず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。（妊娠前からの健康づくり）

※2 「健康たまの21計画」「玉野市自殺対策基本計画」と一体的に策定

【基本施策4】多様な子育て支援サービスの充実

子育て家庭の生活実態や意向を踏まえながら、教育・保育事業をはじめとする子育て支援サービスの提供体制の整備や経済的な負担感の軽減に向けた取組を推進し、安心して子育てができるとともに、子どもの豊かな育ちを支える環境づくりに取り組みます。また、保育士等子育てを支援する人材の確保に取り組みます。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---|------------------|
| (14)多様な子育て支援サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの健やかな成長を支えるため、発達に応じた保育の充実を図るとともに、乳児保育や延長保育、休日保育や一時預かり、講座等における託児など、保護者の多様な働き方や事情に対応した子育て支援サービスを提供します。 ○ 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施します。 | 就学前教育課 |
| (15)子育て支援施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 病児・病後児保育の実施や産婦への育児、家事支援(ママヘルプサービス)、子育てファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動)等の多様な子育て支援サービスを展開し、子育て家庭をきめ細かく支援します。 ○ 保護者の病気等で養育が困難な場合の短期預かりや児童のニーズにあった放課後児童クラブ活動の展開を図ります。 | こどもみらい課 |
| (16)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用児童数が多い放課後児童クラブや今後、学校適正規模・適正配置計画に基づく再編により、新たにクラブ室の確保が必要となる放課後児童クラブの整備に取り組みます。 ○ 国が目指す放課後子供教室との一体化については、本市においては運営主体、活動場所、時間等が異なることから、即時の対応は難しいものの、一体化の方針に基づき、交流等が可能な施設から実施します。 | こどもみらい課 社会教育課 |

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------------------------------------|
| (17)経済的支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の制度に基づき、玉野市国民健康保険においては出産育児一時金の支給及び保険料の一定期間の免除、また、国民年金においても保険料の一定期間免除により、出産にかかる経済的負担の軽減を図ります。 ○ 国の制度に基づく児童手当、児童扶養手当の支給をはじめ、こども医療費の助成、日中家庭で育児を行っている家庭等に支給する在宅育児手当支給事業など、子育て世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定と子どもの健やかな成長を支えます。 ○ 国の制度に基づく保育料の無償化や軽減措置、経済的に困難な家庭への学習費用を支援する就学援助費など、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。 | 保険年金課 こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |
| (18)保育士の人材確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士や学生を対象とした実習体験等を通して、保育士の確保に取り組みます。 ○ 岡山県保育士・保育所支援センターと連携し「市町村における保育士等募集のエリア一括発信」に参加するとともに、保育士等養成校に向けて職員募集の案内を行うなど、保育士の求人情報を幅広く発信し、人材の確保を図ります。 | 就学前教育課 |

【 基本施策5 】 子育て家庭への支援とネットワークづくり

子育て支援センターの機能強化や相談体制の充実などにより、子育てについて気軽に相談できる環境や必要な情報を得ることができる環境を整備し、保護者の子育ての不安や孤立の軽減を図るとともに、サークル活動への支援や幼児クラブ、ふれあい交流や子育て支援のネットワークづくりなど、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|-------------------------------------|
| (19)子育て支援センターの機能の充実 | ○ 子育て支援センターにおいて、教育・保育施設等に通っていない子育て家庭を対象とした相談や交流の場の提供、イベントの開催など、様々な活動を推進するとともに、地域におけるコミュニケーションづくりの拠点としての機能の充実に努めます。 | 就学前教育課 |
| (20)子育て相談体制の充実 | ○ 保育園や学校等関係機関が連携し、プライバシーに配慮した各分野の連携による相談体制を充実します。 ○ 保育カウンセラーやスクールカウンセラーの活用により、子育てや教育に関する相談支援を充実します。 | こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |
| (21)関係機関との連携による支援の充実 | ○ 関係機関が連携しネットワークを整備して、子どもや子育て家庭が抱える問題の早期発見、早期解決に努めるとともに、定期的なケース検討会を設けるなど、フォロー体制の充実を図ります。 ○ 「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、子ども・若者の不登校やひきこもり対策に取り組みます。 | 福祉政策課 こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |
| (22)民生委員・児童委員、主任児童委員による支援 | ○ 民生委員・児童委員、主任児童委員が、生活や子どもに関する心配事の相談にのったり、必要に応じて支援機関の情報提供をするなど、住民自らが課題を解決するための支援を行います。 | 福祉政策課 |
| (23)教育相談等の充実 | ○ いじめや不登校などに対応するため、学校における相談体制を充実するとともに、教育相談週間等の設定等により、児童・生徒のいじめや心の課題を早期に把握する取組を推進します。 | 学校教育課 |

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------------------|
| (24)子育て支援のネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内各部署と関係機関で情報を共有し、連携を強化します。 ○ 園庭開放や子育て教室、講座等を開催し、親同士のネットワークづくりと情報交換を支援します。 ○ 出前保育やサークル交流、幼児クラブ等の合同行事で遊びの場の充実を図ります。 | こどもみらい課 就学前教育課 |
| (25)ふれあい交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で活動する人材や関係団体と連携し、親子が気軽に体験活動やふれあい活動に参加できる環境づくりを推進します。 ○ 各校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールの導入など、地域と一体となって子どもを育む、地域に開かれた学校づくりを推進します。 ○ 中学校の体験学習の一環として、乳幼児とのふれあいの場を提供し、心の教育の充実を図ります。 | 学校教育課 就学前教育課 |
| (26)園庭開放・学校開放 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園や幼稚園などの園庭を開放し、就園前の親子が自由に参加できる場の充実を図ります。 ○ 市内の小・中学校の運動場や体育館でスポーツ活動ができるよう、学校開放事業を実施します。 | 就学前教育課 社会教育課 |

【基本施策6】ワーク・ライフ・バランスの推進

働く女性が安心して妊娠、出産、育児と仕事を両立できるよう、職場の意識向上や制度の普及に取り組みます。また、性別にかかわらず育児、介護休業、有給休暇の取得を促進し、柔軟な働き方を支援するとともに、退職後の再就職支援や保育施設の利用を支援するなど、社会での活躍を応援します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|-----------------|
| (27)事業所における妊娠や出産に対する支援の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦や女性が多い事業所に対して、母性保護の協力が求められるよう、職場意識の向上を図ります。 ○ 事業内保育所の設置に対する助成制度の周知を図ります。 ○ 働く女性の妊娠、出産に関わる保護規定の周知を図るとともに、働く女性のための健康診査を推進します。 | 商工観光課 |
| (28)労働環境の改善に向けた環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労者に対する労働時間の短縮や育児休暇の取得の普及に向けた啓発に努めます。 ○ 事業所等職域における育児休業、介護休業制度の普及に向けた啓発に努め、制度の導入を促進します。 ○ 事業所等に対して、有給休暇の取得や所定外労働の削減、フレックスタイム制やリフレッシュ休暇の導入など、弾力的な勤務形態の導入を促進します。 ○ 事業所等に対して「男女雇用機会均等法※」をはじめ、労働に関する法令等の周知、定着を図ります。 | 商工観光課 |
| (29)再就職等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県の実態調査結果等に基づき、労働環境の問題点の把握に努め、事業所等への周知に努めます。 ○ 出産や育児などで退職した女性に対して、就業に関する相談、情報提供や事業主に対する再雇用制度の普及に向けた啓発などを通して、女性の再就職を支援します。 ○ 産休、育休中の保護者へ情報提供や相談支援を通して、希望する保育施設を円滑に利用できるよう支援します。 | 商工観光課 就学前教育課 |

※ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」

【 基本目標 3 】 心豊かな成長を支える学びの場づくり

【 基本施策 7 】 学ぶ力を育む環境づくり

教育・保育施設における教育力や保育力の向上に努めるとともに、保護者のニーズに応じた保育を実施し、幼児期からのきめ細かな教育を推進します。また、性や命に関わる学習機会や健康教育の充実に加え、小中9年間の切れ目ない教育の充実を図ります。

さらに、配慮や支援が必要な児童・生徒を支援することで、安全、安心で質の高い教育環境を整備し、子どもの健やかな成長を支援します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|--|------------------------------------|
| (30) 幼児教育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育施設で設定したテーマで研究に取り組むとともに、公開保育や協議会を通して各園で成果を共有し、教育・保育の質の向上に努めます。 ○ 幼稚園、保育園の統廃合や認定こども園化については、再編計画に基づき進めます。 ○ 保護者のニーズに応じて、保護者の就労、ほかの子どもの学校行事への参加等による預かり保育を実施します。 ○ 近隣の教育・保育施設との交流を推進するとともに、職員同士で共通の研修の機会を充実します。 | <p>学校教育課 就学前教育課</p> |
| (31) 性・命に関わる学習機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 性に関する正しい知識や生命の大切さへの理解をはじめ、男女共同参画や性的マイノリティへの理解の促進など、社会の多様な価値観への対応力を醸成するため指導の充実を図ります。 ○ 小・中学生、高校生を対象に「異世代間のふれあい交流」や「赤ちゃんふれあい体験学習」を実施します。 ○ 保健師と中学校が連携し、中学生や保護者を対象としたプレコンセプションケアに関する健康教育を実施します。 ○ 健康教育や情報教育、食育等を教育課程に位置付け、子育てに必要な知識や心構えの育成を図ります。 | <p>こどもみらい課 学校教育課</p> |
| (32) 健康教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 喫煙防止や薬物乱用の防止、エイズ教育等に関する健康教育を推進します。 ○ 愛育委員や栄養委員と連携し、児童・生徒に対して健康づくりや食育の普及を推進します。 | <p>健康医療課 こどもみらい課 学校教育課</p> |

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-------|
| (33)学校教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に開かれた教育課程の実現と、子どもたちが夢や目標を持って自分の人生を切り開き、社会を生き抜く子どもの育成を目指した学校づくりを進めます。 ○ 市内の全ての中学校において、チャレンジワーク等の職場体験活動など、キャリア教育を推進します。 ○ 小・中合同の授業公開や校内研修の実施、各種会議の開催による教職員の連携の強化などにより、小・中9年間で切れ目のない一貫した指導体制の構築を目指します。 ○ 玉野商工高校、玉野備南高校それぞれの特色を生かした教育内容の充実を図り、市立高等学校の魅力の向上を図ります。 | 学校教育課 |
| (34)スクールカウンセラー等の適正な配置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内全ての小・中・高等学校にスクールカウンセラーとして公認心理師等を配置し、カウンセリング機能の充実をはじめ、児童・生徒や保護者が抱える悩みの解消を図ります。 | 学校教育課 |
| (35)配慮や支援が必要な児童・生徒への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育サポートセンター内にある適応指導教室「わかば教室」において、不登校の児童・生徒に対する学校生活への復帰や社会的自立を支援します。 ○ 教育サポートセンターに公認心理師等を配置し、市内の児童・生徒や保護者からの相談に対応するとともに、子どもの育ちに応じて継続的に支援します。 ○ 学校サポートスタッフの配置等による特別支援教育・自立応援室への支援等、学校生活に支援が必要な児童・生徒に対する指導、支援体制の充実を図ります。 ○ 通級指導教室の設置を推進し、障害等個別に配慮が必要な児童・生徒への支援体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |

【 基本施策 8 】 体験やふれあいの機会を通じた地域とのつながりづくり

地域で活動する人材や団体との連携を強化し、多様な体験やふれあいの機会づくりの充実に取り組むとともに、文化活動や図書館活動、児童館活動、スポーツ活動を推進し、健全な育成を図ります。また、地域と協働した学校教育やキャリア教育を推進し、児童・生徒に対する地域や地元への愛着を深めます。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------|---|---|
| (36)多様な体験・ふれあいの機会づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子ども楽級において、児童・生徒に対する遊びやものづくりなど体験学習や世代間交流を行います。 ○ 地域の子ども会活動への支援やジュニアリーダー育成を通して、子ども会の活性化を図ります。 ○ 児童・生徒に対して「玉野市トップアスリート・トップアーティスト招へい補助事業」の活用等により、スポーツ技術に接したり、優れた芸術文化を鑑賞したりする機会の創出を図ります。 ○ 教育・保育施設や小・中学校において、福祉教育の実践や地域との交流活動を推進します。また、インクルーシブ教育や人権教育により、障害への理解を促進するとともに、共生の心を育みます。 ○ 地域のボランティアがゲストティーチャーとなり、地域の文化、高齢者の生活体験などを児童・生徒に伝承するとともに、指導者やボランティアの発掘に努めます。 ○ 親子のつどいや親子交流会の開催、子育て支援センターの行事等を通して、親子のふれあいを推進するとともに、より多くの親子が参加できるような遊びの場、交流の場を整備します。 ○ 地域と連携し、子どもの様々な活動や学習の場を提供し、地域における居場所づくりを推進します。 | <p>こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 社会教育課</p> |

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|------------------|
| (37)健全育成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館での行事や読み聞かせ、テーマ別の本の展示、幼稚園・保育園・認定こども園への絵本の搬送やブックスタート事業等に取り組むとともに、読書ボランティアへの活動支援や、図書館施設備品の充実を図ります。 ○ 児童館での様々な遊びの場の提供のほか、乳幼児親子のふれあいの場や子どもボランティア育成事業、年長児童の来館促進事業の充実を図るとともに、運営の在り方の見直しや子育て世帯のニーズに応じた施設整備を進めます。 ○ 総合型スポーツクラブの育成や各種スポーツ教室、スポーツ団体の振興やスポーツ少年団活動への支援等を通して、スポーツ活動を推進するとともに、体育・スポーツ施設の充実を図ります。 | こどもみらい課 社会教育課 |
| (38)地域と協働した学校教育等の推進体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての小・中・高等学校で学校運営協議会を適切に運営し、地域と学校が協働した学校教育目標の策定や教育活動等により、地域と共にある学校づくりを推進します。 ○ 学校が地域住民や企業、団体等と目標やビジョンを共有し、地域と学校が連携、協働して、地域と一体となった学校づくりを推進します。 | 学校教育課 社会教育課 |
| (39)教育課程におけるキャリア教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元企業での職場体験活動や講演会等を開催し、児童・生徒のキャリアプランニング能力を育成するとともに、地元企業への就職を促進し、市内への定住の促進を図ります。 ○ 地域での学びや地域の魅力を発信し、児童・生徒の地域への理解を促進するとともに、地元への愛着を育みます。 | 商工観光課 学校教育課 |

【 基本目標 4 】 全ての子ども・若者にやさしい生活環境づくり

【 基本施策 9 】 児童虐待防止対策の推進

近年、全国的に児童虐待の相談件数が増加している※ことから、児童虐待の防止に向けた体制の強化が求められています。本市でも関係機関が連携し、妊娠時から児童虐待の早期発見、予防に努め、早期から支援に取り組みます。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------------------------------------|
| (40)児童虐待の早期発見と支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 親子健康手帳発行時の面接や乳児家庭全戸訪問等を通して、また、幼稚園教諭や保育士、学校の教職員等、児童の福祉に職務上関係のある者において児童虐待の早期発見、予防に努めます。 ○ 特定妊婦のフォローや乳幼児健診等の場において、児童虐待ハイリスク家庭を早期に支援するとともに、関係機関と連携し、家庭への援助と子どもの発達を支援します。 ○ 地域の全ての妊産婦・子育て家庭向けに、児童福祉と母子保健の双方の視点から、子育て情報の提供や相談に応じます。支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握した場合は、こども家庭センターによる子育て家庭へ寄り添う支援と地域の社会資源をつなぐなど、個別の状況に応じた支援を行います。 | 福祉政策課 こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |
| (41)要保護児童対策地域協議会の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係課が連携して、必要に応じてケース検討会を開催します。 ○ 乳幼児健診での早期発見や就学前から高校等を通じた見守り活動により、保護が必要な児童・生徒の児童相談所への送致等を図ります。 | こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |

※ こども家庭庁「令和5年度児童虐待相談対応件数（令和7年3月現在）」資料より

【 基本施策 10 】 配慮が必要な子ども・若者へのきめ細かな支援

ひとり親家庭への自立支援をはじめ、障害のある子ども・若者や日本語以外を主な言語とする子ども・若者への配慮や支援を行い、地域で安心して暮らせる環境の整備を推進します。また、子ども・若者の生まれ育った環境によって生活が左右されないよう、貧困やヤングケアラー、ひきこもり対策に取り組めます。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-------------------------------------|
| (42)ひとり親家庭への自立支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当や奨学金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付など、国や県の支援制度を紹介し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 母子・父子自立支援員が、主にひとり親家庭の様々な悩みごとや母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の相談に対応し、問題の解決を支援します。 ○ ひとり親家庭の親及びその児童を対象に、保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で助成します。 | こどもみらい課 |
| (43)障害のある子ども・若者への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員への障害児保育研修を実施し、障害のある子どもに対する理解の向上を図るとともに、教育・保育施設への訪問等を通して、特別支援教育に関する専門の指導や助言を行います。 ○ 4歳児巡回相談事業を実施するとともに「玉野市特別支援教育ネットワーク連絡協議会」において関係機関と連携し、支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応に努めます。 ○ 障害のある子どもを持つ保護者同士の親睦や地域との交流の機会を持てるよう支援します。 ○ 関係機関と連携し、発達障害等の早期発見と適切な支援に取り組み、障害のある子どもの社会的自立を目指します。 ○ 市内の支援者等で特別支援教育サポートチームを編成し、教育・保育施設や学校を訪問します。 ○ 常時介護を必要とする状態の児童・生徒に、障害児福祉手当を支給します。日常生活用具や補装具の購入については、所得により差額分を市が助成します。 ○ 20歳未満の心身に障害のある児童・生徒を扶養している保護者に児童福祉年金、20歳未満の障害のある子どもを家庭で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。 | 福祉政策課 こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--|-------------------------------------|
| (44)ひきこもり対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育施設や学校をはじめ、福祉、介護、医療等の関係機関による情報共有や連携により、本人の心情に十分配慮した上で、必要な支援につなぎます。 ○ 玉野市教育サポートセンターにおいて、ひきこもりの相談に応じるとともに、関係機関と連携して、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施します。 | 福祉政策課 こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |
| (45)日本語以外を主な言語とする子ども・若者への配慮・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 翻訳機の導入により、幼少期に外国で育った日本人の子どもや外国人を親にもつ家庭に対する配慮や支援を行います。 | 学校教育課 就学前教育課 |

【 基本施策 11 】 安全・安心なまちづくり

道路や用水路などの安全対策をはじめ、交通安全や防災、防犯に対する啓発、青少年の健全育成活動等を実施し、子どもや若者が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、心身ともに健全な生活を送ることができるよう、学校等における相談支援体制の充実をはじめ、公園など快適な生活環境の整備を図ります。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------------------------------------|
| (46)危険箇所の点検や交通安全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの視点を意識した道路や用水路、公園施設などのパトロールや安全点検を実施し、必要に応じて安全対策を講じます。 ○ 関係機関と連携した交通安全教育をはじめ、多様な媒体を活用した交通安全に関する広報活動や啓発に努めます。また、小学生を対象としたバスの乗り方教室を実施します。 | 協働交通政策課 土木課 都市計画課 |
| (47)防災・防犯対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに配慮した防災対策の強化をはじめ、年間の避難訓練計画の作成及び訓練等の実施を教育・保育施設及び学校で推進します。また、自主防災組織の設置や防災マップの作成を促進します。 ○ 不審者対策や防犯教室、薬物乱用防止教室等を通して、児童・生徒に対する防犯意識の向上を図るとともに、保護者に対する啓発を推進します。 ○ 警察等からの不審者情報は、必要に応じて全ての教育・保育施設及び学校に伝え、児童・生徒への指導と併せて保護者への周知を図るとともに、本市の「不審者情報メールマガジン」を通して、情報を発信します。 | 危機管理課 協働交通政策課 学校教育課 就学前教育課 |

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-----------------|
| (48) 青少年の健全育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年健全育成だより「みちびき」を発行し、啓発に努めます。 ○ 商店街や公園等の街頭指導、年末年始などの特別補導を行います。 ○ 青少年育成センター職員と玉野市青少年健全育成指導員とで児童・生徒が立ち寄りそうな場所での状況確認や協力を行います。 | 社会教育課 |
| (49) 子どもや親への相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談担当教員やスクールカウンセラーが参加する「こどもの未来づくりネットワーク連絡協議会」を開催し、教育相談体制の充実に取り組みます。 ○ 不登校やいじめの被害等に悩みを持つ子どもの保護者を対象とした、カウンセリングなどの相談支援体制を充実します。 ○ スクールカウンセラーの各学校園への全校配置や教育サポートセンター教育支援室のカウンセラーによる相談等、教育相談支援体制を整え、問題の早期発見や早期解決、保護者等の支援に取り組みます。 | 学校教育課 就学前教育課 |
| (50) 安全・安心な子どもの遊び場の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全、安心で魅力のある子どもの遊び場として、また、誰もが利用できる場として、公園施設や遊具等の整備に努めるとともに、ごみの不法投棄対策など、公園の衛生管理を推進します。 ○ 子どもの健康増進や自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにする場所として、また、地域の憩いの場として、児童遊園地を整備するとともに、遊具の修繕等を行い、安心して利用できるよう努めます。 | 都市計画課 |
| (51) 施設等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が安全・安心で快適に学習できる環境を構築するために、学校施設の老朽化に伴う修繕工事やトイレの洋式化、空調施設の更新などを計画的に実施します。また、イノシン対策として、状況に応じ学校周辺に防護柵を設置する等、関係機関と連携を図りながら対応します。 ○ 老朽化が進む市内公立の教育・保育施設において、0歳児保育や延長保育、一時預かりなど、多様化する保育ニーズに対応し、利用者の快適性や利便性を向上させるため、空調や照明、遊具や防犯設備、バリアフリー改修や園庭の整備、トイレの洋式化など、施設の改善に取り組みます。 | 教育総務課 就学前教育課 |

【基本目標5】子ども・若者の貧困と格差を解消する環境づくり
 (「玉野市こどもの貧困対策推進計画」)

【基本施策12】学ぶ意欲を育む教育・学習への支援

幼児教育・保育の無償化をはじめ、学習支援を必要としている児童・生徒への支援、学校と家庭、地域との連携による多様な支援を推進し、全ての子どもが学ぶ意欲を高め、夢に挑戦できるよう、子どもの健やかな育ちと学びの場づくりを支援します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|-------------------------------------|
| (52)幼児教育・保育の無償化・支援サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、幼児教育・保育の無償化を継続します。 ○ 教育・保育施設の受け入れ体制の整備に努めるとともに、保護者の多様な働き方や事情に対応した子育て支援サービスを提供します。 | 就学前教育課 |
| (53)玉野市地域子ども楽級「おさらい会」の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後を利用して、希望する小学3年生を対象に、算数の基礎学力の向上をはじめ、つまずきの発見や解消を目標に学習に取り組む「おさらい会」を実施します。 | 社会教育課 |
| (54)スクールソーシャルワーカーによる支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校やいじめ、虐待等、学校生活に悩む児童・生徒への支援の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けた働き掛けを学校や関係機関と連携して行います。 | 学校教育課 |
| (55)学校と家庭、地域との連携による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、家庭、地域及び地域住民等が連携協力し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指して「たまのっ子育て支援事業」を推進します。 ○ 学校、家庭、地域及び地域住民等が連携し、きめ細かな家庭教育支援を行い、保護者の育児ストレスの軽減や育児者としての役割を学ぶ機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。 ○ 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後や長期休暇期間中に預かる放課後児童クラブにおいて、適切な遊びや生活の場を提供します。 ○ 小・中学校の特別支援教育において、発達上の困難を抱える児童・生徒に対する学校生活や学習に関する相談支援など、適切に教育を受けられる支援体制の充実に努めるとともに、個別の教育ニーズに応じた助言や支援を行います。 | こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 社会教育課 |

【基本施策13】安定した暮らしに向けた生活と就労への支援

生活困難な状態にある子どもの早期発見体制の構築をはじめ、保護者が安心して子育てできるように、様々な相談への対応など、必要な支援を行い、生活の安定と自立の促進を図るための様々な施策に取り組みます。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------------------------------------|
| (56)生活困窮にある家庭への自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者の自立と暮らしの安定に向けて、面接や訪問、オンラインでの相談対応や必要な支援プランの作成等を実施します。 ○ 離職等により、住居のことで困っている人に対して、条件付きで、転居費用や一定期間家賃相当額を市から家主等に支給する制度「住居確保給付金制度」で支援します。 | 福祉政策課 |
| (57)子どもの貧困の解消に向けた対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育施設及び学校が、子どもの貧困に係る保護者や児童・生徒の現状を共有し、教育の支援や生活不安の解消に向けた必要な支援策を講じます。 | 福祉政策課 こどもみらい課 学校教育課 就学前教育課 |
| (58)包括的な支援体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 複合、複雑化した様々な住民の課題に対応するため、「支援関係機関同士が連携して支援を行う機能」、「地域で支え合う機能」、「地域と支援機関をつなぐ機能」の3つが地域で一体的に行われるよう包括的支援体制の整備に関係機関と連携して取り組みます。 | 福祉政策課 こどもみらい課 健康医療課 学校教育課 |
| (59)ヤングケアラーへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策地域協議会において把握している子どものほか、関係機関による情報提供を通して、該当する児童・生徒について状況の把握を行います。 ○ ヤングケアラーを抱える家庭に対し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するほか、家事・子育て等の支援として訪問支援員を派遣します。 ○ 学校や地域に対する啓発活動等を通して、ヤングケアラーに対する理解の促進と支援の拡大を図ります。 | 福祉政策課 こどもみらい課 学校教育課 |
| (60)就労への経済的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の保護者に対して、看護師等の経済的自立に効果が高い資格取得のため、6か月以上養成機関等で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金や高等職業訓練修了支援給付金を支給します。 ○ ひとり親家庭の保護者が、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講し、修了した場合に自立支援教育訓練給付金を支給します。 | こどもみらい課 |

【 基本施策 14 】 暮らしを支える経済的支援

子どもの生活が、保護者の所得や生活環境等によって左右されることのないよう、生活が困難にある家庭等への支援をはじめ、保育や教育にかかる費用など様々な支援を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|--|---------|
| (61)生活保護制度による生活支援 | ○ 最終的なセーフティネットである生活保護制度が必要な世帯については、適切な調査の上、個々の実情に応じて生活、住宅、教育扶助等の支援を行い、本人に寄り添った対応に努めます。 | 福祉政策課 |
| (62)実費徴収に係る補足給付事業 | ○ 保育活動に必要な費用や副食費等の一部を援助します。 | 就学前教育課 |
| (63)就学援助制度 | ○ 経済的な理由で、小・中学校の義務教育を受けることが困難な児童・生徒を対象に、学用品費、修学旅行費等の援助を行います。 ○ 市内の特別支援学級に就学している児童・生徒については、特別支援教育就学奨励費を支給します。 | 学校教育課 |
| (64)生活困窮者自立支援 | ○ 「生活困窮者自立支援法」の規定に基づき、相談や就労支援、住居確保給付金の支給など、生活支援相談窓口にて各種支援を行います。 | 福祉政策課 |
| (65)ひとり親家庭への自立支援の推進 | ○ ひとり親家庭に対して、児童扶養手当や奨学金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付など、国や県の支援制度を紹介し、経済的負担の軽減を図ります。 ○ 母子・父子自立支援員が、主にひとり親家庭の様々な悩みごとや母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の相談に対応し、問題の解決を支援します。 ○ ひとり親家庭の保護者及びその子どもを対象に、保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で助成します。 ○ 母子寡婦福祉連合会など、ひとり親の家庭が気軽に集え、気持ちの共有・相談ができる場の確保に努めます。 | こどもみらい課 |

【 基本目標 6 】 子ども・若者の活躍を支えるまちづくり

【 基本施策 15 】 子ども・若者の生活を支える体制づくり

プレコンセプションケアの推進をはじめ、健康づくりと医療体制の整備、障害のある人への支援や自殺対策の推進、就学支援、結婚支援の取組を進め、玉野市に住む全ての子ども・若者が健やかに成長し、誰もが安心して生活できるよう支援します。また、第3期たまの創生総合戦略に基づき、働きやすい環境づくりや移住・定住促進に関する取組を推進します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|------------------|
| (66)健康づくりと医療体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種検診の情報や健康づくりに関するイベント等の情報提供を積極的に行うとともに、健康づくり活動へのインセンティブ*の付与なども活用し、受診や参加を促進することで、市民の健康づくりを推進します。 ○ 地域の医療機関の診療機能の役割分担と集約化を図り、地域における医療体制を確保するとともに、新たに開院した「たまの病院」を核として、地域全体で医療を支える体制の構築を目指します。 | 健康医療課 |
| (67)プレコンセプションケアの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期における心身の変化や性感染症等への正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア（妊娠前からの健康づくり）についての講座等を開催し、生命の大切さや思いやりの心の醸成を図ります。 ○ 妊娠を希望する女性や妊娠中の女性に対し、妊娠前から妊娠初期に特に重要な栄養素である葉酸サプリメントを配布し、女性の健康づくりを応援します。 | こどもみらい課 学校教育課 |
| (68)障害のある人への生活・就業への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの適切な提供をはじめ、地域生活における各種支援の充実を図ります。 ○ 障害のある人の社会参加へ向けた活動の場づくり、各種の助成制度の周知をはじめ、住まいの確保や住宅改修費の助成、医療費の支援、文化、スポーツや交流の促進、就労に向けた支援等、多様な支援を推進します。 | 福祉政策課 |
| (69)自殺対策の推進 (再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「玉野市自殺対策基本計画」に基づき、心の健康づくり対策として、関係機関と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない玉野市の実現を目指し、生きることの包括的な支援を推進します。 ○ 学校において、心の健康や自殺予防に関する教育を行い、子どもの健康づくりを推進します。 | 健康医療課 学校教育課 |

* 個人や組織の行動を促すために与えられる「動機づけ」や「報酬」のこと。（例：ポイントの付与や商品券、割引、表彰、補助金、税優遇、休暇など）

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------------------------|--|----------------------------------|
| (70)奨学金貸付事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的な理由により就学が困難で、学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学及び市内の専修学校に在学する人を対象に、玉野市奨学資金貸付制度を実施します。 ○ 岡山県が実施している高校生のための給付金、奨学金、貸付制度などの情報を提供します。 | 社会教育課 |
| (71)若い世代の交流と出会いの機会への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ カップリングパーティなどの婚活イベントや同窓会の開催を支援し、若い世代の出会いの場の創出に努めます。 ○ 民間事業者や地域と連携し、岡山県が実施する「おかやま縁むすびネット※¹」の利用を促進します。 | 政策企画課 |
| (72)結婚に係る経済的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的理由から結婚へ踏み切れない若者を対象に、結婚に伴う住宅費や引越費用などを補助し、結婚を後押しします。 | 政策企画課 |
| (73)「たまの創生総合戦略※ ² 」の施策との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ I J Uターン※³希望者に地元企業への就職を促進します。 ○ 市内中小企業の経営基盤の向上や産業の活性化に向けた取組を支援します。 ○ 市内での新規創業や店舗の開業等を支援します。 ○ 企業立地促進事業等により新たな職場の確保を支援します。 ○ 新規就農希望者の経営を支援します。 ○ 企業等に対して、テレワークなどITを活用した新たな働き方の促進に努めます。 ○ 本市への移住希望者へのサポート体制を強化するとともに、空き家の有効活用などにより移住を促進します。 | 政策企画課 商工観光課 農林水産課 都市計画課 |

※1 岡山県が運営する、独身者同士の出会いをサポートする婚活支援サービスのこと。

※2 令和7（2025）年における現行計画は「第3期たまの長期人口ビジョン・第3期たまの創生総合戦略」

※3 IターンとJターンとUターンの頭文字を組み合わせた名称のこと。Iターンは、出身地とは別の地方に移り住むこと。Jターンは、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市や中規模な都市に戻り定住すること。Uターンは、地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ることに。

【 基本施策 16 】 居場所・交流の場づくりと社会参加の促進

地元への愛着を育む教育の推進や様々な学習機会の提供、スポーツ、芸術、文化活動の推進、市民主体のまちづくり活動等を通して、子ども・若者の社会参加を推進します。また、全ての子ども・若者が自己肯定感を高め、子ども・若者が本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、安心して過ごせる居場所づくりや様々な交流の場づくりに取り組みます。

さらに「たまの創生総合戦略」に基づき、シティプロモーションや観光振興等の取組を通して、まちの魅力づくりを推進します。

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|----------------|
| (74)地元への愛着意識の醸成 | ○ 児童・生徒に対する地元企業での職場見学や職場体験活動をはじめ、市内の高校生を対象とした地元企業の情報提供や就職説明会等を行い、地元企業への就職を促進するとともに、市内への定住を促進します。 | 商工観光課 学校教育課 |
| (75)市民の生涯学習や社会参加の促進 | ○ 市民向けの各種講座やイベントの開催など、様々な学習機会を提供し、市民の生涯学習や社会参加を推進します。 | 社会教育課 |
| (76)スポーツ活動及び障害のある人のスポーツの推進 | ○ 市民の健康増進、生きがいの創出を図るため、ライフステージに応じたスポーツ事業や教室を開催し、幅広い世代のスポーツ活動への参加を促進します。 ○ 市内の小・中・高等学校の運動場や体育館でスポーツ活動ができるよう、学校開放事業を実施します。 ○ 障害者スポーツクラブ活動への支援や社会福祉施設等と連携した交流大会の開催など、障害者スポーツの環境の整備に努めます。また、誰もが参加できる障害者スポーツの体験の機会をつくります。 | 福祉政策課 社会教育課 |
| (77)芸術・文化活動の推進 | ○ 玉野市トップアーティスト招へい補助事業の活用など、市民に芸術、文化に触れる機会を提供し、関心を高めることで、市民の文化活動や文化交流への積極的な参加を促進します。 ○ 市内各地域に伝わる文化、芸能等の保存や育成、新たな創造活動に対して、玉野市芸術・文化振興助成金を交付します。 ○ 障害者週間に合わせた作品展示等を通して、障害のある人及び障害者団体の芸術、文化活動の振興に努めます。 | 福祉政策課 社会教育課 |

| 取組名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|---------------------------|
| (78)市民主体のまちづくり活動の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動団体による社会貢献活動に対して財政的な支援を行うなど、市民活動の活発化を図るとともに、市民のまちづくり活動への参加を促進します。 ○ 地域コミュニティを中心に、地域活動等を行う多様な主体との連携を図り、持続可能な地域づくりを推進します。 | 協働交通政策課 |
| (79)市有地等管理事業による公共施設の再編や有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の人口ビジョン※における長期的にみた人口規模や市民ニーズの変化等を踏まえ、市全体の公共施設を効率的に運営するため、玉野市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の再編、整備を推進します。 | 公共施設課 |
| (80)子ども・若者が集う交流の場、居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館や公民館、教育サポートセンターなど、既存の地域資源を活用した、児童・生徒の居場所づくりを推進します。また、子ども・若者がライフステージの変化に応じて居場所を活用できるよう、積極的な情報発信を行います。 ○ 子ども・若者のライフステージの変化等により切れ目が生じないように、インクルーシブな視点を持って官民が連携して居場所づくりを推進するとともに、既存施設の再編や用途廃止施設も積極的に居場所として活用できるよう検討していきます。 ○ 各地域と連携し、様々な活動や学習の場を提供し、地域における子どもの居場所づくりを推進します。(施策8再掲) | こどもみらい課 学校教育課 社会教育課 |
| (81)「たまの創生総合戦略」の施策との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ まちの魅力を発信し、人や企業、観光客等呼び込むシティプロモーション活動を推進します。 ○ 観光振興を通じたまちの魅力づくりを推進します。 | 秘書広報課 財政課 商工観光課 |

※ 令和7（2025）年における現行計画は「第3期たまの長期人口ビジョン・第3期たまの創生総合戦略」

【1】教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援サービスの見込み量算出にあたっては、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

【本市の教育・保育提供区域】

現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画の区域設定を継承し、市内全域を1区域とします。

また、教育・保育提供区域に提供されるサービスについては、教育・保育事業（保育所・幼稚園・認定こども園等）のほか、下記の地域子ども・子育て支援事業があります。

【地域子ども・子育て支援事業】

| 事業名 |
|----------------------------------|
| (1) 時間外保育事業（延長保育事業） |
| (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| (3) 地域子ども楽級推進事業 |
| (4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・児童館） |
| (5) 一時預かり事業（一時保育事業） |
| (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ） |
| (7) 病児・病後児保育事業 |
| (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） |
| (9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） |
| (10) 妊産婦健康診査 |
| (11) 養育支援訪問事業 |
| (12) 利用者支援事業 |
| (13) 妊婦等包括相談支援事業 |
| (14) 産後ケア事業 |
| (15) 子育て世帯訪問支援事業 |
| (16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |

NEW

【2】玉野市幼保一体化等将来計画

本市では、令和2（2020）年度に、少子化による園児数の減少や施設の老朽化、また国の制度見直し等、本市を取り巻く環境の変化を勘案しながら、本市における幼保一元化等の望ましいあり方についての方向性を「玉野市幼保一体化等将来計画（改正版）」として取りまとめています。

この改正版の計画に基づき、幼保一体化の取組を進めていますが、状況の変化に応じて随時見直しを行っていきます。

| 地区 | 保育園 | 幼稚園 | 取組方針 |
|----------|---------------|-----|---|
| 田井 | 田井 | 田井 | 2園（田井幼、田井保）の統合を目指す |
| 宇野 築港 | 築港ちどり （民） | — | 現状のとおり |
| | 宇野 | 宇野 | 3園（宇野幼、宇野保、玉認定こども園）の統合を目指す |
| 玉 | 玉認定こども園 | | ・3園の統合に向けて計画進行中 |
| 玉原 | 玉原認定こども園 | | 現状のとおり |
| 和田 | 和田 | 和田 | 2園（和田保、渋川保）の統合を目指す |
| 日比 | 渋川 | 日比 | ・和田幼稚園は令和5年度末で閉園し日比幼稚園に統合済 ・日比幼稚園は令和7年度末で休園予定 ・和田保育園は令和8年度から和田認定こども園へ移行 |
| 荘内 | 紅陽台ちどり （民） | 荘内 | 統 合 済 ・ちどり保育園（紅陽台、槌ヶ原）は現状のとおり ・荘内南幼稚園は令和6年度末で閉園し荘内幼稚園へ統合済 |
| | 槌ヶ原ちどり （民） | 荘内南 | |
| 八浜 | 八浜認定こども園 | | 現状のとおり |
| | 大崎認定こども園 | | 現状のとおり |
| 山田 | サンマリン認定こども園 | | 統 合 済 ・銚立認定こども園は令和3年度末で閉園しサンマリン認定こども園に統合済 |
| 東児 | 銚立認定こども園 | | |

注：本表は計画策定時（令和3（2021）年3月）をもとに現時点（令和8（2026）年3月）のものを記載しています。

【3】 幼児期の学校教育・保育の見込量と提供体制

各事業のこれまでの実績等を踏まえて算出した見込量に対応できる提供体制の確保について、次のとおり設定しました。

1 幼稚園・認定こども園のニーズ（3歳以上の教育利用）

| 認定区分 | 対象者 | 利用サービス |
|------|--|-----------------|
| 1号認定 | ・子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 | ・幼稚園 ・認定こども園 |
| 2号認定 | ・子どもが満3歳以上で、共働き※であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭 | ・幼稚園 ・認定こども園 |

※ ひとり親家庭を含む（以下同様）

【見込量と確保方策】

| 単位(人) | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|----------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 幼稚園及び認定こども園 | 124 | 86 | 62 | 52 | 41 |
| | 幼稚園及び認定こども園(1号認定) | 115 | 80 | 57 | 48 | 38 |
| | 幼稚園及び認定こども園(2号認定) | 9 | 6 | 5 | 4 | 3 |
| 確保方策② (提供量) | 幼稚園及び認定こども園 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 過不足②－① | | 116 | 154 | 178 | 188 | 199 |

【確保方策】

- 計画期間内の見込量に対する確保方策（定員）は240人と、必要量を十分に確保できる見込みです。見込量は減少傾向で推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量を確保できる見通しです。

2 保育所・認定こども園のニーズ（3歳以上の保育利用）

| 認定区分 | 対象者 | 利用サービス |
|------|--------------------|-----------------|
| 2号認定 | ・子どもが満3歳以上で、共働きの家庭 | ・保育所 ・認定こども園 |

【見込量と確保方策】

| 単位(人) | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|----------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 保育所及び認定こども園 | 739 | 712 | 686 | 661 | 637 |
| 確保方策② (提供量) | 保育所及び認定こども園 | 838 | 838 | 838 | 838 | 838 |
| 過不足②-① | | 99 | 126 | 152 | 177 | 201 |

【確保方策】

- 計画期間内の見込量に対し、保育所及び認定こども園の定員（3歳以上）は838人と、必要量を確保できる見込みです。見込量は減少傾向で推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量を確保できる見通しです。

3 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ（0～2歳児）

| 認定区分 | 対象者 | 利用サービス |
|------|--------------------|---------------------------|
| 3号認定 | ・子どもが満3歳未満で、共働きの家庭 | ・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育 |

【見込量と確保方策】

| <0歳児>単位(人) | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|---------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 保育所及び認定こども園 ＋地域型保育 | 105 | 105 | 104 | 103 | 102 |
| 確保方策 (提供量) | 保育所及び認定こども園 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計② | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |
| 過不足②－① | | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |

| <1歳児>単位(人) | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|---------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 保育所及び認定こども園 ＋地域型保育 | 189 | 186 | 182 | 179 | 176 |
| 確保方策 (提供量) | 保育所及び認定こども園 | 193 | 193 | 193 | 193 | 193 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計② | 193 | 193 | 193 | 193 | 193 |
| 過不足②－① | | 4 | 7 | 11 | 14 | 17 |

| <2歳児>単位(人) | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|---------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 保育所及び認定こども園 ＋地域型保育 | 205 | 203 | 201 | 199 | 197 |
| 確保方策 (提供量) | 保育所及び認定こども園 | 224 | 224 | 224 | 224 | 224 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計② | 224 | 224 | 224 | 224 | 224 |
| 過不足②－① | | 19 | 21 | 23 | 25 | 27 |

【確保方策】

- 計画期間内の見込量に対し、0～2歳のそれぞれの定員で必要量を確保できる見込みです。0歳については定員にほとんど余裕はありませんが、1～2歳については多少定員に余裕があります。

【4】地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制

各事業のこれまでの実績等を踏まえて算出した見込量に対応できる提供体制の確保について、次のとおり設定しました。

1 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

| 単位(人) | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| 確保方策(提供量)② | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| 過不足②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策】

- 本市の場合、6園で19時まで実施しています。今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。
-

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

学校、家庭、地域の協力のもとに、小学校1～6年生までの児童のうち、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象として、授業終了後及び長期休暇期間に、適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全な育成を図ります。

| <低学年> 単位(人) | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 555 | 530 | 505 | 482 | 460 |
| 確保方策(提供量)② | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 |
| 過不足②-① | -25 | 0 | 25 | 48 | 70 |

| <高学年> 単位(人) | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 245 | 241 | 238 | 234 | 231 |
| 確保方策(提供量)② | 230 | 230 | 230 | 230 | 230 |
| 過不足②-① | -15 | -11 | -8 | -4 | -1 |

【 確保方策 】

- 本市では、市内の小学校に通学する児童を対象に、全14小学校区で事業を実施しています。
- 現状で過密度が高い放課後児童クラブや、今後、学校適正化に伴う放課後児童クラブの集約により新たにクラブ室の確保が必要となる放課後児童クラブについて、5か年で4か所程度の施設整備を進めます。
- 国の目指す放課後子供教室との一体化については、本市においては運営主体、活動場所、時間等が異なることから、即時での対応は難しいものの、一体化の方針に基づき、交流等を可能な所から実施します。

3 地域子ども楽級推進事業

市内の小学校に通学する児童が自然体験やスポーツ、伝統文化継承活動などの様々な体験活動や世代間交流など、地域に根ざした活動等を行う事業です。活動は放課後、休業日等を利用して、公民館や社会教育施設及び学校等で行います。

| 単位(人/年) ※延べ参加者数 | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|-----------------|-----------|------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量(人) | | 7,200 | 7,000 | 6,600 | 6,100 | 5,600 |
| | 活動回数(回/年) | 270 | 270 | 270 | 260 | 250 |
| 確保方策 (提供量) | 活動内容 | 伝統文化体験、調理、スポーツ、図画工作、科学、世代間交流 | | | | |
| | 実施時期 | 毎月1～3回、5月～2月 | | | | |

【確保方策】

- 子どもの安全・安心な活動の充実を図りながら、地域と連携して、成長の支援に努めます。

4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・児童館）

子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。親子の遊び場、交流の場として提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成支援、また、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

| 単位(人回/年) ※延べ利用回数 | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|--|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | | 7,390 | 7,390 | 7,390 | 7,390 | 7,390 |
| 実施か所数 | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 確保方策(提供量)② | | 13,128 | 13,128 | 13,128 | 13,128 | 13,128 |
| 過不足②-① | | 5,738 | 5,738 | 5,738 | 5,738 | 5,738 |

【確保方策】

- 事業内容の充実を図りながら、サービスを実施するとともに、こども家庭センターとの連携やその周知を図り、利用の促進に努めます。

5 一時預かり事業（一時保育事業）

冠婚葬祭・出産・仕事・病気・疲れ・看護・介護等で子どもの世話ができなくなったとき、あらかじめ登録した上で、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園在園児（認定こども園の教育利用児を含む。）については、「幼稚園在園児を対象とした預かり保育」により、それ以外に対しては、「保育所における一時預かり」により実施します。

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 幼稚園 在園児対象 | 見込量① | 256 | 246 | 237 | 228 | 220 |
| | 1号認定の見込量 | 166 | 156 | 147 | 138 | 130 |
| | 2号認定の見込量 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 確保方策(提供量)② | 256 | 246 | 237 | 228 | 220 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 保育所における 一時預かり | 見込量① | 1,865 | 1,865 | 1,865 | 1,865 | 1,865 |
| | 確保方策(提供量)② | 1,865 | 1,865 | 1,865 | 1,865 | 1,865 |
| 過不足②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【 確保方策 】

- 幼稚園在園児については、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。また、幼稚園在園児以外の保育所の一時的預かり保育事業についても、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 確保方策(提供量)② | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| 過不足②-① | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |

【 確保方策 】

- 本市では令和6（2024）年度から事業を実施しており、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

7 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 確保方策(提供量)② | 260 | 260 | 260 | 260 | 260 |
| 過不足②-① | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |

【 確保方策 】

- 現在、本市では、たまの病院において実施（令和7（2025）年1月現在）していますが、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 413 | 413 | 413 | 413 | 413 |
| 確保方策(提供量)② | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 |
| 過不足②-① | 287 | 287 | 287 | 287 | 287 |

【確保方策】

- 現在、本市では、児童館において実施（令和6（2024）年4月現在）していますが、放課後の居場所のみでなく、就学前児童を含めた幅広いニーズに対応できる事業です。今後も、会員の確保と利用促進を図りながら、継続して実施します。

9 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

| 単位(人/年) | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 228 | 219 | 212 | 206 | 199 |
| 確保方策(提供量)② | 228 | 219 | 212 | 206 | 199 |
| 過不足②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策】

- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

10 妊産婦健康診査

妊産婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

| 単位(人/年) | | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|---------------|-----------|--|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量(人) | | 2,835 | 2,771 | 2,708 | 2,647 | 2,587 |
| | 健診回数(回/年) | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 確保方策 (提供量) | 実施場所 | 医療機関 | | | | |
| | 検査項目 | 体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査・産後EPDS 等 | | | | |
| | 実施時期 | 通年 | | | | |

【 確保方策 】

- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

11 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援など）を行う事業です。

| 単位(人/年) | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 271 | 271 | 271 | 271 | 271 |
| 確保方策(提供量)② | 271 | 271 | 271 | 271 | 271 |
| 過不足②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【 確保方策 】

- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

12 利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、子育て支援施設や事業などを円滑に利用してもらうため、様々な情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行う事業です。利用者支援事業の主な内容として、「利用者支援」と「地域連携」の2つがあります。

| 単位(か所) | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 確保方策(提供量) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【 確保方策 】

- 平成 30 (2018) 年 4 月から母子保健型 (1 か所) を、令和元 (2019) 年 5 月から基本型 (1 か所) を開始しています。令和 6 (2024) 年 4 月から母子保健型は、こども家庭センター型へ移行しており、基本型と連携しながら、子育て家庭へ寄り添う支援の強化に努めます。

13 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

| 単位(人回/年) ※延べ利用回数 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 638 | 638 | 638 | 638 | 638 |
| 確保方策(提供量)② | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 |
| 過不足②-① | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 |

【 確保方策 】

- 令和 6 (2024) 年度まで「出産・子育て応援事業」として実施していた事業で、令和 7 (2025) 年度より「妊婦等包括相談支援事業」として事業を継続実施します。

14 産後ケア事業

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 確保方策(提供量)② | 250 | 265 | 265 | 265 | 265 |
| 過不足②-① | 70 | 85 | 85 | 85 | 85 |

【 確保方策 】

- 近年利用者が増えている事業で、計画期間内の利用者も増加が見込まれますが、提供体制を確保できる見通しです。

15 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 |
| 確保方策(提供量)② | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 |
| 過不足②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【 確保方策 】

- 令和6(2024)年度から実施する新規事業となっており、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

16 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） NEW

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

| 単位(人日/年) ※延べ利用人数 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 見込量① | 40 | 38 | 38 | 37 | 36 |
| 確保方策(提供量)② | 40 | 38 | 38 | 37 | 36 |
| 過不足②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 令和8（2026）年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

【 確保方策 】

- 令和8（2026）年度からの給付制度化（全国全ての自治体での実施）に向けて進められており、本市においては計画初年度の令和7（2025）年度から実施しています。今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

【1】庁内推進体制

本計画は、子育て支援だけでなく、若者を含む幅広い層を対象とした計画です。そのため、教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等市政の幅広い分野にわたり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。

そのため、関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、子どもから若者の施策に関する幅広い取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】市民の参画や地域との連携

本計画を実効性のあるものとするためには、市民と行政、そして関係機関との連携、協働により施策を推進する必要があります。そのため、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解とともに、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

また、市の広報やホームページ、公式SNSやアプリなどの活用をはじめ、催事の場合など様々な機会を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、子ども・子育て支援、貧困対策、若者施策に対する市民の意識の向上を図ります。

【3】玉野市子ども・子育て会議

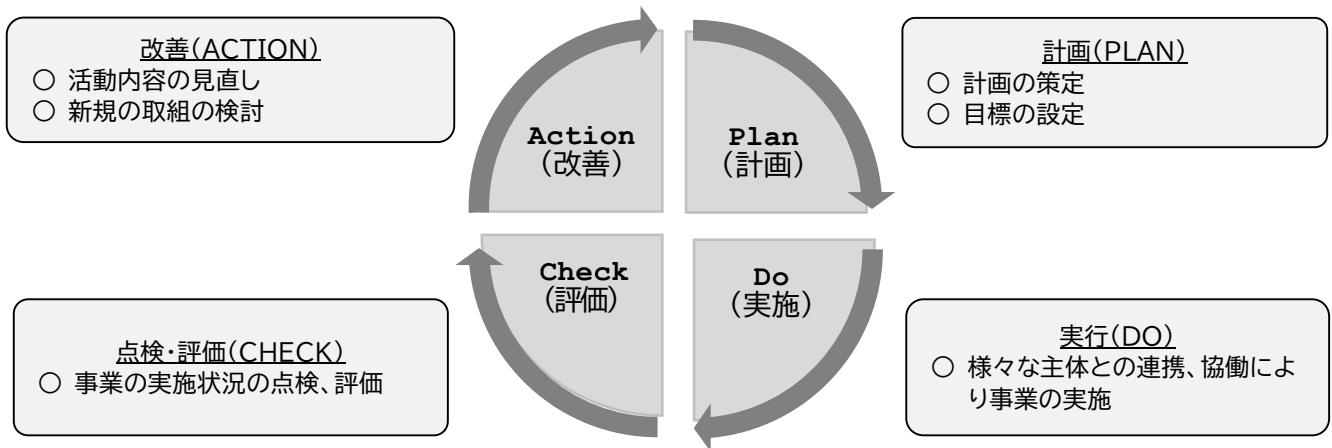
本計画は、有識者、関係団体等で構成する「玉野市子ども・子育て会議」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進に当たっては、同会議の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

【4】計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証していくことが重要です。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルによる進捗評価】



【1】玉野市子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 1 月 31 日

告示第 35 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日告示第 54 号

令和 6 年 3 月 29 日告示第 64 号

令和 7 年 5 月 30 日告示第 206 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 2 条及び子ども基本法(令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。)に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、支援法第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する基本法第 10 条第 2 項に定める市町村子ども計画により、総合的かつ効果的に推進するため、玉野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(一部改正〔令和 7 年告示 206 号〕)

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 玉野市子ども・若者計画に関すること。
- (2) 支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(一部改正〔令和 7 年告示 206 号〕)

(組織)

第 3 条 子育て会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育・保育分野代表
- (3) 子育て関係団体代表
- (4) 労働者代表
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 前項第 1 号から第 6 号までの委員の数は、20 人以内とする。

(一部改正〔令和 7 年告示 206 号〕)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こどもみらい課において行う。

(一部改正〔平成28年告示54号・令和6年64号〕)

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日告示第54号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第64号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月30日告示第206号)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

【2】玉野市子ども・子育て会議委員名簿

| | 区分 | 所属 | 役職 | 氏名 |
|----|-----------------|---|----------------------|--------|
| 1 | 学識経験者 | 三宅医院 心理臨床室 ノートルダム清心女子大学 | 室長 名誉教授 | 清板 芳子 |
| 2 | 教育・保育分野 | 玉野市保育協議会 | 会長 | 石田 亜古 |
| 3 | | 玉野市幼稚園長会 | 会長 | 片山 佳子 |
| 4 | | 小学校長会 | 築港小学校校長 | 谷 あゆみ |
| 5 | | 中学校長会 | 八浜中学校校長 | 兒山 幸 |
| 6 | | 玉野商工高等学校 | 校長 | 妹尾 英津子 |
| 7 | | 玉野市教育サポートセンター | 主幹 | 進賀 友一 |
| 8 | | 子育て当事者 | 玉野市幼・小・中学校PTA 連合会 | 会長 |
| 9 | 玉野市特定教育・保育施設 | | 保護者代表 | 下木 舞子 |
| 10 | 玉野市幼児クラブ連絡協議会 | | 会長 | 三宅 静香 |
| 11 | 社福・支援団体 | 社会福祉法人四ツ葉会 | 園長 | 松岡 康弘 |
| 12 | | おかえり食堂、主任児童委員 | | 町野 弘美 |
| 13 | 子育て応援企業 | 株式会社おもちゃ王国 | 取締役統括 マネージャー | 竹内 大器 |
| 14 | | 株式会社ドウ・ワン・ソーイン グ岡山工場 (たまのの定住促進協力企業等 登録制度第1号) | 物流管理課課長 | 大岩 生知 |
| 15 | 労働者代表 | 玉野地区労働者福祉協議会 | 事務局長 | 吉田 裕 |
| 16 | その他 (移住者の視点) | 移住者 | 移住者 | 岩尾 洋子 |

【3】策定経過

【令和7（2025）年度】

| 期日 | 項目 | 内容 |
|------------------------|------------------|--|
| 6月5日（木） | 第1回 玉野市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ こども・若者計画について ・ こども・若者計画策定に向けたアンケート等の実施とスケジュールについて ・ 子ども・若者施策を取り巻く本市の現状 ・ 子ども・子育て関連協議団体の取り扱いについて |
| 7月 | アンケート調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 玉野市 小学生・中学生の生活アンケート ・ 子どもの生活実態に関する調査（保護者） ・ 玉野市 若者の意識と生活に関するアンケート調査 |
| 8月 | グループインタビュー調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生グループ ・ 大学生（専門学校生）グループ ・ 若者グループ |
| 9月25日（木） | 第2回 玉野市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 玉野市こども・若者計画（仮称）骨子案について ・ 玉野市こども・若者計画（仮称）策定に関するアンケート結果等について ・ 玉野市こども・若者計画（仮称）の施策体系とこども・若者支援施策について |
| 11月27日（木） | 第3回 玉野市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 玉野市こども・若者計画（仮称）素案について ・ アンケート結果に関する他自治体との比較 |
| 12月26日（金） ～1月26日（月） | パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「玉野市こども・若者計画（素案）」の計画案について |
| 2月19日（木） | 第4回 玉野市子ども・子育て会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 玉野市こども・若者計画最終案について |

玉野市こども・若者計画

発行年月／令和8（2026）年3月

発行者／玉野市 健康福祉部 こどもみらい課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

電話（0863）32-5554

FAX（0863）32-5514

メール kodomo@city.tamano.lg.jp
